

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 (オフィス減税、雇用促進税制)
内閣02	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
内閣03	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (特別控除、特別償却、課税の特例)
内閣04	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
内閣05	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
内閣06	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
内閣07	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (特別控除、課税の特例)
内閣08	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長 (特別控除、特別償却)
内閣09	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (特別控除、特別償却、課税の特例)
内閣10	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長

<平成31年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣01-1）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)（オフィス減税）										
措置の内容	平成28年度時点	地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法の認定を受けた法人が、認定後2年経過までに、地方活力向上地域内において、特定建物等の取得等をした場合には、取得価額の15%（移転型計画の場合には25%）の特別償却又は2%（移転型計画の場合には4%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。 なお、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成27年8月10日）から平成29年3月31日までの期間内に認定を受けた場合には、①上記の特別償却又は②取得価額の4%（移転型計画の場合には7%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度）ができる。										
	平成29年度税制改正以後	税額控除割合が4%（移転型計画の場合には7%）の対象となる計画の認定期限を1年延長										
	平成30年度税制改正以後	地域再生法の改正に伴い、「準地方活力向上地域」として近畿圏の中心部及び中部圏の中心部が、移転型事業の対象地域に追加された。										
政策目的		企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象								
	法人税	法人住民税	法人事業税									
関係条項		指法第42条の11の3、第68条の15										
要望内容		東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。										
創設年度		H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01					区分	拡充		

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）							
	(参考) 適用件数 (法人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位 10社割合（法人税（特別償却）・%）			(参考) 減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置等の影響額（地方法人二税・地方法人特別税・百万円）			目標					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (累計) (件)	将来予測	実績	目標達成度	租税特別措置等による直接的効果	目標達成度	租税特別措置等による直接的効果	
累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H27	不明	4	-	4	不明	▲149.7	-	-	-	不明	▲27.8	-	▲37.7	-	不明	不明	77	77	不明	-	
H28	900	20	2.2%	20	▲3,331.5	▲1,582.1	47.5%	-	99.3%	▲429.8	▲14.2	3.3%	▲17.7	-	900	900	158	81	不明	-	
H29	94	34	36.2%	-	▲1,636.6	▲1,436.6	87.8%	-	-	▲411.1	▲203.2	49.4%	-	-	994	94	227	69	不明	-	
H30	606	-	-	-	▲4,041.0	-	-	-	▲1,095.6	-	-	-	不明	1,005	11	-	-	-	-		
H31	460	-	-	-	▲3,730.0	-	-	-	▲1,194.2	-	-	-	7,500	1,465	460	-	-	-	-		
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H35～ 未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別（オフィス減税分、雇用促進税制分）に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（オフィス減税）		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	■拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「認定取得企業に対する実績調査より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 算定根拠については、アンケート結果を直接記載しており、推計はしていないため「認定取得企業に対する調査より」と修正した。また、適用数の内訳（特別償却及び税額控除）について追記を行った。 【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
--

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将來の適用数（平成31年度の法人税）が予測されていない。 ② 将來の適用数（平成30年度の法人税）について、「606件（推計）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 また、適用数の内訳として、特別償却分及び特別控除分の適用数をその算定根拠とともに明らかにされたい。 ③ 将來の適用数（法人税）606件（平成30年度）が過去の実績20件（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 平成31年度の適用数については、現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討をしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。 ② 別添（1）を添付したので参照されたい。 ③ 本社機能の地方移転や地方での拡充は、検討開始から計画認定までに、立地場所選定や社内合意などで一定の期間を要する。また、税制適用を受けるためには、上述のとおり、事業計画の認定を経て、設備投資を実際にを行い、設備の取得・供用開始の後、最初の会計年度終了時に、初めて適用可能となるものであり、長時間を要するとともに認定と適用の間にタイムラグが発生することにより適用数が少なくなっている面がある。
--

さらに、整備計画の認定を受けた事業者であっても、当該年度中に特定業務施設の建設・取得等を終えることができないケースもあり、また実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事業変更や利益の有無等の各種要因により税制の活用を断念したケースもみられた等の理由から、これまでの税制の適用に至らなかったケースがあつたと考えられる。

なお、今後は平成27年度～平成29年度に認定を受けた企業で特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられるため、税制適用企業数は増加するものと考えられる。さらに、認定事業者に対するアンケート調査などを踏まえて平成30年度税制改正において要件変更等を行ったところであり、今後は、改正内容等についても広く広報・周知を図っていくことで、適用数の増加を図る。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ②・③ 補足説明では、別添（1）「<一般> KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上」、「<小規模事業>認定件数を450件と推計」、「<準地方活力向上地域への移転型事業>認定件数を30件と推計」の算定根拠が明らかにされておらず、そのため、過去の実績20件（平成28年度）と大きくかけ離している原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の減収額（平成29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「認定取得企業に対する実績調査等より作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人税）について、特別償却及び税額控除の二つの措置ごとの内訳が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 平成29年度については、認定取得企業に対する調査を集計したものであるため（よって算定式は存在しない）、その旨の修正を行った。また、法人住民税及び法人事業税の算出根拠についても備考欄に詳述した。加えて、御指摘の減収額と適用額の別についても、御指摘を踏まえ修正した。 ② 御指摘を踏まえ、特別償却と税額控除について追記した。 【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将來の減収額（平成31年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。 ② 将來の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将來の減収額（平成30年度及び31年度の法人税）について、特別償却及び税額控除の二つの措置ごとの内訳が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 平成31年度の減収額については、現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。 ② 別添（1）を添付したので参照されたい。 ③ 平成30年度については特別償却及び税額控除別の追記を行った。また、平成31年度においては上述のとおり、措置内容については外部有識者会議の議論を踏まえつつ検討するとしているため、追加的措置を考慮した減収額を示すことは困難な状況。
--

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成31年度においては上述のとおり、措置内容については外部有識者会議の議論を踏まえつつ検討するとしているため、追加的措置を考慮した減収額を示すことは困難な状況」との説明では、平成31年度について分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する過去の効果（平成27年度から29年度まで）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する過去の効果について、「本税制措置により、既に238件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（238件）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 「10有効性等①適用数」において既に記載している。
- ② 「10有効性等①適用数」の注1において既に記載している。なお、分かりやすさの観点から若干の修正を行った。
- ③ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化件数、地方拠点における安定した良質な雇用者数の増加が、本特例措置による直接的な効果になるとを考えている。なお、アンケートについて、今後、手法等について検討をしてまいりたい。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する将来の効果（平成30年度及び31年度）が年度ごとに予測されていない。
- ② 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する将来の効果について、「本税制措置により、既に238件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
- ④ 達成目標（2020年までの5年間で、雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を7,500件増加）について、本特例措置の拡充を要望しているにもかかわらず、本特例措置が拡充されなかった場合と拡充された場合の将来の効果の違いについて予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 平成30年度においては1980件の認定及びそれに伴う606件の適用（別添（1）に詳述）と試算しており、平成31年度については現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。
- ② 「10有効性等①適用数」の注に記載している。
- ③ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化件数、地方拠点における安定した良質な雇用者数の増加が、本特例措置による直接的な効果になるとを考えている。なお、アンケートについて、今後、手法等について検討をしてまいりたい。
- ④ 現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中、現時点では拡充された場合と拡充されなかった場合について示すことは困難な状況。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の効果（平成31年度）が予測されていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

<平成31年度税制改正要望関係> 税制特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣01-2）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)（雇用促進税制）											
措置の内容	平成28年度時点	(1) 次の①から④までの要件を満たす場合には、40万円に特定地域基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除（当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度）ができる。 ① 適用年度等において事業主都合による離職者がないこと。 ② 基準雇用者が4人以上（中小企業者等は2人以上）であること。 ③ 基準雇用者割合が10%以上であること又は前期末の雇用者の数が零であること。 ④ 給与等支給額が比較給与等支給額以上であること。 (2) 地域再生法の認定事業者が、上記(1)の要件のうち③以外の要件を満たす場合には、20万円（上記(1)③の要件も満たす場合には50万円）に地方事業所基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除（上記(1)及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度）ができる。 (3) 上記(2)の適用を受ける又は受けた地域再生法の認定事業者は、30万円に地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額の税額控除（上記(1)、(2)及び地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の税額控除と合計して当期の法人税額の30%を限度）ができる。											
	平成29年度税制改正以後	上記(2)の制度について、地方事業所基準雇用者数のうち特定業務施設における無期かつフルタイムの新規雇用者に係る税額控除額を一人当たり10万円上乗せするとともに、特定業務施設における新規雇用者の総数に占める非正規雇用者の割合が40%を超える場合には、その超過分に係る税額控除額を一人当たり10万円減額する等の見直しを行った。											
	平成30年度税制改正以後	特定地域基準雇用者数に係る措置（特定地域基準雇用者数に40万円を乗じて計算した金額の税額控除）を廃止											
政策目的		企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現すること。											
評価対象税目		義務対象		努力義務対象									
		法人税	法人住民税										
関係条項		措法第42条の12、第68条の15の2											
要望内容		東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。											
創設年度		H27	過去の政策評価の実績	H27内閣04、H28内閣02、H29内閣01				区分	拡充				

【総括表】

（参考） 適用件数 (法人税・件)	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）					
	適用実態調査 における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査に おける適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (法人住民税・百万円)			適用実態調査にお ける租税特別措置 ごとの影響額（法 人住民税・百万 円）	目標								
		将来予測	実績	実績÷将来予測		実績	将来予測	実績		目標値 (累計) (人)	将来予測	実績	目標 達成度	目標 値 (累計) (人)	将来予測	実績	目標 達成度	
		累計	単年度	累計		累計	単年度	累計		累計	単年度	累計	単年度	租特の直 接的効果	将来予測	実績	目標 達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H27	不明	7	-	7	不明	▲3.8	-	-	不明	▲0.5	-	内訳不明	-	-	不明	4,447	不明	-
H28	1,500	5	0.3%	5	▲7,370.0	▲4.9	0.1%	-	▲950.7	▲0.6	0.1%	内訳不明	-	-	11,560	3,252	不明	-
H29	18	6	33.3%	-	▲73.0	▲30.2	41.4%	-	▲9.4	▲3.9	41.5%	-	-	不明		2,731	不明	-
H30	1,417	-	-	-	▲6,307.0	-	-	-	▲814.0	-	-	不明	19,605	8,045		-	-	-
H31	1,351	-	-	-	▲7,170.0	-	-	-	▲924.9	-	-	40,000	35,605	16,000	-	-	-	-
H32	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H35～ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 内閣01は、評価書に記載されている関係条項別（オフィス減税分、雇用促進税制分）に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充（雇用促進税制）		
税目	法人税、法人住民税		
区分	□新設	■拡充	□延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の適用数（平成29年度の法人税）について、「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数（厚生労働省）」より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 平成29年度の適用件数（6件（推計））の算定根拠については、別添（2）の「地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計」のP2を参照。 【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将來の適用数（平成31年度の法人税）が予測されていない。 ② 将來の適用数（平成30年度の法人税）について、「1,417件（推計）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将來の適用数（法人税）1,417件（平成30年度）が過去の実績5件（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 平成31年度の適用数については、現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。 ② 別添（1）の「地方拠点強化税制における減収見込み（試算）」を添付する。なお、1,417件は、添付の5枚目のシートの「一般移転型大企業上乗せ部分」20件、「一般移転型中小企業上乗せ部分」180件、「一般拡充型大企業基本部分」87件、「一般拡充型中小企業基本部分」780件、「小規模事業移転型大企業上乗せ部分」6件、「小規模事業移転型中小企業基本部分」54件、「小規模事業拡充型大企業基本部分」26件、「小規模事業拡充型中小企業基本部分」234件、「準地方活力向上地域への移転型事業大企業上乗せ部分」3件、「準地方活力向上地域への移転方事業中小企業上乗せ部分」27件の合計である。それぞれの算出については、4枚目のシートを参照。 ③ 件数が乖離していることについては、 ・整備計画の認定を受けた事業者が、当該年度中に特定業務施設に建設・取得等を終えることができないケースもあり、また実際に整備事業を進めていく過程で、個別

企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケースも見られたこと
・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度中に雇用者を増加させた場合に受けられるものであるが、特定業務施設の整備状況に影響を受けるとともに、特定業務施設の整備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定程度の期間を要する
から、これまで税制の適用に至らなかったケースがあったこと、今後は特定業務施設の整備を終えた企業による採用・転勤が進むと考えられ、税制の適用を受ける企業は増加するものと考えられる。さらに認定事業者に対するアンケート調査などを踏まえて平成30年度税制改正において要件変更等を行ったところであり、今後は、改正内容等についても広く広報・周知を図っていくことで、適用数の増加を図る。

【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② ③ 補足説明では、別添（1）「<一般> KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上」、「<小規模事業>認定件数を450件と推計」、「<準地方活力向上地域への移転型事業>認定件数を30件と推計」の算定根拠が明らかにされておらず、そのため、将来の適用数（法人税）1,417件（平成30年度）が過去の実績5件（平成28年度）と大きくかけ離している原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。
--

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の減収額（平成29年度の法人税及び法人住民税）について、「認定取得企業に対する実績調査等より作成」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 平成29年度の減収額（法人税30.2百万円）の算定根拠については、別添（2）の「地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計」のP10を参照。なお、法人住民税については、評価書の備考にもあるとおり、法人税に12.9%を乗じて試算している。 【点検結果】 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
--

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 将來の減収額（平成31年度の法人税及び法人住民税）が予測されていない。 ② 将來の減収額（平成30年度の法人税及び法人住民税）について、「推計値」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 将來の減収額（法人税）6,307百万円（平成30年度）が過去の実績4.9百万円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。 【内閣府の補足説明】 ① 平成31年度の減収額については、現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で31年度分について示すことは困難な状況。 ② 平成29年度の減収額（法人税6,307百万円）の算定根拠については、別添（2）の「地方拠点強化税制における雇用促進税制に係る推計」のP11を参照。なお、法人住民税については、評価書の備考にもあるとおり、法人税に12.9%を乗じて試算している。 ③ 減収額が乖離していることについては、 ・整備計画の認定を受けた事業者が、当該年度中に特定業務施設に建設・取得等を終えることができないケースもあり、また実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業における事情変更や利益の有無等の各種要因により税制の適用を断念したケ
--

<p>ースも見られたこと</p> <p>・雇用促進税制については、特定業務施設を整備した後に、当該施設において事業年度中に雇用者を増加させた場合に受けられるものであるが、特定業務施設の整備状況に影響を受けるとともに、特定業務施設の整備後、労働者の採用・転勤による特定業務施設における雇用まで、一定程度の期間を要する</p> <p>から、これまで税制の適用に至らなかったケースがあったこと、今後は特定業務施設の整備を終えた企業による採用・転勤が進むと考えられ、税制の適用を受ける企業は増加するものと考えられ、それに伴い減収額も増加するものと考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明では、別添(2)のP11の減収額の算定の大元として、P3の「KPIで掲げられた目標(5年で地方拠点強化7,500件)から、平成30年度分1,500件に加え、小規模事業450件、準地方活力向上地域30件と仮定する」の算定根拠が明らかにされておらず、そのため減収額が多額になっており、過去の実績4.9百万円(平成28年度)と大きくかけ離している原因が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の効果(平成27年度から29年度まで)が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の効果について、「既に10,918人の地方における雇用が生じているところ(計画含む)」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の効果について「本税制措置により、既に238件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され」と説明されているが、過去の適用数5件(平成28年度)及び6件(平成29年度)は、10件未満であり、前回評価時の将来予測11件(平成28年度)及び18件(平成29年度)の半数以下と想定外に僅少である。そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。</p> <p>④ 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する過去の直接的な効果について、過去の効果(10,918人)から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
--

【内閣府の補足説明】

<p>① 都道府県が認定した特定業務施設整備計画における採用や転勤の計画から集計すると、平成27年度4447人、平成28年度3252人、平成29年度2731人となる。</p> <p>② 上記①に加え、平成30年度(6月まで)に認定した計画における488人を加えると、10918人となる。</p> <p>③ (3) (3) (5) ③の補足説明に記載した理由等から、過去の適用件数は僅少であるが、地方拠点の拡充・移転への事業主のインセンティブとなっていることから、現状においても、本特例措置は達成目標の実現に寄与しているものと考えている。</p> <p>④ 整備計画の認定により行われる企業の地方拠点強化件数、地方拠点における安定した良質な雇用者数の増加が、本特例措置による直接的な効果になるとを考えている。 なお、アンケートについて、今後、手法等について検討してまいりたい。</p>

【点検結果】

<p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、補足説明では、把握された効果の算定根拠(計算式及び計算に用いた数値)が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

<p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将來の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する将来的効果(平成30年度及び31年度)が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する将来的効果について、「既に10,918人の地方における雇用が生じているところ(計画含む)」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)に対する将来的直接的な効果について、将来的効果(10,918人)から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後の直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標(2020年までの5年間で、本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を4万人増加)について、本特例措置の拡充を要望しているにもかかわらず、本特例措置が拡充されなかつた場合と拡充された場合の将来的効果の違いについて予測されていない。</p>
--

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 平成30年度においては新規雇用者数8,045人(別添(2)参照)と試算しており、平成31年度については現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中で平成31年度について示すことは困難な状況。</p> <p>② (6) ②のとおり。</p> <p>③ (6) ④のとおり。</p> <p>④ 現在税制改正要望中であるが、措置内容については外部有識者会議等の議論を踏まえつつ検討するとしているため、そのような中、現時点では拡充された場合と拡充されなかつた場合について示すことは困難な状況。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来的効果(平成31年度)が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税3)
		② 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》</p> <p>地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、その認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画における地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例制度を受けることができる。</p> <p>(1) 特定業務施設を取得等した場合における特別償却又は税額控除制度(オフィス減税) (2) 整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)</p> <p>(1) オフィス減税 取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対して、 ・ 移転型事業の場合、25%の特別償却、又は7%の税額控除 ・ 拡充型事業の場合、15%の特別償却、又は4%の税額控除 ※取得価額が2,000万円以上(中小企業者の場合1,000万円以上)であることが要件</p> <p>(2) 雇用促進税制 ① 地方事業所基準雇用者数に係る措置 特定業務施設における当期增加雇用者(注) ※1人あたり (ア) 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者数 ⇒1人あたり60万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:30万円) (イ) 新規雇用者数から(ア)の数を控除した数 ⇒1人あたり50万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:20万円) (ウ) 特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した数 ⇒1人あたり50万円 (法人全体の雇用者増加率が5%未満(移転型)又は8%未満(拡充型)の場合:20万円) (注)ただし、法人全体の増加雇用者数を上限</p>			

②	地方事業所特別基準雇用者数に係る措置(移転型事業のみ) 特定業務施設における当期增加雇用者1人あたり30万円※の税額控除 ※②は最大3年間継続。ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は終了。 ※準地方活力向上地域内の場合は20万円。
《要望の内容》	東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢・中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。
《関係条項》	租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二
5 担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年7月 分析対象期間:平成27年10月2日～平成32年3月31日 (平成27年10月2日…本税制関連の地域再生計画の初認定日)
7 創設年度及び改正経緯	<p>○平成27年度 地方拠点強化税制の創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設) (2) 雇用促進税制の拡充 (地方拠点強化税制における雇用促進税制の創設)(地域再生法の認定地域再生計画に基づく整備計画の認定事業者に対する特別控除を上乗せ措置として拡充)</p> <p>○平成28年度 地方拠点強化税制の拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充)</p> <p>○平成29年度 地方拠点強化税制の拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)と維持するとともに、雇用促進税制について、質の高い雇用(無期雇用かつフルタイム)に対する控除額の上乗せ等)</p> <p>○平成30年度 適用期間の2年間の延長とともに、支援対象地域に近畿圏中心部及び中部圏中心部を追加。加えて、認定時の要件を雇用者数10人(中小5人)からそれぞれ5人(2人)とする要件の緩和等。</p>
8 適用又は延長期間	適用期間:平成32年3月31日

9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法(平成 17 年法律第 24 号) 第1条に「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）」を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」と規定。 第5条に「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。 <p>・まち・ひと・しごと創生基本方針 (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定、平成 28 年 6 月 2 日、平成 29 年 6 月 9 日、平成 30 年 6 月 15 日改訂) 地方創生のための施策として「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 26 年 12 月 27 日閣議決定、平成 27 年 12 月 24 日、平成 28 年 12 月 22 日、平成 29 年 12 月 22 日改訂) 「地方への新しい人の流れをつくる」ための施策として、「企業の地方拠点強化等」が位置づけられている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020 年までの5年間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の一部移転等により強化した企業の地方拠点における雇用者数を 4 万人増加 ・雇用者数増加のために必要な企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地方における地方拠点が移転・拡充されることによる、安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことが出来る。</p>

10 有効性等	① 適用数	<地域再生計画の認定状況等>					
			地域再生計画の認定 都道府県数	認定地域再生計画における目標値 整備計画認定期数 雇用創出数			
		合計数	44 都道府県(51 計画)	1,645 件	15,414 人	(平成 30 年 6 月末時点)	
		<地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定状況等>					
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度(注)
		認定整備 計画数	77 件	81 件	69 件	11 件	238 件
		雇用創出 人数	4,447 人	3,252 人	2,731 人	488 人	10,918 人
		雇用促進計 画受付件数	26 件	41 件	56 件	4 件	128 件
		(注) 認定整備計画数・雇用創出人数については、都道府県から内閣府に報告が あったもの。なお、平成 30 年度に関しては平成 30 年 7 月 15 日までに報告 があったもの。 雇用促進計画受付件数は平成 30 年 7 月 31 日までに労働局から報告の あったもの					
		<適用件数>					
		○オフィス減税					
		平成 27 年度 4 件(特別償却 2 件、税額控除 2 件) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」)					
		平成 28 年度 20 件(特別償却 4 件、税額控除 16 件) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」)					
		平成 29 年度 34 件(特別償却 5 件、税額控除 29 件) (認定取得企業に対する調査より)					
		平成 30 年度 606 件(特別償却 303 件、税額控除 303 件)(推計) (※根拠については、別添(1)参照)					
		平成 31 年度 精査中					
		○雇用促進税制					
		平成 27 年度 7 件(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)					
		平成 28 年度 5 件(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)					
		平成 29 年度 6 件(「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数 (厚生労働省)」より推計(平成 30 年 7 月末現在)) (※根拠については、別添(2)参照)					
		平成 30 年度 1,417 件(推計)(※根拠については、別添(2)参照)					
		平成 31 年度 精査中					

	<p>② 適用額</p> <p>○オフィス減税</p> <p>平成 27 年度 380 百万円(特別償却:301 百万円、税額控除 79 百万円) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」)</p> <p>平成 28 年度 1,687 百万円(特別償却:137 百万円、税額控除 1550 百万円) (「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」)</p> <p>平成 29 年度 1,573 百万円(特別償却:178 百万円、税額控除 1395 百万円) (認定取得企業に対する調査より集計)</p> <p>平成 30 年度 11,293 百万円(特別償却:9,075 百万円、税額控除 2,218 百万円)(推計) (※根拠については、別添(1)参照)</p> <p>平成 31 年度 精査中</p> <p>○雇用促進税制</p> <p>平成 27 年度 3.8 百万円(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)</p> <p>平成 28 年度 4.9 百万円(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)</p> <p>平成 29 年度 30.2 百万円(「雇用促進計画受付件数・達成状況報告件数(厚生労働省)」より推計(平成 30 年 7 月末現在))</p> <p>平成 30 年度 6,307 百万円(推計) (※根拠については、別添(1)参照)</p> <p>平成 31 年度 精査中</p> <p><適用件数や額が僅少である理由></p> <p>企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意などに一定の期間を要するものであり、したがって、税制適用の前提となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定までに長時間を要する。</p> <p>さらに、税制適用を受けるには、事業計画の認定を経て、設備投資を実際にを行い、特定業務施設の取得・供用開始の後、最初の会計年度終了時に初めて適用可能となるが、特定業務施設の取得には一定程度の長期間を要すること、また供用開始されたとしても実際に税制の適用を受けるまでには当該事業会計年度終了時となることなど、税制の適用までには長時間を要する。また、実際に整備事業を進めていく過程で、個別企業内の事情変更や利益法人であるか否か等の各種要因により税制適用の利用を断念したケースも見られ、これらも税制の適用件数や額が少なくなっている要因の一つと考えられる。</p> <p>今後、既に認定を受けた企業において特定業務施設の建設から取得までに至る企業が増加すると考えられることに加え、平成30年度税制改正において認定要件の緩和や対象地域の拡大を行ったことでより本社機能の移転や拡充を検討すること企業の裾野が広がることため、税制適用を受ける企業についても増加するものと考えられる。</p>
--	---

	<p>③ 減収額</p> <p>○オフィス減税</p> <p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27 年度</th><th>H28 年度</th><th>H29 年度</th><th>H30 年度</th><th>H31 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税 (法人税)</td><td>149.7</td><td>1,582.1</td><td>1,436.6</td><td>4,041</td><td>精査中</td></tr> <tr> <td>特別償却分</td><td>70.4</td><td>32.1</td><td>41.6</td><td>1,823</td><td>精査中</td></tr> <tr> <td>税額控除</td><td>79.3</td><td>1,550</td><td>1,395</td><td>2,218</td><td>精査中</td></tr> <tr> <td>地方税</td><td>27.8</td><td>14.2</td><td>203.2</td><td>1,095.6</td><td>精査中</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>10.3</td><td>5.8</td><td>202.9</td><td>521.6</td><td>精査中</td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>17.5</td><td>8.4</td><td>0.3</td><td>574</td><td>精査中</td></tr> <tr> <td>計</td><td>177.2</td><td>1,595.2</td><td>1,776.2</td><td>5,139.6</td><td>精査中</td></tr> </tbody> </table> <p>○雇用促進税制</p> <p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H27 年度</th><th>H28 年度</th><th>H29 年度</th><th>H30 年度</th><th>H31 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税 (法人税)</td><td>3.8</td><td>4.9</td><td>30.2</td><td>6,307</td><td>精査中</td></tr> <tr> <td>地方税(法人住民税)</td><td>0.5</td><td>0.6</td><td>3.9</td><td>814</td><td>精査中</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4.3</td><td>5.5</td><td>34.1</td><td>7,121</td><td>精査中</td></tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度及び平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」より。 平成 29 年度は、認定取得企業に対する調査より集計。 平成 30 年度は推計値。推計方法については別添(1)参照。 平成 29 年度以降の法人住民税は国税に 12.9% を乗じて試算。 平成 29 年度以降の法人事業税については、特別償却額による所得の減収額に事業税率を乗じて試算。 雇用促進税制における優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。 		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	国税 (法人税)	149.7	1,582.1	1,436.6	4,041	精査中	特別償却分	70.4	32.1	41.6	1,823	精査中	税額控除	79.3	1,550	1,395	2,218	精査中	地方税	27.8	14.2	203.2	1,095.6	精査中	法人住民税	10.3	5.8	202.9	521.6	精査中	法人事業税	17.5	8.4	0.3	574	精査中	計	177.2	1,595.2	1,776.2	5,139.6	精査中		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	国税 (法人税)	3.8	4.9	30.2	6,307	精査中	地方税(法人住民税)	0.5	0.6	3.9	814	精査中	計	4.3	5.5	34.1	7,121	精査中
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度																																																																				
国税 (法人税)	149.7	1,582.1	1,436.6	4,041	精査中																																																																				
特別償却分	70.4	32.1	41.6	1,823	精査中																																																																				
税額控除	79.3	1,550	1,395	2,218	精査中																																																																				
地方税	27.8	14.2	203.2	1,095.6	精査中																																																																				
法人住民税	10.3	5.8	202.9	521.6	精査中																																																																				
法人事業税	17.5	8.4	0.3	574	精査中																																																																				
計	177.2	1,595.2	1,776.2	5,139.6	精査中																																																																				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度																																																																				
国税 (法人税)	3.8	4.9	30.2	6,307	精査中																																																																				
地方税(法人住民税)	0.5	0.6	3.9	814	精査中																																																																				
計	4.3	5.5	34.1	7,121	精査中																																																																				

	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>本税制措置により、既に 238 件の企業の地方拠点強化が具体的に計画・認定され、それに伴い既に 10,918 人の地方における雇用が生じているところ(計画含む)。(※「10 有効性等 ①適用数」参照)</p> <p>引き続き、本税制措置を通じて企業の地方への拠点強化を促進することで、地方における雇用の増加による地方への人の流れをつくり、東京一極集中の是正及び地方活力の活性化に寄与するもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制措置の効果として、2020 年までの 5 年間で企業の地方拠点強化の件数を 7,500 件増加、地方拠点における安定した良質な雇用者数について、4 万人の増加の効果を見込んでいる。</p> <p>また、具体的な経済効果は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>オフィス減税</th><th>雇用促進税制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td><td>8021 百万円</td><td>18 百万円</td></tr> <tr> <td>平成 28 年度</td><td>79,808 百万円</td><td>33 百万円</td></tr> <tr> <td>平成 29 年度</td><td>69,776 百万円</td><td>186 百万円</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>113,108 百万円</td><td>17,045 百万円</td></tr> <tr> <td>平成 31 年度</td><td>精査中</td><td>精査中</td></tr> </tbody> </table> <p>※オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額に、平成 23 年建設部門分析用産業連関表における非住宅建築の生産誘発係数 2.0145 を乗じて算出。</p> <p>※増加雇用者をベースに、未就業入職者の割合は約 31% (平成 29 年雇用動向調査(厚生労働省)より)、平均給与は 422 万円(平成 28 年分 民間給与実態統計調査(国税庁)より)より推計。</p>		オフィス減税	雇用促進税制	平成 27 年度	8021 百万円	18 百万円	平成 28 年度	79,808 百万円	33 百万円	平成 29 年度	69,776 百万円	186 百万円	平成 30 年度	113,108 百万円	17,045 百万円	平成 31 年度	精査中	精査中
	オフィス減税	雇用促進税制																		
平成 27 年度	8021 百万円	18 百万円																		
平成 28 年度	79,808 百万円	33 百万円																		
平成 29 年度	69,776 百万円	186 百万円																		
平成 30 年度	113,108 百万円	17,045 百万円																		
平成 31 年度	精査中	精査中																		
	⑤ 税収減を是認する理由等	本税制により多くの企業の地方拠点の強化及び移転が促進されることによって、地方における安定した良質な雇用の創出の促進、ひいては人口減少への対応や我が国の経済活力の維持に資する。																		
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するためには、事業者にとって大きな負担となる、施設整備や雇用等に伴う初期費用を軽減することが有効であるが、本税制について規定する地域再生法はその目的において、「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」としていることから、個別の事業者の地方拠点の強化及び移転に対して国が補助金を交付するよりも、地方公共団体が行う地域再生計画に沿った地方拠点の強化及び移転に対し本税制を措置する方が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化という法目的と、より整合的である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>企業の地方拠点の強化及び移転を推進するため、本税制のほか、以下の「債務保証制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務保証制度は、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内 																		

		<p>において、特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うものである。</p> <p>地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の自治体であっても、認定事業者がその認定をした都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の自治体並に、課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制では、企業の地方拠点の強化及び移転を支援することにより、地方における安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな流れを生み出し、東京一極集中を是正及び地域経済の活性化を実現することを目的としている。</p> <p>本税制の拡充によって、地方において更なる安定した良質な雇用の創出と経済の活性化が見込まれることから、本税制の対象となる認定事業者が所在する地方公共団体において、本税制を支援する相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 7 月 (H29 内閣 01)

地方拠点強化税制における減収額見込み(試算)

【減収見込額】

■国税 103.5億円

【内訳】・法人税：オフィス減税40.4億円+雇用促進税制63.1億円

■地方税 19.0億円

【内訳】・法人住民税：オフィス減税分5.2億円、雇用促進税制分8.1億円
・法人事業税：5.7億円

■合計 122.5億円

試算方法(オフィス減税)

《件数見込み》

<一般>

・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上(5年間で7500件)。(①)

・認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画のうち、一部は賃貸による整備であること等から、オフィス減税が適用される割合を60%(※)と仮定する。

・①より、オフィス減税の適用見込み件数は、 $1500 \times (60 / 100) = 900$ 件。(③)

・また、認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の別は200:1300と仮定する。(④)

・③④より、移転型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (200 / 1500) = 120$ 件

・拡充型事業の適用見込み件数は、 $900 \times (1300 / 1500) = 780$ 件 となる。

・大企業と中小企業の別を1:9と仮定すると、

・移転型事業について、大企業12件、中小企業108件

・拡充型事業について、大企業78件、中小企業702件

・更に、利益法人割合を大企業60%、中小企業50%とすると、適用件数は下記のとおり。

・移転型事業について、大企業8件、中小企業54件

・拡充型事業について、大企業46件、中小企業352件

(※) (一社)日本ビルディング協会連合会が行った平成26年度ビル実態調査によると、賃貸用ビルと自社用ビルの割合は、全国平均が32.9%、地方圏(三大都市圏以外)が46.6%となり、13.7ポイントの差がある。また、国交省が行った平成25年法人土地・建物基本調査の確報集計によると、全国の全法人における建物所有法人割合は40.8%。これに上記全国と地方圏の差を適用すると、 $40.8 + 13.7 = 54.5\%$ となる。本税制措置のインセンティブが働くことにより、一定の新規設備投資が喚起されることを踏まえ、オフィス減税の適用見込み割合は60%とする。

(※) 特別償却と税額控除の両方が適用できる場合は同じ割合で利用される旨が記載。

(※) 特別償却と税額控除の両方が適用できる場合は同じ割合で利用される旨が記載。

《小規模事業》

・平成30年度税制改正を踏まえた認定要件緩和等による追加分。便宜上<小規模事業>と記載。認定件数を450件と推計。なお、それ以降の試算方法については<一般>を参照。

《準地方活力向上地域への移転型事業(移転型事業のみ)》

・平成30年度税制改正を踏まえた準地方活力向上地域への移転型事業分。認定件数を30件と推計。なお、それ以降の試算については<一般>を参照。

《設備投資見込み額》

【移転型事業】

・制度創設時に経産省が実施した、本社機能の移転(一部含む実施した企業からのヒアリング結果は以下のとおり)。

・本社機能の一部移転に伴う設備投資額(建物等) 大企業: 平均10億円程度／件、中小企業: 平均2億円程度／件

・当時の1件当たりの設備投資額に対する、現在の1件当たりの設備投資額を、建築着工統計の「事務所」の平均設備投資額から算定すると、

創設時(平成25年度統計): $1,53兆 \div 10,730$ 件 = 1.43億円に対し、

直近(平成28年度統計): $2.05兆 \div 11,273$ 件 = 1.82億円。よって、 $1.82 \div 1.43 = 1.27$

以上より、現在の本社機能の一部移転に伴う設備投資額の見込額は 大企業: 平均12.7億円程度／件、中小企業: 平均2.5億円程度／件

【拡充型事業】

・建築着工統計における「事務所」(本社機能以外の営業所等を含む)の着工件数を元に試算する。

・平成28年度年中に全国で着工された事務所 11,273件について、工事予定額の総額は約2.05兆円、1件あたりの平均は約1.82億円。(①)

【小規模事業】

・設備投資見込み額は計画認定要件の下限である大企業0.2億円、中小企業0.1億円として試算。

オフィス減税 減収見込額（合計40.4億円）

		特別償却率/税額控除率				税率/有効控除割合		減収見込額	
		設備投資額	件数	×	25%	×	23.4%	=	3.0億円程度
○大企業	(特別償却分)	12.7億円	×	4件程度	×	25%	×	23.4%	= 3.0億円程度
	(税額控除分)	12.7億円	×	4件程度	×	7%	×	90%	= 3.2億円程度
○中小企業	(特別償却分)	2.5億円	×	27件程度	×	25%	×	19.0%	= 3.2億円程度
	(税額控除分)	2.5億円	×	27件程度	×	7%	×	90%	= 4.3億円程度
【一般】[移転型]									
○大企業	(特別償却分)	1.82億円	×	23件程度	×	15%	×	23.4%	= 1.5億円程度
	(税額控除分)	1.82億円	×	23件程度	×	4%	×	90%	= 1.5億円程度
○中小企業	(特別償却分)	1.82億円	×	176件程度	×	15%	×	19.0%	= 9.1億円程度
	(税額控除分)	1.82億円	×	176件程度	×	4%	×	90%	= 11.5億円程度
【小規模事業】[移転型]									
○大企業	(特別償却分)	0.2億円	×	1件程度	×	25%	×	23.4%	= 0.01億円程度
	(税額控除分)	0.2億円	×	1件程度	×	7%	×	90%	= 0.01億円程度
○中小企業	(特別償却分)	0.1億円	×	10件程度	×	25%	×	19.0%	= 0.05億円程度
	(税額控除分)	0.1億円	×	10件程度	×	7%	×	90%	= 0.06億円程度
【小規模事業】[拡充型]									
○大企業	(特別償却分)	0.2億円	×	3件程度	×	15%	×	23.4%	= 0.02億円程度
	(税額控除分)	0.2億円	×	3件程度	×	4%	×	90%	= 0.02億円程度
○中小企業	(特別償却分)	0.1億円	×	54件程度	×	15%	×	19.0%	= 0.15億円程度
	(税額控除分)	0.1億円	×	54件程度	×	4%	×	90%	= 0.19億円程度
【準地方活力向上地域への移転型事業】									
○大企業	(特別償却分)	12.7億円	×	1件程度	×	25%	×	23.4%	= 0.7億円程度
	(税額控除分)	12.7億円	×	1件程度	×	7%	×	90%	= 0.8億円程度
○中小企業	(特別償却分)	2.5億円	×	4件程度	×	25%	×	19.0%	= 0.5億円程度
	(税額控除分)	2.5億円	×	4件程度	×	7%	×	90%	= 0.6億円程度

試算方法(雇用促進税制)

○減収見込額(雇用促進税制)

※件数見込み

<一般>

・KPIとして、地方における企業の拠点強化について年間1500件を計上（5年間で7500件）。(①)

認定整備計画のうち、移転型事業と拡充型事業の割合を200:1300と仮定。(②)

・大企業と中小企業の割合を1:9と仮定すると(オフィス減税と同様の仮定)、①②より、

認定整備計画の件数は、移転型事業について大企業20件、中小企業180件 拡充型事業について、大企業130件、中小企業1170件。(③)

・ただし、基本部分についてはオフィス減税との併用ができないため、オフィス減税との重複を排除した件数は以下の通り。(雇用促進税制は3年間利用できるので、オフィス減税を1回利用すると仮定する)と、オフィス減税と重複する確率は1/3のため、機械的に2/3を乗じた。

移転型…大企業: 20件、中小企業: 180件 基本部分20件、上乗せ部分180件

拡充型…大企業: 87件、中小企業: 780件 (基本部分のみ)

<小規模事業>

・平成30年度税制改正で改正された認定要件の緩和による追加分。便宜上<小規模事業>と記載する。認定件数を450件と推計し、それ以降の試算方法については<一般>と参照のこと。

<準地方活力向上地域への移転>

・平成30年度税制改正で追加された準地方活力向上地域への移転型事業については、認定件数を30件と推定。それ以降の試算については<一般>を参照。

<平均適用人件見込み>

<一般>

・基本部分の平均適用人件数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

移転型事業について、大企業24.4人、中小企業6.0人 拡充型事業について、大企業51.3人、中小企業8.9人

・上乗せ部分の平均適用人件数は、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

移転型事業について、大企業50.7人、中小企業20.6人

<小規模事業>

・基本部分の平均適用人件数は、アンケート調査の結果から大企業2人、中小企業1人と仮定した。

・上乗せ部分の平均適用人件数は、計画認定の要件緩和(大企業10人→5人、中小企業5人→2人)により平均で大企業7人、中小企業3人となるが、最大3年適用されるので、その半分の大企業10.5人、中小企業4.5人と仮定した。

<準地方活力向上地域への移転>

・基本部分: 上乗せ部分とともに<一般>の移転型の人数と同じと仮定した。

<1人当たりの控除額見込み>

・基本部分の控除額見込みは、アンケート調査の結果から推計し、次のとおりと仮定。

<一般>

・移転型事業について、大企業30.5万円、中小企業52.8万円 拡充型事業について、大企業32.9万円、中小企業46.3万円

<小規模事業>

・移転型事業について、大企業30.0万円、中小企業45.0万円 拡充型事業について、大企業30.0万円、中小企業40.0万円

<準地方活力向上地域への移転>

・移転型事業について、大企業30.5万円、中小企業52.8万円 拡充型事業について、大企業32.9万円、中小企業46.3万円 …<一般>と同じと仮定した。

地方拠点税制における雇用促進税制に係る推計

1. 雇用促進税制について

(1) 地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成 27 年度創設、平成 30 年度改正）。

(i) 拡充型：地方において本社機能を拡充し雇用者を増加させた場合には、特定業務施設における雇用增加者数に対して、次の金額の合計を税額控除。

(ア) 特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者 1 人当たり 60 万円（法人全体の雇用者増加率が 8%未満の場合：30 万円）

(イ) 新規雇用者の数から（ア）の人数を控除した数（当該新規雇用者の数の 4 割が上限）について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）

(ウ) 特定業務施設における雇用增加者数から新規雇用者の数の数を控除した数について 1 人当たり 50 万円（同：20 万円）

(ii) 移転型：東京 23 区から地方に本社機能を移転して整備する場合には、拡充型の税額控除（雇用増加率は 5%が基準）に加え、当該特定業務施設における雇用增加者数 1 人当たり 30 万円の税額控除。

2. 平成 30 年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について（1（2）関係）

○ 平成 28 年度及び平成 29 年度におけるハローワークにおいて受理した達成状況報告（平成 30 年 7 月末時点）及び租特透明化法等による調査報告書における適用実績（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

	雇用促進計画実施年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）	23	45	56
	(i) 拡充型	19	39	51
	(ii) 移転型	4	6	5
	② 達成状況報告受付件数（件）	14	24	—
(国税) 適用実態 調査	(i) 拡充型	12	21	—
	(ii) 移転型	2	3	—
	③ 適用件数（件）	7	5	—
	④ 適用減収総額（千円）	3,778	4,891	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

○ 平成 29 年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数（上記「①計

画受付件数)以外の件数等は、平成28年度における実績を踏まえて推計している。

- 平成30年度における件数等については、税額控除実施法人が1,417件((2)、(3)「税額控除実施法人」についての平成30年度を参照)と見込んでいることを踏まえている。

<(1)公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

平成30年度

- 雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた計画の件数が1,417件であり(下記参照)、平成27年度と平成28年度における公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数(合計68件)、平成27年度と平成28年度における達成状況の確認を受けた件数(合計38件)から、 $1,417 \times (68\text{件} / 38\text{件}) = 2,534\text{件}$
- 準地方活力向上地域への移転は30件×(68件/38件)=54件
- 地方活力向上地域への移転、拡充はそれぞれ、 $(2,534\text{件} - 54\text{件}) \times 200 / 1500 = 331\text{件}$ 、 $(2,534\text{件} - 54\text{件}) \times 1300 / 1500 = 2,149\text{件}$

<(1)雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

平成29年度

- 平成29年度の雇用促進計画の受付件数①は56件(拡充型:51件、移転型:5件)
- 平成28年度の雇用促進計画の受付件数①に対する達成状況報告受付件数②の割合は53.3%($=24\text{件} / 45\text{件}$)
- 平成29年度においてもこの割合(53.3%)で達成状況報告件数が推移すると仮定すると、平成29年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②(推計値)は30件($=56\text{件} \times 53.3\%$) (拡充型:27件 (51件×53.3%)、移転型:3件 (5件×53.3%))

平成30年度

- 平成30年度における税額控除実施法人を1,417件(下記参照)と見込んでいることから、雇用促進計画の達成状況の確認を受けた件数も1,417件としている。
- 準地方活力向上地域への移転は30件
- 地方活力向上地域への移転、拡充はそれぞれ、 $(1,417\text{件} - 30\text{件}) \times 200 / 1500 = 185\text{件}$ 、 $(1,417\text{件} - 30\text{件}) \times 1300 / 1500 = 1,202\text{件}$

<(2)、(3)「税額控除実施法人」について>

平成29年度

- 平成28年度における雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は20.8%($=5\text{件} / 24\text{件}$)
- 平成29年度における適用件数③についてもこの割合(20.8%)で適用件数が積まれるとすると、平成29年度における適用件数③(推計値)は6件($=30\text{件} \times 20.8\%$) (拡充型:6件($27\text{件} \times 20.8\%$)、移転型:0件($3\text{件} \times 20.8\%$))

平成30年度

- 平成30年度から認められた小規模事業についての要件緩和(便宜上「小規模事業」と記載)、準地方活力向上地域への移転に関する要件緩和(便宜上「準地方活力向上地域」と記載)を考慮した。

- KPIで掲げられた目標(5年で地方拠点強化7,500件)から、平成30年度分1,500件に加え、小規模事業450件、準地方活力向上地域30件と仮定する。

- 移転型:拡充型=200:1,300、大企業:中小企業=1:9とし、オフィス減税との重複を排除(雇用促進税制は3年間利用できるので、オフィス減税を1回利用すると仮定すると、オフィス減税と重複する確率は1/3のため、機械的に2/3を乗じた)すると、KPI分、小規模事業分、準地方活力向上地域分の控除実施件数は以下のとおりとなる。

【KPI分】移転型200(大20、中小180)、拡充型1,300(大130、中小1,170)

- 移転型:200(上乗せ部分はオフィス減税との併用が可のため)

- 拡充型: $130 \times 2 / 3 + 1,170 \times 2 / 3 = 867$

【小規模事業分】移転型60(大6、中小54)、拡充型390(大39、中小351)

- 移転型:60(同上)

- 拡充型: $39 \times 2 / 3 + 351 \times 2 / 3 = 260$

【準地方活力向上地域分】移転型のみ(大3、中小27)

- 移転型:30

合計1,417件

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数①」について>

- 控除対象地方事業所基準雇用者数については、適用見込み企業1社当たりの平均雇用増加数を乗じることで推計すると、以下のとおり。

平成28年度

$$5\text{件} \times 5\text{人} (\text{※6}) = 25\text{人}$$

(※6)地方拠点強化税制に係る雇用促進計画の達成状況報告(平成28年度)において、雇用促進税制の適用が見込まれる企業における計画終了時の増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と雇用保険一般被保険者の増加数のいずれか少ない数)の平均値は5人

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数②」について>

- アンケート調査の結果により推計した地方事業所基準雇用者数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合(31.9%(※8))を用いて推計。

(※8)平成29年度において内閣府地方創生事務局が実施したアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における増加雇用者数(特定業務施設における増加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数)の合計に対する基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たすと考えられる企業における増加雇用者数の合計の割合

平成28年度

$$25\text{人} \times 31.9\% = 8\text{人}$$

<(3)「控除対象地方事業所基準雇用者数のうち②以外の数 ③」について>

- ①から②を控除して推計。

平成 28 年度

$$25 \text{ 人} - 8 \text{ 人} = \underline{\underline{17 \text{ 人}}}$$

<(3)「新規雇用者総数 ④」について> **新規雇用者数全体**

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの新規雇用者総数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 10.4 \text{ 人} (\text{※9}) = \underline{\underline{62 \text{ 人}}}$$

(※9) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における新規雇用者総数（特定業務施設における新規雇用者数、増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

<(2)「新規雇用者総数 ①」について>

平成 30 年度

- ・ KPI 分、小規模事業分、準地方活力向上地域分それぞれについて、基本部分が対象となる法人（オフィス減税との重複を排除するため機械的に 2/3 を乗じたもの、再掲）の数に、アンケート調査で得られた 1 法人あたりの新規雇用者数を乗じて算出した。（**合計 8,045 人**）

（計算例）KPI 分の拡充型の中小企業

- ・ トータル 1,500 件のうち拡充型が 1,300 件
- ・ 1,300 件のうち 9 割に当たる 1,170 件が中小企業
- ・ 1,170 件の 2/3 に当たる 780 件が基本部分の対象となる
- ・ 780 件 × 7.2 人（アンケート結果）= 5,616 人

<(3)「控除対象特定新規雇用者数 ⑤」について> **新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイム**

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの控除対象特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 6.5 \text{ 人} (\text{※10}) = \underline{\underline{39 \text{ 人}}}$$

(※10) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における控除対象特定新規雇用者数（特定業務施設における新規雇用者数 × 46.3%（※11）、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

(※11) 厚生労働省「職業安定業務統計」における平成 29 年度の就職件数に占める無期雇用かつフルタイムの比率。アンケート調査回答企業においても、新規雇用者に占める無期雇用かつフルタイムの比率が一律この割合であるとして推計。

<(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「新規雇用者総数 ①」について> と同様の方法による。（**合計 5,213 人**）

<(3)「控除対象特定新規雇用者数のうち基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑥」について> **新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイムで法人全体の雇用者増加割合が 10%**

- アンケート調査の結果により推計した控除対象特定新規雇用者数うち基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

$$39 \text{ 人} \times 21.9\% (\text{※12 } [10\% \text{ 以上}]) = \underline{\underline{9 \text{ 人}}}$$

(※12) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における控除対象特定新規雇用者数（特定業務施設における新規雇用者数 × 46.3%、特定業務施設における増加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の合計に対する基準雇用者割合が 10% または 8% または 5% 以上の要件等を満たすと考えられる企業における控除対象特定新規雇用者数の合計の割合

<(2)「うち基準雇用者割合 ≥ 8 % の法人に係る数 ③」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「特定新規雇用者基礎数 ②」について> で得られた特定新規雇用者基礎数（KPI 分、小規模事業分、準地方活力向上地域分のそれぞれについて、移転型・拡充型、大企業・中小企業の別）に、基準雇用者割合 ≥ 8 % となる法人の特定新規雇用者基礎数の割合（アンケート結果）を乗じて算出。（**合計 3,132 人**）

<(2)「うち 5 % ≤ 基準雇用者割合 < 8 % の法人に係る数 ④」について>

平成 30 年度

- ・ <(2)「うち基準雇用者割合 ≥ 8 % の法人に係る数 ③」について> と同様に算出。（**合計 545 人**）

<(2)「うち基準雇用者割合 < 5 % の法人に係る数 ⑤」について>

平成 30 年度

- ・ 特定新規雇用者基礎数（5,213 人）から、上記で求めた 3,132 人、545 人を控除すると、**1,536 人**。

<(3)「控除対象特定新規雇用者数のうち⑥以外の数 ⑦」について>

- ⑤から⑥を控除して推計。**新規雇用者のうち無期雇用かつフルタイムで法人全体の雇用**

者増加割合が10%未満

平成 29 年度

$$39 \text{ 人} - 9 \text{ 人} = \underline{\underline{30 \text{ 人}}}$$

<(2)「対象移転型特定新規雇用者数 ⑥」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「うち 5%≤基準雇用者割合≤8%の法人に係る数 ④」について>で算出した 545 人のうち、移転型に係る人数 100 人。

<(3)「非特定新規雇用者数 ⑧」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの非特定新規雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 2.8 \text{ 人} (\text{※13}) = \underline{\underline{17 \text{ 人}}}$$

(※13) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における新規雇用者総数の平均値－控除対象特定新規雇用者数の平均値－非特定新規雇用者超過数の平均値

<(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「新規雇用者総数 ①」について>と同様の方法による。（合計 1,954 人）

<(3)「非新規基準雇用者数 ⑨」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した 1 法人当たりの非新規基準雇用者数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 13.3 \text{ 人} (\text{※14}) = \underline{\underline{80 \text{ 人}}}$$

(※14) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における增加雇用者数（特定業務施設における增加人数と法人全体の増加数のいずれか少ない数）－新規雇用者総数（特定業務施設における新規雇用者数、增加人数、法人全体の増加数のいずれか少ない数）の平均値

<(2)「非新規基準雇用者数 ⑧」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者数 ⑦」について>と同様の方法による。（合計 5,762 人）

<(3)「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計 ⑩」について>

- ⑧と⑨を合計して推計。

平成 29 年度

$$17 \text{ 人} + 80 \text{ 人} = \underline{\underline{97 \text{ 人}}}$$

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計 ⑨」について>

- ⑦と⑧を合計して推計。

平成 30 年度

$$1,954 \text{ 人} + 5,762 \text{ 人} = \underline{\underline{7,716 \text{ 人}}}$$

<(3)「非特定新規雇用者数及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑪」について>

- 非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数それぞれについて、基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たす法人に係る数の割合をアンケート調査結果により推計し、非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数のそれぞれの推計値にこの割合を乗じてこれを合算することにより推計。

平成 29 年度

$$17 \text{ 人} \times 37.3\% (\text{※15}) + 80 \text{ 人} \times 34.9\% (\text{※16}) = \underline{\underline{34 \text{ 人}}}$$
$$(97 \text{ 人} - 34 \text{ 人}) = \underline{\underline{63 \text{ 人}} \quad \textcircled{10}}$$

(※15) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－非特定新規雇用者超過数の合計値に対する基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たすと考えられる企業における新規雇用者総数－控除対象特定新規雇用者数－非特定新規雇用者超過数の合計の割合

(※16) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業（73 社）における增加雇用者数－新規雇用者総数の合計値に対する基準雇用者割合が 10% 以上の要件等を満たすと考えられる企業における增加雇用者数－新規雇用者総数の合計の割合

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合≥8%の法人に係る数 ⑩」について>

平成 30 年度

- ・<(2)「うち基準雇用者割合≥8%の法人に係る数 ③」について>に倣って、KPI 分、準地方活力向上地域分の移転型・拡充型、大企業・中小企業のそれぞれについて、対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計に、基準雇用者割合≥8% となる法人の対象非特定新規雇用者数と非新規基準雇用者数の合計の割合（アンケート結果）を乗じて算出。（合計 4,279 人）

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち 5%≤基準雇用者割合<8%の法人に係る数 ⑪」について>

- ・<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合 $\geq 8\%$ の法人に係る数 ⑩」について>と同様に算出。(合計 1,145 人)

平成 29 年度

$$9 \text{ 人} \times 60 \text{ 万円} + 34 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} + 3 \text{ 人} \times 40 \text{ 万円} = 23.6 \text{ 百万円}$$

<(2)「対象非特定新規雇用者及び非新規基準雇用者数の合計のうち基準雇用者割合<

5%の法人に係る数 ⑪について>

○合計となる⑨から⑩及び⑪を控除。

$$\cdot 7,716 \text{ 人} (⑨) - 4,279 \text{ 人} (⑩) - 1,145 \text{ 人} (⑪) = 2,292 \text{ 人}$$

<(3)「非特定新規雇用者超過数 ⑬」について>

- 推計した税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの非特定新規雇用者超過数を乗じて推計。

平成 29 年度

$$6 \text{ 件} \times 1.1 \text{ 人} (\text{※17}) = 7 \text{ 人}$$

(※17) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における非特定新規雇用者超過数(新規雇用者総数-控除対象特定新規雇用者数)×新規雇用者総数×0.4(0を下回る場合は0)の平均値

<(3)「非特定新規雇用者超過数のうち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数 ⑭」について>

- アンケート調査の結果により推計した非特定新規雇用者超過数うち基準雇用者割合が10%以上の要件等を満たす法人に係る数の割合を用いて推計。

平成 29 年度

$$7 \text{ 人} \times 41.8\% (\text{※18}) = 3 \text{ 人}$$

(※18) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(73社)における非特定新規雇用者超過数の合計に対する基準雇用者割合が10%以上及び8%以上の要件等を満たすと考えられる企業における非特定新規雇用者超過数の合計の割合

<(3)「非特定新規雇用者超過数のうち⑭以外の数 ⑮」について>

- ⑯から⑭を控除して推計。

平成 29 年度

$$7 \text{ 人} - 3 \text{ 人} = 4 \text{ 人}$$

<(3)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (②×50万円)又は (⑥×60万円+⑪×50万円+⑩×40万円) ⑯」

平成 28 年度

$$8 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = 4.0 \text{ 百万円}$$

<(3)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 (③×20万円)又は(⑦×30万円+⑫×20万円+⑯×10万円) ⑰」

平成 28 年度

$$17 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} = 3.4 \text{ 百万円}$$

平成 29 年度

$$30 \text{ 人} \times 30 \text{ 万円} + 63 \text{ 人} \times 20 \text{ 万円} + 4 \text{ 人} \times 10 \text{ 万円} = 22.0 \text{ 百万円}$$

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額 ⑯～⑰」について>

平成 30 年度

- ・ ⑯=③×60万円+⑩×50万円
 $= 3,132 \text{ 人} \times 60 \text{ 万円} + 4,279 \text{ 人} \times 50 \text{ 万円} = 4,019 \text{ 百万円}$
- ・ ⑰、⑯も同様に、⑯=423百万円、⑰=919百万円

<(3)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑯」について>

- 平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」から推計。平成 29 年度及び 30 年度については、推計した移転型の税額控除実施法人数にアンケート調査の結果により推計した1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数 26.3 人(※19)を乗じて推計。

(※19) アンケート調査において、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受け、本社機能を有する業務施設の移転又は拡充を行った企業のうち、税額控除の対象になり得ると考えられる企業(8社)における特定業務施設における増加人数の平均値

平成 28 年度

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、地方事業所特別基準雇用者数に係る適用件数が0であることから、0人と推計。

平成 29 年度

$$0 \text{ 件} \times 26.3 \text{ 人} = 0 \text{ 人}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数 ⑯」について>

平成 30 年度

- ・ KPI 分、準地方活力向上地域分それぞれについて、地方拠点での増加人数の平均(アンケート結果)を1.5倍(上乗せは最大で3年続くため、その半分)し、上乗せ部分が対象となる法人数を乗じることにより算出。
- ・ 小規模事業分については、30年度に人数要件が緩和されたため(大 10→5、中小 5

→2)、大企業については平均で7人、中小企業については平均で3人増加するものと仮定した。

・KPI分は大企業1,014人（33.8人（アンケート結果）×1.5×20法人）、中小企業3,699人、準地方活力向上地域分は大企業152人、中小企業555人、小規模事業分は大企業63人、中小企業243人となり、合計5,726人。

- 平成30年度については、有効控除割合を90%として、⑯～⑰及び⑲の合計額に0.9を乗じることにより算出した。

平成30年度

$$(4,019 + 423 + 919 + 1,647) \times 0.9 = \underline{\text{6,307百万円}}$$

<(2)「うち地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ⑳」について>

平成30年度

・上記⑯のうち、KPI分と小規模事業分の合計となるため、5,019人。

(以上)

<(2)「うち準地方活力向上地域内にある特定業務施設に係る数 ㉑」について>

平成30年度

・上記⑯のうち、準地方活力向上地域分となるため、707人。

<(3)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額（⑯×30万円） ㉒」について>

平成28年度

$$0\text{人} \times 30\text{万円} = \underline{0\text{百万円}}$$

平成29年度

$$0\text{人} \times 30\text{万円} = \underline{0\text{百万円}}$$

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額（㉒×30万円+㉑×20万円） ㉓」について>

平成30年度

$$5,019\text{人} \times 30\text{万円} + 707\text{人} \times 20\text{万円} = \underline{1,647\text{百万円}}$$

<(2)、(3)「税額控除額」について>

- 平成29年度については、平成28年度の地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値（⑯+⑰+⑲）に対する税額控除額の割合66.2%（=4.9／（4+3.4+0））を地方事業所基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額と地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の雇用者数基準額の合計の推計値（⑯+⑰+⑲）に乘じることで推計する。

平成29年度

$$(23.6\text{百万円} + 22.0\text{百万円} + 0\text{円}) \times 66.2\% = \underline{30.2\text{百万円}}$$

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣02）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 2030年度の達成目標に向けた中間目標値における目標達成時期が2024年度であるため、初期値である2017年度の実績見込みをもとに、要望措置の適用期間の最終年度である2020年度を目標達成時期に置き換えて算出した数値に修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（平成32年度の法人税）について、別紙1において「都市再生緊急整備地域における、（中略）建築物等の平均取得価額は81,450百万円である。（平成29年6月末時点調査）」と説明されているが、「平成29年6月末時点調査」の出典が明らかにされていない。

- ② 将來の減収額（平成32年度の法人税）について、「346百万円」と算定されているが、適用額の将来予測1,480百万円に平成28年度及び29年度の法人税率（23.4%）を乗じており、算定に誤りがある。

【内閣府の補足説明】

- ① 出典について追記。また、時点について誤りがあったため修正。
② 法人税率を修正して再計算。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市再開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について、「都市再生に向けた民間都市再開発事業と同様に国家戦略特区の区域計画認定が着実に進んでおり、順次実施される民間都市開発事業による建設投資額の増加に寄与している」と説明されているが、定量的に把握されていない。

- ② 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市再開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する過去の効果について「都市再生に向けた民間都市再開発事業と同様に国家戦略特区の区域計画認定が着実に進んでおり、順次実施される民間都市開発事業による建設投資額の増加に寄与している」と説明されているが、過去の適用数は0件（平成27年度から29年度まで）であり、本特例措置が達成目標の実現に寄与したとは考えにくい。また、想定外に僅少ではない理由として「本措置の適用対象となる都市再生プロジェクトは、（中略）事業者や自治体の事情により組成は限られることが想定される。また、（中略）適用年度がずれることがあるため、想定外に僅少となるものではない」と説明されているが、少なくとも過去の効果については適用実績がないため、「増加に寄与している」との説明は不適当と考えられる。

- ③ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 国家戦略特区民間都市再生事業における区域計画の認定済み件数8件を明記とともに、計画認定により誘発される建設投資額や区域面積割合の増加の効果を含め記載を一部修正。

- ② 本税制措置（評価対象税目）の適用実績による効果は把握していないものの、認定案件で竣工済みは1件で残りはいずれも建設中であることから、評価対象外税目の適用を含め既に竣工した建設投資額や区域面積割合増加の実績を記載するとともに、認定実績による効果として建設投資額及び区域面積割合の増加に向けた事業実施の誘発には寄与していることを勘案して記載を修正。

- ③ 達成目標に対する過去の効果は、本税制措置（評価対象税目）の適用実績による効果は把握していないものの、評価対象外税目の適用実績はあり、評価対象税目以外では税制措置による建設投資額及び区域面積割合の目標達成に向けた寄与が認められるところであり、竣工した建設投資額や区域面積割合増加の実績を含め記載を修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達

成目標に対する過去の効果が年度ごとに把握されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、過去の効果（平成29年度の建設投資額833億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の適用件数が0件（平成27年度から29年度まで）であり、達成目標の実現に寄与したとは考えにくいため、この点を課題とする。

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値10.7%～11.3%（2020年度））に対する過去の効果が年度ごとに把握されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、過去の効果（平成29年度の区域面積割合0.1%増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市再開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）が年度ごとに予測されていない。
- ② 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市再開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の効果について「国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、およそ0.8%～1.1%程度目標値の達成に寄与すると見込まれる」と説明されているが、予測される将来の適用数2件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ③ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市再開発事業の平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値：8兆円～11兆円）に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「区域計画認定後数年の建設期間を経て、着実に適用される見込みとなっており、本税制措置が都市再生プロジェクトの実施に対するインセンティブになっているものと考えられる」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。
- ④ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））に対する将来の効果（平成30年度から32年度まで）が年度ごとに予測されていない。
- ⑤ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））に対する将来の効果について「国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、区域面積割合でみると0.3%～0.66%分の増加に寄与すると見込まれる」と説明されているが、予測される将来の適用数2件（平成32年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することを明らかにする必要がある。
- ⑥ 達成目標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）内の都市開発事業が行われた2018年度から2030年度までの区域面積割合 目標値：16.0%～18.5%、中間目標値：12.8%～14.2%（2024年度））に対する将来の直接的な効果（平成32年度）について、「区域計画認定後数年の建設期間を経て、着実に適用される見込みとなっており、本税制措置が都市再生プロジェクトの実施に対するインセンティブになっているものと考えられる」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 以下のとおりであり追記。

（単位：億円）

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
建設投資額	11,352	10,076	9,172

出典：都市再生緊急整備地域に存する自治体に対して行うアンケート調査（平成29年4月時点）より抜粋（内閣府）

- ② 平成32年度の評価対象税目の適用数については2件にとどまるが、認定済み計画に基づく評価対象外税目の適用見込み件数について、建設される建物の棟数では現在把握している段階で11件あり、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考えられる。評価対象外税目も含め、計画認定で事業実施が誘発される建設投資額の増加効果も含め記載を修正。
- ③ 達成目標における建設投資累計額について、本特例措置の適用対象年度末における目標値に置き換えるとともに、②で述べた評価対象外税目適用見込みも含め、区域計画に基づく都市再生プロジェクトがいずれも竣工時期を明示して建設中であることを追記。将来の直接的な効果（件数）は特区自治体を通じて実施したヒアリングの結果に基づく。建設投資額は①に記載したもの、国家戦略特区の認定計画による対象期間に竣工するものを追記。

- ④ 年度目標値（参考：平均的に増加すると仮定した場合の試算）

9.6%～9.8%（2018年度）
10.2%～10.5%（2019年度）
10.7%～11.3%（2020年度）

当該目標は、内閣府が自治体に実施した都市再生緊急整備地域内の都市開発事業に関するアンケートを基に作成しており、本アンケートには着手・竣工年が決定している確度の高い案件から、着手時期未定の案件まで含まれている。目標値を設定するにあたり、計画スケジュールが固まっている案件+着手時期未定案件のうち50%実施された場合を16.0%、計画スケジュールが固まっている案件+着手未定案件のうち100%実施された場合を18.5%としており、本特例措置により着手時期未定案件の着手を前倒しすることで目標が達成されると考えている。なお、特定地域は緊急地域の内数であるため区域面積割合への寄与は緊急地域に一本化して記載した。

- ⑤ 平成32年度の評価対象税目の適用数については2件にとどまるが、認定済み計画に基づく評価対象外税目の適用見込み件数について、建設される建物の棟数では現在把握している段階で11件あり、認定計画を着実に実現させるため本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考えられる。

- ⑥ 達成目標における区域面積割合について、本特例措置の適用対象年度末における目標値に置き換えるとともに、⑤で述べた評価対象外税目適用見込みも含め、区域計画に基づく都市再生プロジェクトがいずれも竣工時期を明示して建設中であることを追記。将来の直接的な効果（件数）は特区自治体を通じて実施したヒアリングの結果に基づくが、区域面積割合の効果は④で示したとおり。この中で、計画認定により事業実施が誘発される区域面積割合の増加の効果も含め記載を修正。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ② 「評価対象外税目の適用見込み件数について、建設される建物の棟数では現在把握している段階で11件あり、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考えられる」と説明されているが、評価対象外税目の適用見込みは本特例措置の効果とは言えず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ⑤ 「評価対象外税目の適用見込み件数について、建設される建物の棟数では現在把握している段階で11件あり、認定計画を着実に実現させるため本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考えられる」と説明されているが、評価対象外税目の適用見込み

は本特例措置の効果とは言えず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【内閣府の補足説明】欄には内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税: 税)(国税4) (法人住民税: 税)(地方税) (法人事業税: 税)(地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税: 外、登録免許税: 外) (固定資産税: 外、都市計画税: 外、不動産取得税: 外)
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号)第 25 条第1項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたことにより、当該事業の実施主体に対して都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 21 条第1項の民間都市再生事業計画の認定があったとみなされた場合に適用される租税特別措置法に基づく課税特例。</p> <p>1. 割増償却(所得税、法人税) 【特別償却率】30%(5年間)※特定都市再生緊急整備地域内は 50% 【対象設備】整備される建物及び付属設備 【取得期限】平成 31 年 3 月 31 日 【要件】地上 10 階以上又は述べ面積 75,000 m²以上(特定都市再生緊急整備地域内は 50,000 m²以上)の耐火建築物 ・公共施設用地面積 30%以上又は都市居住者等利便増進施設整備費が 10 億円以上であること。</p> <p>2. 軽減税率(登録免許税) 【軽減税率】0.4% ⇒ 0.35% (※特定都市再生緊急整備地域内は 0.2%) 【対象設備】建築した建築物(建物の保存登記) 【認定期限】平成 31 年 3 月 31 日 【要件】・認定後3年間(一定の場合は5年)以内に建築し、1年内に登記を受けること ・割増償却の要件を満たすこと</p> <p>《要望の内容》 措置の適用期限を2年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>《関係条項》 所得税：租税特別措置法 第 14 の 2、令 第 7 の 2、規則 第 6 の 2 法人税：租税特別措置法 第 47 の 2、令 第 29 の 5、規則 第 20 の 21(連結法人：租税特別措置法第 68 の 35、令第 39 の 64、規則第 22 の 42)</p>			
5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対		
評価実施時期: 平成 30 年 8 月 分析対象期間: 平成 27 年度～32 年度			

象期間		
7 創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 創設 平成 27 年度 延長(2年間) 平成 29 年度 延長(2年間)
8 適用又は延長期間		2年間(平成 31 年 4 月 1 日～33 年 3 月 31 日)
9 必要性等		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国家戦略特区において、大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図る。 《政策目的の根拠》 ●国家戦略特別区域法第1条 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために、我が国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策の総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 ●国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
② 政策体系における政策目的の位置付け	① 政策目的及びその根拠	【政策】4 地方創生の推進 【施策】5 国家戦略特区の推進
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国家戦略特区における規制改革を活用して「世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備」を図り、国際都市機能の更なる向上を目指す。 このため、次のとおり、国家戦略特区を活用した都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市再開発事業の建設投資額及び区域面積割合の目標値を設定する。 《当該目標の測定指標》 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市再開発事業の平成 24 年度から平成 32 年度までの建設投資累計額 目標値: 8 兆円～11 兆円 →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)内の都市開発事業が行われた 2018 年度から 2030 年度までの区域面積割合 目標値: 16.0%～18.5% ※1 初期値: 9.1%(2002 年度～2017 年度末(2017 年度は見込み額)) ※2 要望対象期間末における目標値 10.7%～11.3%(2020 年度) ※3 中間目標値: 12.8%～14.2%(2024 年度)

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置を効果的に活用した優良な民間都市開発を通じ、都市再生プロジェクトの実施を促すインセンティブとなり、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる国際的な事業活動を行う企業が集積することにより、国際都市機能の充実を図ることができ、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点を形成していくことにつながる。</p>		<p>本措置は国家戦略特区における規制の特例措置の一つであり、国、自治体及び実施主体が一体として参加する区域会議で区域計画を策定することから、特定の事業者等が計画策定に関与する前提である。ただし、偏りの弊害を防止するため、国家戦略特区法上、特定事業の内容及び実施主体を公表し、実施主体の追加の申出を受ける仕組みがあり、要件を満たす他者の参画の機会を確保していることから、想定外に特定の者に偏ることはない。</p>																																									
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。</p> <p>※見込みについては、本評価書作成のために平成30年7月12日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。</p> <p>・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、適用見込みについて事業者ヒアリングに基づき把握した情報を用いた。</p> <p><適用数が想定外に僅少となっていないこと></p> <p>本措置の適用対象となる都市再生プロジェクトは、権利調整や計画の策定等に相当の期間を費やすことが多く、国家戦略特区における本規制特例措置により手続を簡素化しても、竣工までには数年の期間を要するため、事業者や自治体の事情により組成は限られることが想定される。</p> <p>また、計画された都市再生プロジェクトにおいて、資材や人材調達などの事情に左右され、工期の影響で建物を事業に供用する適用年度がずれることがあるため、想定外に僅少となるものではない。</p>	年度区分	平成27	28	29	30	31	32	適用数	0	0	0	0	0	2	<p>③ 減収額</p> <p>○減収額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>343</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>24</td></tr> <tr> <td>法人事業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>10.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。</p> <p>※見込みについては、本評価書作成のために平成30年7月12日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。</p> <p>・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、国交省所有データ(建物等平均取得価額等)又は事業者ヒアリングに基づき把握した情報を用いた。</p> <p>・法人税について、過去の実績は0百万円であるものの、現在進行中のプロジェクトが順次適用されるため、平成32年度については、2件の適用見込みがあることから記載の数値となっている。</p> <p>・なお、前回評価時(H28)の法人税見込額 246 百万円が今回0百万円となっていることについては、事業者の事情により税制措置の活用を見送ったことによる。(評価対象外の税目で適用あり。)</p>	年度区分	平成27	28	29	30	31	32	法人税	0	0	0	0	0	343	法人住民税	0	0	0	0	0	24	法人事業税	0	0	0	0	0	10.6
年度区分	平成27	28	29	30	31	32																																							
適用数	0	0	0	0	0	2																																							
年度区分	平成27	28	29	30	31	32																																							
法人税	0	0	0	0	0	343																																							
法人住民税	0	0	0	0	0	24																																							
法人事業税	0	0	0	0	0	10.6																																							
		<p>② 適用額</p> <p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成27</th><th>28</th><th>29</th><th>30</th><th>31</th><th>32</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税、法人住民税、法人事業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1,480</td></tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照。</p> <p>※見込みについては、本評価書作成のために平成30年7月12日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。</p> <p>・租税特別措置の適用実態調査の結果報告書に記載された数値は本措置と同条項にある他の措置と合算されており、本措置の件数のみを抽出できないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができないことから、国交省所有データ(建物等平均取得価額等)又は事業者ヒアリングに基づき把握した情報を用いた。</p> <p><適用額が想定外に特定の者に偏っていないこと></p>	年度区分	平成27	28	29	30	31	32	法人税、法人住民税、法人事業税	0	0	0	0	0	1,480	<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>国家戦略特区における区域計画の認定により、都市再生特別措置法における民間都市再生事業の計画認定とみなす本特例措置は、国家戦略特区において民間都市再生プロジェクトを促進するものである。</p> <p>この措置内容は都市再生特別措置法に基づく措置と同様であり、本特例措置を契機として、都市再生に向けた民間都市再開発事業について、国家戦略特区の区域計画8件が認定を受けて民間都市開発事業に着手しており、竣工による建設投資額及び区域面積割合の増加に向け事業の推進に寄与する見込みである。現時点では目標達成に向けて、初の認定案件となるプロジェクトが竣工したところ(税制措置は評価対象外の税目で適用あり、平成29年度に833億円の建設投資額及び区域面積割合0.1%の増加実績に寄与した)。</p> <p>今後も、認定計画に基づく建築物が順次整備されていくことにより、本特例措置を通じた優良な民間都市再開発事業を推進し、新規計画認定によって施設整備に伴う建設投資累計額や区域面積割合の増加が本税制措置(評価対象外税目を含む)の存在により誘発され、目標達成に向けた効果を出現する見通しである。</p> <p>具体的には、前述9③に示した目標値の実現のため、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市再開</p>																												
年度区分	平成27	28	29	30	31	32																																							
法人税、法人住民税、法人事業税	0	0	0	0	0	1,480																																							

	<p>発事業の建設投資額及び区域面積割合のうち、国家戦略特区の認定計画により適用が見込まれるものを抽出することにより試算すると次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設投資累計額の目標値:8兆円～11兆円 うち国家戦略特区の認定計画(要望対象期間に竣工予定)による投資累計額:905億円 うち平成31年度:263億円 平成32年度:642億円 ⇒国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、およそ0.8%～1.1%程度目標値の達成に寄与すると見込まれる。 ・区域面積割合の初期値9.1%(2002年度～2017年度末)から要望対象期間末における目標値10.7%～11.3%(2020年度)までの増加見込み分:1.6%～2.2% うち国家戦略特区の認定計画による区域面積割合 緊急(特定含む) (26.5ha／8,698ha) =0.3% ⇒国家戦略特区における認定計画の着実な実施により、区域面積割合でみると0.3%分の増加に寄与すると見込まれる。 ※国家戦略特区の認定計画による投資累計額及び区域面積については、平成30年7月12日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。 ・建設投資累計額の目標値に対する将来の効果(単位:億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設投資額</td> <td>11,352</td> <td>10,076</td> <td>9,172</td> </tr> </tbody> </table> 出典:都市再生緊急整備地域に存する自治体に対して行うアンケート調査(平成29年4月時点)より抜粋(内閣府) <p>○達成目標の変更理由・所期の目標の達成状況 前回の事前評価において設定した、日本再興戦略2016に示された都市再生プロジェクト合計数を2年間で100事業とする目標は、都市再生プロジェクトの認定件数が平成30年8月現在で114件となり、国家戦略特区を活用して認定された8計画の寄与もあり達成されたところ。当該目標は、既に対象期間(2年間)が終了したため、これに替わる政策目標の測定指標として、本措置が誘因となった認定プロジェクトの着実な施工を図るため、国交省から提供される情報を勘案し、都市再生との相関性が高く、貢献効果につきアウトカムの定量的な測定ができる当該指標に変更した。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市再生プロジェクトの合計数 <ul style="list-style-type: none"> ・H28 ⇒ 2件 ・H29 ⇒ 4件 ※区域計画認定のタイミングでカウントしたものであり、施設工事の竣工・事業供用はその数年後となることに留意。 ●都市再生プロジェクトの増加に寄与した数(評価対象となる税制の適用案件数) <table> <tr> <td>実績</td> <td>・H29 ⇒ 適用なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・H30 ⇒ 適用なし</td> </tr> <tr> <td>見込み</td> <td>・H31 ⇒ 0件 適用見込み</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・H32 ⇒ 2件 適用見込み</td> </tr> </table> ⇒区域計画認定で増加した都市再生プロジェクトにより、認定後数 		平成30年度	平成31年度	平成32年度	建設投資額	11,352	10,076	9,172	実績	・H29 ⇒ 適用なし		・H30 ⇒ 適用なし	見込み	・H31 ⇒ 0件 適用見込み		・H32 ⇒ 2件 適用見込み
	平成30年度	平成31年度	平成32年度														
建設投資額	11,352	10,076	9,172														
実績	・H29 ⇒ 適用なし																
	・H30 ⇒ 適用なし																
見込み	・H31 ⇒ 0件 適用見込み																
	・H32 ⇒ 2件 適用見込み																

		<p>年の建設期間を経て竣工時期を明示して、順次着実に適用される見込み(評価対象外税目も含む)となっており、本税制措置の存在が都市再生プロジェクトの実施に対するインセンティブになっているものと考えられる。評価対象外税目も含めると、計画認定の事業進捗により、建設投資額累計で約4600億円、区域面積割合で約2%の増加効果が見込まれる。</p> <p>(租税特別措置が延長されない場合に予想される状況)</p> <p>都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業に係る租税特別措置と同様、建設工事費の急騰などによる不動産市場の停滞など様々な課題がある中、本措置が延長されなければ、事業そのものが行われない、または縮小される(本税制を活用して投資される予定だった都市再生プロジェクトが実施されなくなる、事業規模の縮小又は実施時期の遅れなどの影響)といった事態が生じることが特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングで判明しており、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成が図れなくなる。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>本措置を効果的に活用した優良な民間都市開発を通じ、都市再生プロジェクトの目標事業数を達成し、国際都市機能の強化を実現することによって、国際的な事業活動を行う企業を中心に国内外の企業が集積することにより、産業の国際競争力を強化し、国際的な経済活動の拠点を形成していくことにつながる。特に、建設工事費の急激な上昇等によりリスクが高まっているなど、都市再生については様々な課題がある現状において、本特例措置の延長により、引き続き優良な民間都市開発事業の活性化を図っていく。</p> <p>これまでの特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業(114計画)における効果(試算)は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設投資累計額:59,939億円—①(国土交通省調べ) ○経済波及効果:150,787億円—②(国土交通省調べ) ○税収増効果:15,871億円—③(国土交通省調べ) <p>本税制による認定事業1計画あたりの効果(試算)は下表のとおりであり、減収額を大きく上回る税収増等の経済効果が見込まれる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減収額(H31～H32)</th> <th>1計画あたりの効果(試算)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設投資累計額:525.7億円</td> <td>①÷114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.9億円／件</td> <td>②÷114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3.8)÷2件</td> <td>③÷114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税収増効果:139.2億円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>11 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は、民間が創意工夫を発揮する上の障害となっているにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことによって民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスがしやすい環境整備を行うものである。</p> <p>国家戦略特区の目標達成には、規制の特例措置とあわせて、幅広い法人に対して税制措置によるインセンティブを付与することで、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化や、国際的な経済活動の拠点の形成を図る必要があることから、本特例措置は適切である。</p> <p>補助金などの予算措置の場合、個別に申請手続きが必要となり、採択件数や交付額に制約がある一方、税制措置は要件を満たしていれば適用可能であることから、補助金に比べて幅広い法人に対してイン</p>	減収額(H31～H32)	1計画あたりの効果(試算)	備考	建設投資累計額:525.7億円	①÷114		1.9億円／件	②÷114		(3.8)÷2件	③÷114		税収増効果:139.2億円		
減収額(H31～H32)	1計画あたりの効果(試算)	備考															
建設投資累計額:525.7億円	①÷114																
1.9億円／件	②÷114																
(3.8)÷2件	③÷114																
税収増効果:139.2億円																	

(別紙1)

		センティブを付与することが可能となり、民間主導の事業を促進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を円滑に進めることができる。
② 他の支援措置や義務付けとの役割分担		<p>国家戦略特区制度は、政策目的を達成するために規制の特例措置、金融上の支援措置、税制の特例措置が講じられている。それぞれの役割としては、</p> <p>①規制の特例措置は、永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」に突破口を開くことにより、民間の能力が十分に発揮できる世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげるもの。</p> <p>②金融上の支援措置は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小企業者を支援するもの。</p> <p>③税制の特例措置は、政策目的の達成に資する特定の事業の実施に対してインセンティブを付与することで民間投資を喚起し、事業実施を促すもの。</p> <p>であり、明確に役割分担がなされている。</p>
③ 地方公共団体が協力する相当性		—
12 有識者の見解		—
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 内閣 05)

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成31年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	0件	本評価書作成のために平成30年7月12日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。(適用予定は評価対象外の税目のみ)	
②適用額	0百万円	同上	
③減収額	0百万円		④+⑤+⑥
④法人税	—		
⑤法人住民税	—		
⑥法人事業税	—		
⑦所得割	—		
⑧地方法人特別税	—		

○平成32年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	2件	本評価書作成のために平成30年7月12日に実施した、特区を通じた適用見込案件の事業者ヒアリングによる。(評価対象税目の適用予定案件のみ)	
②適用額	1,480百万円	<p>【法人税】 都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込みのうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額は81,450百万円である(平成30年5月末時点の国土交通省による認定事業者向け調査)。</p> <p>また、国土交通省が所有するデータによれば、一般的な都市開発事業の場合、当該建築物等に係る躯体・設備の割合は65:35程度であることから、81,450百万円のうち、建物・設備に係るそれぞれ価格は</p> <p>建物取得価額: $81,450 \times 65\% = 52,943$百万円 設備取得価額: $81,450 \times 35\% = 28,508$百万円 となる。</p> <p>上記を基に、事業1計画当たり割増される減価償却額を計算する。 建物は50年定額、設備は15年定額とし、 $(52,943 \times 1/50)(50年定額) + 28,508 \times 1/15(15年定額)] \times 50\%$(割増率)</p>	
③減収額	377.6百万円	343百万円+24百万円+10.6百万円	④+⑤+⑥
④法人税	343百万円	適用額1,480百万円×23.2%(税率)	②×税率
⑤法人住民税	24百万円	④×7%	④×税率
⑥法人事業税	10.6百万円	⑦+⑧	⑦+⑧
⑦所得割	10.3百万円	②×0.7%	②×税率
⑧地方法人特別税	0.3百万円	⑦×2.9%	⑦×税率

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣03-1）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（特別控除）		
税 目	法人税、法人住民税		
区 分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。
- ② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	0	12.6	8.7	4.4

- ② 三つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税）が予測されていない。
- ② 将來の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2

- ② 記載済（なお、別紙参照する旨記載しました。）

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34社から42社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに

1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業（中略）の雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
⑤ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑥ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。
⑦ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成25年度及び28年度）について、「製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
⑧ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑨ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する過去の効果について、「入込客数は平成24年度から緩やかに増加傾向」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑩ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する過去の効果について、「農業産出額（中略）についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑪ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する過去の効果について、「漁業生産額についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑫ 達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数3件（平成27年度）、2件（平成28年度）及び2件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
①～④・⑥・⑦・⑨～⑪ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載しておりません。
⑤・⑧ 対応困難
⑫ 10有効性①適用数において、記載しています。
【点検結果】
①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、過去の効果（平成29年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑨～⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消さ

れたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、各達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

⑫ 「制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される」との説明では、適用数が僅少であるという実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして24社が立地を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資、製造品の出荷等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。また、立地を検討している企業の中には農水産品加工業もあり、加工施設の整備により漁業及び農業産出額の増加に寄与すると考えられる。その他、宿泊業も複数検討されており、宿泊施設の開業により入込客数の増加に寄与するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来的効果（特区内の金融及び情報関連企業数24社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後の直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ②～⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

①～⑥ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（平成30年度から32年度までの各年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣03-2）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長（特別償却）		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
- ② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【特別償却】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	0	0	0.3	0
法人事業税	0	0	0.9	0

- ② 三つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
- ② 将來の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【特別償却】

	平 年 度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
法人事業税	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

- ② 記載済（なお、別紙参照する旨記載しました。）

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通

信関連産業の立地企業は、34社から42社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
③ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業（中略）の雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
⑤ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑥ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。
⑦ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成25年度及び28年度）について、「製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
⑧ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑨ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する過去の効果について、「入込客数は平成24年度から緩やかに増加傾向」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑩ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する過去の効果について、「農業産出額（中略）についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑪ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する過去の効果について、「漁業生産額についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑫ 達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数0件（平成27年度）、1件（平成28年度）及び0件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
①～④・⑥・⑦・⑨～⑪ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載しておりません。
⑤・⑧ 対応困難
⑫ 10有効性①適用数において、記載しています。
【点検結果】
①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、過去の効果（平成29年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑨～⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、各達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑫ 「制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される」との説明では、適用数が僅少であるという実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして24社が立地を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資、製造品の出荷等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。また、立地を検討している企業の中には農水産品加工業もあり、加工施設の整備により漁業及び農業産出額の増加に寄与すると考えられる。その他、宿泊業も複数検討されており、宿泊施設の開業により入込客数の増加に寄与するものと考えられる。
--

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来的効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来的効果（特区内の金融及び情報関連企業数24社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
--

②～⑥ 指定説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

①～⑥ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（平成30年度から32年度までの各年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の指定説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣03-3）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長 (沖縄の認定法人の課税の特例) (経済金融活性化特別地区)									
措置の内容	平成28年度時点	沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除ができる。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的		金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図もって自立型経済の構築を目指す。									
評価対象税目		義務対象			努力義務対象						
		法人税	法人住民税	法人事業税							
関係条項		措法第60条、第68条の63									
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。									
創設年度		H14	過去の政策評価の実績		H23内閣01、H25内閣21、H28内閣03						区分 延長

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①～⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
- ② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【所得控除】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	0	0.2	2.0	2.6
法人事業税	0	0.6	5.8	3.7

- ② 三つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
- ② 将來の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【所得控除】

	平 年 度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	4.3	3.4	3.4	4.6	5.9
法人事業税	6.3	4.9	4.9	6.8	8.7

- ② 記載済（なお、別紙参照する旨記載しました。）

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通

信関連産業の立地企業は、34社から42社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
③ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
④ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の効果（平成25年度及び29年度）について、「平成25年度から平成29年度までの5年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業（中略）の雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
⑤ 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（雇用者数も1,042人から1,082人へ増加している）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑥ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。
⑦ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の効果（平成25年度及び28年度）について、「製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
⑧ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（製造品出荷額においても、平成25年度の約368億円から平成28年度には約413億円へと約45億円増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑨ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する過去の効果について、「入込客数は平成24年度から緩やかに増加傾向」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑩ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する過去の効果について、「農業産出額（中略）についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑪ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する過去の効果について、「漁業生産額についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。
⑫ 達成目標に対する過去の効果について、過去の適用数3件（平成27年度）、2件（平成28年度）及び2件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。また、僅少であることの原因が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
①～④・⑥・⑦・⑨～⑪ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載しておりません。
⑤・⑧ 対応困難
⑫ 10有効性①適用数において、記載しています。
【点検結果】
①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、過去の効果（平成29年度）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑨～⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載」との説明では、各達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。
⑫ 「制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される」との説明では、適用数が僅少であるという実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
② 達成目標（特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
③ 達成目標（特区における製造品出荷額等を平成33年度までに520億円とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
④ 達成目標（名護市への入込客数を平成33年までに819万人とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
⑤ 達成目標（名護市の農業産出額を平成33年度までに91億円とする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
⑥ 達成目標（名護市の漁業生産量を平成33年度までに594トンとする）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

①～⑥ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして24社が立地を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資、製造品の出荷等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。また、立地を検討している企業の中には農水産品加工業もあり、加工施設の整備により漁業及び農業産出額の増加に寄与すると考えられる。その他、宿泊業も複数検討されており、宿泊施設の開業により入込客数の増加に寄与するものと考えられる。
--

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来的効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来的効果（特区内の金融及び情報関連企業数24社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
--

②～⑥ 指定説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
①～⑥ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数5件（平成30年度及び31年度の各年度）及び7件（平成32年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の指定説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税: 義)(国税5) (法人住民税、法人事業税: 義)(地方税4)
		② 上記以外の対象税目	(所得税: 外、個人住民税: 外)
3	要望区分の別		
4	内容		
<p>現行制度の概要</p> <p>(1) 国税 (ア～ウは選択制)</p> <p>ア 所得控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定法人の所得 × 40% × 経金特区内従業員数割合に相当する額を損金算入 (法人設立後 10 年間) <p>イ 投資税額控除 (法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・1,000 万円を超える建物及びその附属設備 8 %、100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 15 % ・法人税額の 20 %が上限額、繰越 4 年、取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>ウ 特別償却 (法人税、所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,000 万円を超える建物及びその附属設備 25 %、100 万円を超える機械・装置、特定の器具・備品 50 % ・取得価額の上限額 20 億円、建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定 <p>エ エンジエル税制 (所得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者 (= 指定会社) へ投資を行った個人に対する租税特別措置 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 指定会社へ投資した年 (a と b は選択制) <ul style="list-style-type: none"> a. 「投資額 - 2,000 円」を総所得金額から控除 b. 投資額を他の株式譲渡益から控除 (イ) 指定会社の株式を売却した年 売却により生じた損失を他の株式譲渡益と通算 (繰越 3 年) <p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動) 			

《要望の内容》	延長要望	適用期限を 2 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
《関係条項》		
<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第 57 条、第 57 条の 2、第 58 条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第 26 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2、第 41 条の 19、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27 第 68 条の 63 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 25 条の 12、第 25 条の 12 の 2、第 26 条の 28 の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 56、第 39 条の 90 ・租税特別措置法施行規則 第 5 条の 14、第 18 条の 15、第 18 条の 15 の 2、第 18 条の 11、第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の 2、第 22 条の 26、第 22 条の 37、第 22 条の 60 の 2 ・地方税法 第 6 条 		
5	担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 30 年 8 月 分析対象期間: 平成 26 年度～平成 33 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・経済金融活性化特別地区を創設 ・金融特区を廃止 平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長
8	適用又は延長期間	2 年間 (平成 31 年度～平成 32 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融業や情報通信関連産業をはじめ、沖縄の地理的特殊性・優位性や亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、もって自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実</p>		

	<p>現に寄与することを目的とする。</p> <p>第五節 経済金融活性化特別地区 (経済金融活性化特別地区的指定)</p> <p>第五十五条 内閣総理大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聞いて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るために必要とされる政令で定める要件を備えている地区を経済金融活性化特別地区として一を限り指定することができる。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(経済金融活性化特別地区における事業の認定)</p> <p>第五十六条 経済金融活性化特別地区的区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他の政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項 (1) 観光・リゾート産業 沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進めること。 このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。 また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>		<p>(2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図ていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>(5) 金融業及び金融関連業 金融業及び金融関連業は、情報通信産業と同様、島しょ県である沖縄の遠隔性を克服し得る産業であり、沖縄の特性を生かした金融サービスの提供が重要である。 このため、バックオフィス業務の集積を引き続き図るとともに、情報通信産業との連携による産業の高度化・高付加価値化を図りつつ、新産業分野への民間資金の供給、業務の高度化等に対応する人材の育成等を目指す。</p> <p>(6) 農林水産業 沖縄の農林水産業は、亜熱帯の地域特性を生かした甘味資源や園芸作物等の重要な供給機能を果たすとともに、広大な排他的経済水域（EEZ）を抱える離島地域の基幹産業として地域振興や国土の保全に貢献している。このことから、引き続き、沖縄の優位性と地域の特色を生かした持続可能で競争力のある農林水産業の振興、多面的機能を生かした農山漁村の振興を図ることが重要である。 このため、台風等の自然災害や病害虫被害を克服しつつ、安全・安心で収益性の高い農林水産物の生産振興と6次産業化の推進や、先駆的で経営感覚の優れた農業経営者の育成・確保と農地集積の推進、優良農地の確保、農林水産物の生産性向上等に資する生産基盤の整備・保全と農林水産技術等の開発・普及の促進、高品質な農林水産物の流通高度化と国内外への販売強化による沖縄ブランドの確立等を図る。また、漁業者に係る安全対策の強化等を図る。</p> <p>12 その他の基本的な事項 (3) 北部振興 県内で最も所得水準が低い北部地域については、貴重な動植物の生息地となっている豊かな自然環境を保全・活用しつつ、情報通信関連や金融関連の産業振興等を通じて、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備等を図る。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>② 政策体系における政策目的の位置付け</td> <td> <p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p> </td> </tr> <tr> <td>③ 達成目標及びその実現による寄与</td> <td> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 <ul style="list-style-type: none"> 特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする。 特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする。 </p> </td> </tr> </table>	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 <ul style="list-style-type: none"> 特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする。 特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする。 </p>	
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>					
③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 1. 達成目標 <ul style="list-style-type: none"> 特区内の金融及び情報関連企業数を平成33年度までに65社（金融関連企業30社、情報通信関連企業35社）とする。 特区内の金融及び情報関連企業における雇用者数を平成33年度までに1,694人（金融関連企業770人、情報通信関連企業924人）とする。 </p>					

	<p>人)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区における製造品出荷額等を平成 33 年度までに 520 億円とする。 ・名護市への入込客数を平成 33 年までに 819 万人とする。 ・名護市の農業産出額を平成 33 年度までに 91 億円とする。 ・名護市の漁業生産量を平成 33 年度までに 594 トンとする。 <p>2. 測定指標 平成 33 年度までに 本税制を活用した企業数 22 社 上述の企業に伴う雇用者数の増加 374 人</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄 21 世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度の積極的な活用により、経済の基盤となる産業の集積及びそれに伴う新たな雇用創出が見込まれるほか、地域内事業者による設備投資を通じた生産性の向上や観光客の受け入れ能力向上等による内発的発展が効果的に見込まれ、沖縄における自立型経済の構築に寄与するものである。</p>
--	---

10	有効性等	① 適用数	1. 平成 26 年度以降の適用数					(単位：件)
			項目	H26	H27	H28	H29 (見込み)	
			所得控除	0	1	3	3	
			投資税額控除	0	3	2	2	
			特別償却（法人）	0	0	1	0	
			法人住民税	—	—	—	—	
			事業税	—	—	—	—	

※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。

※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。

※事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※算定できないものについては「—」と記載。

前回（平成 28 年度）評価時の将来推計において、所得控除は平成 28 年度に 3 件（2 千万円）の適用を見込んでいたところ、実際の適用は 3 件（6 千 5 百万円）となった。また、投資税額控除については見込みを下回ったものの、これまで活用のなかった特別償却で 1 件の適用があり、制度を活用した設備投資が着実に進んでいる。このため、想定外に僅少とはなっていないものと思料。

制度創設以降緩やかではあるが認定企業が増えてきており、新たな企業立地も進んでいることを踏まえると、今後も制度の活用件数は増加していくものと推測される。

引き続き制度を誘因として企業誘致を推進するとともに、立地企業への周知によって新たな投資を促し、経済金融の活性化を図っていきたい。

2. 今後の適用見込み

平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で所得控除 7 件、投資税額控除 2 件、特別償却 1 件の適用を見込む。
(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

3. 適用実績增加に向けて実施してきた取組み

平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、また、「税制活用セミナー」を 3 回実施した（6 月）。

また、沖縄県において 7 月に東京都と大阪府で「沖縄県企業誘致セミナー」を開催するとともに、県外企業を沖縄県内に招聘する「沖縄県投資環境視察ツアー」等での県外企業への周知や、企業個別訪問等により本制度の周知を行った。

さらに沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う(43 回)とともに、商工会議所、商工会及び各市町村を通じて制度のリーフレットを配布したところ。

		<p>その結果、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に、相談窓口では 579 件（うち経済金融活性化特区は 32 件）の問合せがあつたほか、名護市では今後の企業立地に向けて 23 件（H30.3 末現在）の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。</p> <p>＜参考①：平成 29 年度県外企業向けセミナーの実績＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業誘致セミナー</td> <td>440 人</td> </tr> <tr> <td>投資環境視察ツアー</td> <td>18 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜参考②：平成 29 年度沖縄振興税制活用セミナー＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）</td> <td>35 人</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）</td> <td>32 人</td> </tr> <tr> <td>沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）</td> <td>100 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※企業以外にも、実際に申告書を作成する税理士の参加も多数確認できた。</p> <p>＜参考③：「ワンストップ相談窓口」における相談件数＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制度全般に関すること</td> <td>158 件</td> </tr> <tr> <td>経済金融活性化特区</td> <td>32 件</td> </tr> <tr> <td>その他の制度</td> <td>389 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>579 件</td> </tr> </tbody> </table>		参加人数	企業誘致セミナー	440 人	投資環境視察ツアー	18 人		参加人数	沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人	沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人	沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人	相談内容	件数	制度全般に関すること	158 件	経済金融活性化特区	32 件	その他の制度	389 件	合計	579 件						
	参加人数																															
企業誘致セミナー	440 人																															
投資環境視察ツアー	18 人																															
	参加人数																															
沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人																															
沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人																															
沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人																															
相談内容	件数																															
制度全般に関すること	158 件																															
経済金融活性化特区	32 件																															
その他の制度	389 件																															
合計	579 件																															
② 適用額	<p>1. 平成 26 年度以降の適用額</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>7</td> <td>65</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>特別償却（法人）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で所得控除 143 百万円、投資税額控除 56 百万円、特別償却 11 百万円の適用額を見込む。</p> <p>(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>	項目	H26	H27	H28	H29 (見込み)	所得控除	0	7	65	84	投資税額控除	0	92	68	34	特別償却（法人）	0	0	11	0	法人住民税	0	13	11	-	事業税	0	1	7	-	
項目	H26	H27	H28	H29 (見込み)																												
所得控除	0	7	65	84																												
投資税額控除	0	92	68	34																												
特別償却（法人）	0	0	11	0																												
法人住民税	0	13	11	-																												
事業税	0	1	7	-																												

③ 減収額	1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績 (単位：百万円)				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	
所得控除	0	2	15	20	
投資税額控除	0	92	68	34	
特別償却	0	0	3	0	
法人住民税	0	13	11	7	
事業税	0	1	7	4	
合計	0	108	104	65	

※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。

※地方税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※平成 29 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 12.9%乗じて算定。

※平成 29 年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率 4.41%を乗じて算定。

2. 今後の減収額見込み

平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で所得控除 33 百万円、投資税額控除 56 百万円、特別償却 3 百万円、法人住民税 12 百万、事業税 7 百万円の減収を見込む。

(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 12.9%を乗じた額。)

(事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率 4.41%を乗じた額。)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

1. 政策目的の達成状況

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間に、特区内の金融関連産業、情報通信関連産業の立地企業は、34 社から 42 社へ、当該企業の雇用者数も 1,042 人から 1,082 人へ増加している。なお、平成 27 年度に名護市に立地する情報・金融関連企業が納付した法人市民税額は約 201 百万円で、名護市の法人市民税額全体の約 4 割に相当し、名護市経済に与える影響は大きい。

また、製造品出荷額においても、平成 25 年度の約 368 億円から平成 28 年度には約 413 億円へと約 45 億円増加しており、経済活性化が着実に進んでいるものと考えられる。

なお、観光については、入込客数は平成 24 年度から緩やかに増加傾向であるが、県全体の観光客数の伸びと比較すると低くなっているほか、農業生産額及び漁業生産額についても、県全体に対する名護市の割合が減少傾向にある。観光業、農業及び水産養殖業はこれまで国税適用の実績がなかったことから、適用数を増やすことにより、達成目標の実現に寄与するものと考えられる。

今後も好調な流れを維持しつつ、県土の均衡ある発展による県民所得の向上を目指し、引き続き多様な産業の集積による経済金融の活性化を図る必要がある。

(※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置

-63-

	<p>等の直接的効果》を参照。)</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <p>平成 33 年度 進出後に本税制を活用した企業数 22 社 上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 374 人</p> <p>実現状況 :</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度の適用を受けた企業数</td> <td>6 社</td> <td>5 社</td> </tr> <tr> <td>上述の企業による雇用者数の増加</td> <td>213 人</td> <td>157 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※企業数について、平成 28 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から。平成 29 年度は沖縄県調査。 ※雇用者数は沖縄県調べ。</p> <p>3. 所期の目標の変更について</p> <p>沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「情報関連企業の立地数及び雇用者数」や「製造品出荷額」などを成果指標とし、各種施策を推進しているところ。</p> <p>経済金融活性化特区については、産業集積及び設備投資促進による自立型経済の構築を目的としており、上記目標フレームの達成に寄与するものであることから、達成目標は沖縄 21 世紀ビジョン実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <p>①特区内立地企業数及び当該企業による雇用者数 経金特区の創設以降、金融関連産業と情報通信関連産業の立地企業数及び雇用者数は、目標達成に向けて増加してきている状況。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">(単位：社、人)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平成 25 年度</th> <th colspan="2">平成 26 年度</th> <th colspan="2">平成 27 年度</th> <th colspan="2">平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> <tr> <th>企業</th> <th>雇用者</th> <th>企業</th> <th>雇用者</th> <th>企業</th> <th>雇用者</th> <th>企業</th> <th>雇用者</th> <th>企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報</td> <td>20</td> <td>556</td> <td>26</td> <td>618</td> <td>24</td> <td>594</td> <td>22</td> <td>590</td> <td>27</td> <td>599</td> </tr> <tr> <td>金融</td> <td>14</td> <td>486</td> <td>15</td> <td>477</td> <td>16</td> <td>506</td> <td>14</td> <td>456</td> <td>15</td> <td>483</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度末に立地している企業数及び当該企業における雇用者数。 ※名護市調べ。</p> <p>②特区内製造品出荷額等 特区内製造品出荷額等について、平成 26 年までは約 350 億円前後で推移していたものの、平成 27 年以降は 400 億円を超える傾向にある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">(単位：億円)</th> </tr> <tr> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>347.2</td> <td>368.1</td> <td>366.4</td> <td>414.8</td> <td>414.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工業統計調査（沖縄県調査）</p>		平成 28 年度	平成 29 年度	本制度の適用を受けた企業数	6 社	5 社	上述の企業による雇用者数の増加	213 人	157 人	(単位：社、人)									平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	企業	雇用者	企業	雇用者	企業	雇用者	企業	雇用者	企業	情報	20	556	26	618	24	594	22	590	27	599	金融	14	486	15	477	16	506	14	456	15	483	(単位：億円)					平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	347.2	368.1	366.4	414.8	414.2
	平成 28 年度	平成 29 年度																																																																								
本制度の適用を受けた企業数	6 社	5 社																																																																								
上述の企業による雇用者数の増加	213 人	157 人																																																																								
(単位：社、人)																																																																										
平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度																																																																		
企業	雇用者	企業	雇用者	企業	雇用者	企業	雇用者	企業																																																																		
情報	20	556	26	618	24	594	22	590	27	599																																																																
金融	14	486	15	477	16	506	14	456	15	483																																																																
(単位：億円)																																																																										
平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年																																																																						
347.2	368.1	366.4	414.8	414.2																																																																						

	<p>※平成 27 年数値については「平成 28 年経済センサス・活動調査」（経済産業省）を基に沖縄県において推計していることから比較対象としては参考値。</p> <p>③名護市の農業産出額</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>68</td> <td>73</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「市町村別農業産出額」（農林水産省）</p> <p>④名護市の漁業生産量</p> <p>(単位: トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>503</td> <td>481</td> <td>420</td> <td>336</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「農林水産統計年報」（沖縄総合事務局）</p> <p>⑤名護市への入込客数(暦年)</p> <p>(単位: 人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 24 年</th> <th>平成 25 年</th> <th>平成 26 年</th> <th>平成 27 年</th> <th>平成 28 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,108,180</td> <td>5,257,616</td> <td>5,730,528</td> <td>5,682,299</td> <td>5,633,231</td> </tr> </tbody> </table> <p>※名護市観光統計資料（名護市）</p>	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	—	—	68	73	73	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	503	481	420	336	330	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	5,108,180	5,257,616	5,730,528	5,682,299	5,633,231
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																											
—	—	68	73	73																											
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																											
503	481	420	336	330																											
平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年																											
5,108,180	5,257,616	5,730,528	5,682,299	5,633,231																											

2. 制度が延長できない場合の影響

沖縄本島北部圏域は、県内他圏域に比べて 1 人あたり市町村民所得が低く、過疎地域が多く存在する地域である。このため、県土の均衡ある発展に向け、本制度を活用して北部圏域経済の中核的役割を担う名護市へ多様な産業の誘致・集積を図り、雇用創出及び所得向上に向けて取り組んできた。

また、北部振興については公共・非公共事業としても取り組んでおり、道路や港湾等のインフラ整備を実施するなど、北部圏域の自立的発展の条件整備が進められている。

これら取組みによって北部圏域の活性化に一定の成果を上げてきたものの、当該地域はいまだに他圏域と比較して経済基盤は弱く、均衡ある発展に向けては引き続き整備された産業基盤等を有効利用する企業等を誘致し、地域の雇用を創出しつつ経済を活性化させていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、名護市への新規立地及び立地企業による設備投資等のインセンティブがなくなり*、定住の重要な条件となる雇用を創出できず、県土の均衡ある発展、ひいては沖縄県の自立型経済構築に支障が出てくることが懸念される。

※沖縄県が平成 29 年 12 月に実施した「沖縄振興税制に関する企業アンケート調査（経済金融活性化特別地区）」によると、本税制が沖縄への移転や立地の意思決定に影響したと回答した企業の割合は、全体の約 45.4%となっている。

この他、平成 29 年度沖縄県企業誘致セミナー in 大阪・東京における来場者アンケートにおいても、沖縄の投資環境で関心がある項目に、「特区・地区制度による税制の優遇措置の割合」が、東京、大阪ともに第 1 位となっており、本制度が企業にとって一定のインセンティブとなっているといえる。

	⑤ 税収減を是認する理由	<p>本制度は、特区内に金融業や製造業をはじめとする多様な産業の進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、「金融産業」と「実態経済の基盤となる産業」を車の両輪として集積を促進し、多様なもの・サービスが生み出される経済金融の拠点形成の推進に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業により 157 名の雇用が生じているところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって特区内の総生産を約 9.8 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算される。</p> <p>・税活用企業による雇用者数: 157 人 ・沖縄県の労働生産性: 6,250,983 円 → 県内総生産の押上げ効果: 約 9.8 億円 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「平成 27 年度県民経済計算」(沖縄県企画部)より試算)</p> <p>これを踏まえると、本制度は税収減を是認するに足る効果があるものと考えられる。</p>
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、沖縄県の経済金融の活性化を図るために、金融業、情報通信関連業、製造業等の様々な業種の立地及び設備投資を促すものである。これら様々な企業に効果的にインセンティブを与える手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置が的確である。</p> <p>また、本特例措置においては、地域指定・事業認定等のスキームを通して、沖縄の経済金融の拠点形成、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることではなく、必要最小限の措置となっている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では地理的不利性の解消や新事業創出のための開発支援、販路拡大・商流構築支援等を行っているのに対し、本制度では事業者の建物取得や設備投資等への支援を行うことで企業立地を促進しており、役割分担を図っている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長要望するものであり、国税に自動連動する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12 有識者の見解	-	
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月(H28 内閣 03)	

経金特区における減収額・適用見込(試算)

平成30年8月
(百万円)

事業認定件数 (累計)	所得控除			投資税額控除			特別償却			減収額計	適用額計
	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	件数	適用額	減収額			
平成26年度	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
平成27年度	4	1	7	2	3	92	0	0	0	94	99.00
平成28年度	5	3	65	15	2	68	1	11	3	86	144.00
平成29年度	5	3	84	20	2	34	0	0	0	54	118.00
合計	7	156	37	7	194	1	11	3	234	361.00	
平均	1.8	39.0	9.3	1.8	48.5	0.3	2.8	0.8	58.5	90.3	
1件あたりの額	-	22	5.3	-	28	-	11	3	-	-	

※各年度実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)に基づく。

※法人税率については、平成27年度以降は23.4%として試算。
仮定 ①特区内企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業) 出所:経済金融活性化計画実施状況報告書(沖縄県)
過去5年間の伸び率から、年5.7%増加すると試算する。

企業数(件)	伸び率	平均
平成25年度	190	-
平成26年度	209	10.0%
平成27年度	218	4.3%
平成28年度	238	9.2%
平成29年度	236	-0.8% 5.7%

増加企業数
平成30年度 249 13
平成31年度 263 14
平成32年度 277 14
平成33年度 292 15仮定 ②認定企業数(金融・情報・製造・農林水産養殖業)
過去5年間の伸び率から、年41.6%増加すると試算する。

企業数 (累計)(件)	伸び率	平均
平成25年度	-	-
平成26年度	2	-
平成27年度	4 100.0%	
平成28年度	5 25.0%	
平成29年度	5 0.0% 41.6%	

増加企業数
平成30年度 7 2
平成31年度 9 2
平成32年度 12 3
平成33年度 16 4

仮定 ③認定企業は、認定2年後から所得控除を適用する。

仮定 ④所得控除1件当たりの適用額は22百万円とする。

仮定 ⑤立地企業が投資税額控除を適用する割合は0.80%とする。
投資税額控除 適用平均1.8件/立地企業数平均225.3件((209+218+238+236)/4)

仮定 ⑥投資額控除1件あたりの適用額は28百万円とする。

仮定 ⑦立地企業が特別償却を適用する割合は0.13%とする。
投資税額控除 適用平均0.3件/立地企業数平均225.3件((209+218+238+236)/4)

仮定 ⑧特別償却1件あたりの適用額は11百万円とする。

①～⑧の仮定に基づき試算

企業数 A (仮定①)	事業認定件数 (累計)B (仮定②)	所得控除C			投資税額控除D			特別償却E			(百万円)	
		件数 (仮定③)	適用額 (22百万/ 件) (仮定④)	減収額 (※) A*0.80%	件数 (仮定⑤) (28百万/ 件) (仮定⑥)	適用額 (11百万/ 件) (仮定⑦) A*0.13%	減収額 (※) (仮定⑧)	件数 (仮定⑦) (11百万/ 件) (仮定⑧)	適用額 (11百万/ 件) (仮定⑨)	減収額 (※)		
平成30年度	249	7	5	110	25.52	2	56	1	11	2.55	84.07	177.00
平成31年度	263	9	5	110	25.52	2	56	1	11	2.55	84.07	177.00
平成32年度	277	12	7	154	35.73	2	56	1	11	2.55	94.28	221.00
平成33年度	292	16	9	198	45.94	2	56	1	11	2.55	104.49	265.00
30～33合計	-	-	26	572	132.70	8	224	4	44	10.21	366.91	840.00
年平均		7	143	33	2	56	1	11	3	92	210	

※法人税率については、平成30年度以降は23.2%として試算。

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣04）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却)（沖縄の離島地域における旅館業用建物等）								
措置の内容	平成28年度時点	沖縄の離島地域において、旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の8%の特別償却ができる。								
	平成29年度税制改正以後	従前どおり								
	平成30年度税制改正以後	従前どおり								
政策目的		<p>沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るために、産業を振興し、就業機会の確保・所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要な立場から、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p>								
評価対象税目		義務対象			努力義務対象					
		法人税	法人住民税	法人事業税						
関係条項		措法第45条、第68条の27								
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。								
創設年度		H9	過去の政策評価の実績		H23内閣03、H28内閣04				区分	延長

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人））を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 本特例措置の測定指標は、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）の期限であるH33年度に設定しているが、H32年度の数値は、H33年度目標値とH28年度実績値との差から41,200人と示すことが可能である。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成24年度、25年度、28年度及び29年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「10①適用数」欄の表のとおり説明されているが、本特例措置の地方税は「上記特別償却の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する（自動連動）」とされているにもかかわらず、各税目の適用数が一致しないため、その理由を明らかにする必要がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 制度上自動連動となっているが、税制が適用されたかどうかを確認する手段がないことから、アンケート等で回答があったものを記載しているため

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成24年度から29年度までの法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。
- ② 過去の減収額（法人税）54,400千円（平成29年度）が前回評価時の将来予測8,929千円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 事前評価書を修正
② 将来予測においては、過去の減収額等を基に算出しているため実際の投資と乖離したものと思慮。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（平成29年度の法人住民税及び法人事業税）が把握されていないため、この点を課題とする。

- ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 事前評価書を修正

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人））に対する過去の効果（平成28年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。

- ② 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人））に対する過去の効果（平成26年度及び27年度）について、38,188人（平成26年度）及び38,713人（平成27年度）と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

- ③ 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人））に対する過去の効果について「離島における旅館等の施設数、収容人員数は増加している」と説明されているが、過去の適用数0件（平成26年度及び27年度）及び1件（平成28年度）は、10件未満であり、前回評価時の将来予測5件（平成26年度から28年度まで）の半数以下と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを見らかにする必要がある。また、想定外に僅少であることの原因について「事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる」と説明されているが、本特例措置は創設から20年以上経過しており、理由にならないと考えられる。

- ④ 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人））に対する過去の効果（収容人員数 平成26年度38,188人及び平成27年度38,713人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 事前評価書を修正（平成28年度が最新の数）

- ② 事前評価書を修正

- ③ 対象が沖縄の離島に限られている中で、年間10件の適用実績を上げることは困難である。平成29年度においては沖縄県調査で3件の適用が把握されているなど制度は活用されており、旅館業の立地は促進されているものと思慮される。

- ④ 対応困難

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消された

が、過去の効果（平成29年度）が推計されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「平成29年度においては沖縄県調査で3件の適用が把握されているなど制度は活用されており、旅館業の立地は促進されているものと思慮される」との説明では、僅少な実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。
④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する（平成33年度までの収容人員数41,325人））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】
① 本特例措置については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づいて推進しているところであり、達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、沖縄県調査により現時点で見込まれるH30年度以降に新增設予定の宿泊施設数19件と、H26～27年度の実績から導いた宿泊施設1件当たり増加する収容人員数から、約80人の収容人員数の増加が見込まれることから、これがあくまで現時点で同県が把握しているものに限られた数字であることも考慮すると、本特例措置が達成目標に十分寄与すると考えているところである。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「沖縄県調査により現時点で見込まれるH30年度以降に新增設予定の宿泊施設数19件と、H26～27年度の実績から導いた宿泊施設1件当たり増加する収容人員数から、約80人の収容人員数の増加が見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、「宿泊施設1件当たり増加する収容人員数」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（収容人員数約80人増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
また、達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数3件（平成30年度から32年度までの各年度）は、10件未満と僅少であるため、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点も課題とする。

点検項目(4)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税、事業税:義)(地方税)
		② 上記以外の税目	(所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別償却(法人税、所得税) <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその附属設備についての特別償却制度(建物・附属設備8／100) <p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人住民税、個人住民税、事業税 <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の離島地域において、上記特別償却の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。 <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法第93条、94条 ・租税特別措置法第12条、第45条 ・租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9
5	担当部局		内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間		<p>評価実施時期: 平成30年8月</p> <p>分析対象期間: 平成29年度～平成33年度</p>
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成9年度 制度創設</p> <p>平成14年度 適用期限5年延長</p> <p>平成19年度 適用期限5年延長</p> <p>平成24年度 適用期限5年延長</p> <p>平成29年度 適用期限2年延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(平成31年度～平成32年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。</p> <p>離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るために、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要があ</p>

る。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。

《政策目的の根拠》

厳しい状況にある沖縄県の離島地域において、各種産業活動の活性化を図るために、本特例措置を講ずることにより、事業者の投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。

○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄)

・(目的)

第1条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

・(定義)

第3条

3 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

・(離島の旅館業に係る減価償却の特例)

第93条 離島の地域内において旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

・(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第94条 第9条の規定は、地方税法第6条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)

Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項

9 離島の振興に関する基本的な事項

離島地域については、各島が個性豊かな自然や文化等の貴重な財産を有するとともに、我が国の領海及び排他的経済水域(EEZ)等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っている地域であり、住民の方々が安心・安全に生活できることが重要である。

このため、交通コスト等の低減や、定住促進に不可欠な公営住宅

	<p>等の生活環境基盤の整備、教育・医療・福祉における住民サービスの向上等の定住条件の整備を図るとともに、農商工連携や離島間・本島間との連携・交流等を強化し、各島が有する地域資源を活用して観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業等の振興を図ることで、人口流出の防止、地域経済の活性化による雇用の場の創出、交流人口の拡大を目指す。</p> <p>○沖縄21世紀ビジョン基本計画(平成24年5月)</p> <p>第3章基本施策</p> <p>3. 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して</p> <p>(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開</p> <p>ア. 観光リゾート産業の振興</p> <p>豊かな自然環境と共生する観光地の形成や、それぞれの島の獨特な文化や趣きなど島々の個性や魅力を生かした着地型観光プログラム等の開発を促進します。</p> <p>このため、外国人観光客の増大も視野に入れた観光客受入体制の整備や観光人材育成等について地域のニーズに合わせた支援を行うとともに、各離島の魅力やイメージを積極的に発信し、国内外からの認知度を高める取組を強化するなど、新たな離島観光の展開に向けた取組を推進します。</p> <p>また、観光施設の新設や施設整備の拡充等に対し、税制上の優遇措置を講じるとともに、観光事業者等が行う外国人観光客の増大や観光の高付加価値化などに対応するための施設等の整備を促進します。</p> <p>さらに、宮古・八重山地域における海外航路・航空路の充実及び外国人受入体制の充実・強化を図るとともに、近隣諸国等からの観光客増大に向けた誘客活動を推進します。</p> <p>○沖縄21世紀ビジョン実施計画改訂版(平成27年4月)</p> <p>第2章「基本施策」に係る取組</p> <p>将来像Ⅲ希望と活力にあふれる豊かな島</p> <p>(12)離島の特色を生かした産業振興と新たな展開</p> <p>離島の持つ活力の維持・向上に向けて、観光リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸等、地域に根ざした産業の総合的・一体的な振興を図り、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指す。</p> <p>○住みよく魅力ある島づくり計画</p> <p>第3章 振興施策の展開</p> <p>第2節 離島の特色を生かした産業振興と新たな展開</p> <p>1. 観光リゾート産業の振興</p> <p>(3)観光客の受入体制の整備</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>

		③達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光リゾート産業等の振興、就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <p>収容人員数(人)</p> <table border="1"> <tr> <td>当初値(平成26年度)</td> <td>38,188</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td> <td>41,325</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>3,137</td> </tr> </table> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄の離島の観光産業においては、時期により指標の数値に差が生じやすく通常での目標になじまないため、ピーク時の収容規模が重要である。</p>	当初値(平成26年度)	38,188	目標値(平成33年度)	41,325	差引	3,137																										
当初値(平成26年度)	38,188																																		
目標値(平成33年度)	41,325																																		
差引	3,137																																		
10	有効性等	①適用数	<p>1 平成 24 年度以降の適用数</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 24 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。平成 29 年度については沖縄県調査(7月時点)。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用見込み(国税)</p> <p>宿泊施設を建設予定の事業者にアンケートを行ったところ、平成 29 年度においては宿泊施設3件で本制度の活用意向が示されている。また、離島市町村にアンケートを行ったところ、平成 30 年度以降に新增設予定の宿泊施設が現時点で 19 件ある。</p> <p>沖縄県全体の好調な観光需要を背景に、離島の観光客数は伸び続けており、離島におけるインフラ整備も進むことから、今後も観光客数は順調に推移すると思われる。</p> <p>このため、好調な観光、引き続き周知を強化することで今後も積極的に活用することが見込まれるため、平成 29 年度の活用見込みをベースにすると、各年度3件程度の適用があるものと見込む。</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由(国税)</p> <p>前回評価時に各年度5件と見込んだにもかかわらず、国税の実績が少ない状況にあるのは、事業初年度の黒字化が困難なことが原因と考えられる。事業者に対して制度活用や設備投資予定の有無を照会したアンケートにおいても、複数の事業者が国税の特別償却制度を活用しなかった理由として、事業初年度が黒字でないことを挙げている。</p> <p>また、制度そのものに加え、活用可能なケースについての周知が十分でなかった可能性があることから、平成 29 年度においては市町村とも連携し、周知用チラシ等を新たに作成した上で、具体的な活用ケースなどを示しつつ積極的な周知や内容の充実を図っており、上記2のと</p>	優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	特別償却	1	1	0	0	1	3	6	事業税	1	1	0	0	1	0	2	法人住民税	-	-	-	-	-	-	-
優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計																												
特別償却	1	1	0	0	1	3	6																												
事業税	1	1	0	0	1	0	2																												
法人住民税	-	-	-	-	-	-	-																												

		<p>おり具体的な活用意向等が示されてきているところである。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 沖縄特区・地域税制ワンストップ相談窓口と連携し、平成29年5月には沖縄コンベンションビューロー賛助会員事業説明会へ出席し、デベロッパーを含む参加者約300人に対し周知を行った。また、宮古島市や石垣市等の観光協会、商工会及び立地予定企業を訪問して周知活動を実施した。</p> <p>さらに、活用事例やよくある質問、税目毎の問い合わせ先等を記載したパンフレット並びにチラシを作成し、離島市町村や観光協会等関係団体へ配布して各事業者への周知依頼を行った。</p> <p>その結果、平成29年度において複数の事業者の活用が見込まれているほか、平成30年度以降のホテル建設においても活用を検討している事業者があるところ。</p> <p>今後も沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口や離島市町村と連携して継続的に周知活動を行っていく。</p>		<p>23.9%、平成28年度以降は23.4%として試算。</p> <p>※平成29年度については、沖縄県調査による見込み（平成30年7月時点）</p> <p>※法人住民税、事業税について、平成26年度から平成28年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）平成29年度については沖縄県調査に基づく。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の減収額見込み 今後は、平年度法人税36,828千円、法人住民税4,751千円、事業税10,636千円の減収を見込む。</p> <p>※適用見込み額に法人税率(23.2%)を乗じて算出。</p> <p>※ 法人住民税減収額は法人税額に住民税率(12.9%)を乗じて算出。</p> <p>※ 事業税減収額は適用額に事業税率(6.7%)を乗じて算出。</p>																																																				
② 適用額		<p>1. 平成24年度以降の適用額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td><td>7,632</td><td>71,112</td><td>0</td><td>0</td><td>79,999</td><td>232,481</td><td>391,224</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>944</td><td>1,274</td><td>0</td><td>0</td><td>4,945</td><td>0</td><td>7,163</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>336</td><td>3,137</td><td>0</td><td>0</td><td>2,447</td><td>-</td><td>5,920</td></tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成26年度から平成28年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。平成29年度については沖縄県調査。 ※法人住民税、事業税について、平成26年度から平成28年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）平成29年度については沖縄県調査。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 平成24、25、28年度実績から1件当たりの適用額を52,914千円と想定し、今後は平年度で特別償却158,742千円の適用を見込む。</p> <p>※平成24、25、28年度実績から1件当たりの平均値を算出。 $(7,632+71,112+79,999)/3=52,914$</p>	優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	特別償却	7,632	71,112	0	0	79,999	232,481	391,224	事業税	944	1,274	0	0	4,945	0	7,163	法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920	④ 効果	<p>1. 政策目的の達成状況 離島における旅館等の施設数、収容人員数は増加している。 一方、離島を訪れる観光客も増加し、宿泊施設の需要も増大しており、観光ニーズを取りこぼさず離島振興に繋げていくためにも、政策的に宿泊施設の建設及び改修を後押しすることが必要。 引き続き、制度の周知を図り、旅館業等建物の立地を促進する。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況 宿泊施設数(軒) 収容人員数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初値(平成26年度)</th><th>1,544</th><th>38,188</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値(平成27年度)</td><td>1,677</td><td>38,713</td></tr> <tr> <td>実績値(平成28年度)</td><td>1,742</td><td>40,669</td></tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td><td>1,671</td><td>41,325</td></tr> </tbody> </table> <p>目標値との差 (目標達成) 2,612 (出典:沖縄県保健医療部衛生薬務課調べ)</p> <p>所期の目標の実現状況を分析すると、宿泊施設数が133軒増加したのにに対し、収容人員数は525人しか増加していない。これは、比較的規模の大きいホテル・旅館の数よりも簡易宿所の数が大きく増加しているためと考えられる(旅館・ホテル:3軒増、簡易宿所:130軒増)。引き続き、収容人員数の目標達成を目指して取り組んでいく。</p> <p>3. 所期の目標の変更について 簡易宿所の増等により、施設数と収容人員数の増加率が運動しておらず、施設数のみの再設定が難しいことから、施設数は削除する。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況 収容人員数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初値(平成26年度)</th><th>38,188</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値(平成27年度)</td><td>38,713</td></tr> <tr> <td>実績値(平成28年度)</td><td>40,669</td></tr> <tr> <td>目標値(平成33年度)</td><td>41,325</td></tr> </tbody> </table>	当初値(平成26年度)	1,544	38,188	実績値(平成27年度)	1,677	38,713	実績値(平成28年度)	1,742	40,669	目標値(平成33年度)	1,671	41,325	当初値(平成26年度)	38,188	実績値(平成27年度)	38,713	実績値(平成28年度)	40,669	目標値(平成33年度)	41,325
優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計																																																	
特別償却	7,632	71,112	0	0	79,999	232,481	391,224																																																	
事業税	944	1,274	0	0	4,945	0	7,163																																																	
法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920																																																	
当初値(平成26年度)	1,544	38,188																																																						
実績値(平成27年度)	1,677	38,713																																																						
実績値(平成28年度)	1,742	40,669																																																						
目標値(平成33年度)	1,671	41,325																																																						
当初値(平成26年度)	38,188																																																							
実績値(平成27年度)	38,713																																																							
実績値(平成28年度)	40,669																																																							
目標値(平成33年度)	41,325																																																							
③ 減収額		<p>1. 平成24年度以降の減収額 (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>優遇措置</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税減収額</td><td>1,946</td><td>18,134</td><td>0</td><td>0</td><td>18,720</td><td>54,400</td><td>93,200</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>944</td><td>1,274</td><td>0</td><td>0</td><td>4,945</td><td>-</td><td>7,163</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>336</td><td>3,137</td><td>0</td><td>0</td><td>2,447</td><td>-</td><td>5,920</td></tr> </tbody> </table> <p>※法人税率については、平成24年度から平成26年度は25.5%、平成27年度は</p>	優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計	法人税減収額	1,946	18,134	0	0	18,720	54,400	93,200	事業税	944	1,274	0	0	4,945	-	7,163	法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920																						
優遇措置	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計																																																	
法人税減収額	1,946	18,134	0	0	18,720	54,400	93,200																																																	
事業税	944	1,274	0	0	4,945	-	7,163																																																	
法人住民税	336	3,137	0	0	2,447	-	5,920																																																	

	<p>目標値との差 2,612 (出典:沖縄県保健医療部衛生業務課調べ)</p> <p>2. 制度が延長できなかった場合の影響</p> <p>沖縄県の入域観光客数は平成 25 年 11 月から 53 ヶ月連続で各月の過去最高を更新し、離島では離島空港の年間旅客数が平成 22 年度の 313 万人から平成 28 年度には 441 万人に増加するなど、国内外からの観光客が急増している。</p> <p>なお、政府において平成 29 年度に観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）に基づく「観光立国推進基本計画」を閣議決定し、平成 32 年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円などの目標達成を掲げているところ、沖縄県が今後多くの観光客を受け入れていくことは、離島の活性化につながるだけでなく、日本全体の経済振興に資するものである。</p> <p>しかしながら、本制度が延長されない場合、事業者の設備投資や、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域における受け入れ機能の不足及び観光満足度の低下が懸念され、離島の産業振興に大きな影響があるものと考える。</p> <p>実際に、事業者に対して行ったアンケートにおいても、今後設備投資を予定している事業者が「優遇税制を受けることを前提に収支計画を策定している」「優遇税制は今後の設備投資に大きな影響がある」と回答しており、制度が企業の設備投資の意思決定に大きな影響を与えていることがうかがえる。</p> <p>今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。</p>																				
⑤ 税収減を是認する理由等	<p>(1)これまでの効果</p> <p>本特例措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加している。宮古島、八重山圏域、久米島における入込観光客数についても増加傾向にあり、本特例措置制度は、離島地域における産業振興に大きく寄与している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入込観光客数</th> <th>八重山圏域</th> <th>宮古島</th> <th>久米島</th> <th>(単位:人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>1,130,430</td> <td>430,550</td> <td>92,771</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>1,266,778</td> <td>703,054</td> <td>111,509</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差 引</td> <td>136,348</td> <td>272,504</td> <td>18,738</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 将來の効果(平成 31 年度～33 年度)</p> <p>以下のとおり、平成 31 年度から 33 年度までの 3 年間における税収効果は、約 11 億円となり、本租税特別措置制度による税収減見込み額 110 百万円 ($36,828 \text{ 千円} \times 3 \text{ 年間}$) を超過している。</p> <p>将来的観光収入見込み額に基づく税収効果</p> <p>ア. 沖縄の主要離島の観光客数需要見込みは以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「沖縄観光推進ロードマップ」)</p> <p style="text-align: right;">(単位:万人)</p> <p style="text-align: center;">平成 30 年度 平成 33 年度</p>	入込観光客数	八重山圏域	宮古島	久米島	(単位:人)	平成 26 年度	1,130,430	430,550	92,771		平成 28 年度	1,266,778	703,054	111,509		差 引	136,348	272,504	18,738	
入込観光客数	八重山圏域	宮古島	久米島	(単位:人)																	
平成 26 年度	1,130,430	430,550	92,771																		
平成 28 年度	1,266,778	703,054	111,509																		
差 引	136,348	272,504	18,738																		

		<table border="1"> <tr> <td>・沖縄本島周辺離島</td><td>24</td><td>26</td> </tr> <tr> <td>・宮古圏域</td><td>105</td><td>145</td> </tr> <tr> <td>・八重山圏域</td><td>150</td><td>194</td> </tr> <tr> <td>・久米島</td><td>12</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td><td>291</td><td>380</td> </tr> </table> <p>イ. 各主要離島の圏域外客消費単価(平成 28 年度)は以下のとおり。 (出典:沖縄県文化観光スポーツ部「平成 28 年度観光統計実態調査」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古圏域: 87,327 円 ・八重山圏域: 89,543 円 ・久米島: 57,077 円 <p>上記ア、イより、平成 31 年度から 33 年度までの観光収入の増収見込額は、約 705 億 7 千万円となる。</p> <table border="1"> <tr> <td>・沖縄本島周辺離島: 2 万人 × 48,875 円 = 977,500 千円…(※)</td> </tr> <tr> <td>・宮古圏域: 40 万人 × 78,332 円 = 31,332,800 千円</td> </tr> <tr> <td>・八重山圏域: 44 万人 × 83,615 円 = 36,790,600 千円</td> </tr> <tr> <td>・久米島: 3 万人 × 48,875 円 = 1,466,250 千円</td> </tr> <tr> <td>合計 70,567,150 千円</td> </tr> </table> <p>(※): 本島周辺離島は、久米島の消費単価を使用。</p> <p>ウ. 観光収入見込額に基づく税収効果は以下のとおり。 (出典: 沖縄県文化観光スポーツ部「平成 22 年度観光統計実態調査(観光消費による経済波及効果の推計)報告書」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度の観光消費額 441,789 百万円の税収効果が 21,287 百万円であるので、平成 31 年度から 33 年度までの 3 年間ににおける税収効果は、約 34 億円と試算される。 <p style="text-align: right;">$(21,287 \text{ 百万円} / 441,789 \text{ 百万円}) \times 70,567 \text{ 百万円} = 3,400 \text{ 百万円}$</p>	・沖縄本島周辺離島	24	26	・宮古圏域	105	145	・八重山圏域	150	194	・久米島	12	15	合計	291	380	・沖縄本島周辺離島: 2 万人 × 48,875 円 = 977,500 千円…(※)	・宮古圏域: 40 万人 × 78,332 円 = 31,332,800 千円	・八重山圏域: 44 万人 × 83,615 円 = 36,790,600 千円	・久米島: 3 万人 × 48,875 円 = 1,466,250 千円	合計 70,567,150 千円
・沖縄本島周辺離島	24	26																				
・宮古圏域	105	145																				
・八重山圏域	150	194																				
・久米島	12	15																				
合計	291	380																				
・沖縄本島周辺離島: 2 万人 × 48,875 円 = 977,500 千円…(※)																						
・宮古圏域: 40 万人 × 78,332 円 = 31,332,800 千円																						
・八重山圏域: 44 万人 × 83,615 円 = 36,790,600 千円																						
・久米島: 3 万人 × 48,875 円 = 1,466,250 千円																						
合計 70,567,150 千円																						
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本制度は、民間事業者が建物等を取得することに対してインセンティブを与えるものであるため、個人の資産形成になじまない補助金ではなく、税制上の措置を講じることが適当である。</p> <p>また、対象者も沖縄振興特別措置法によって指定された離島において、一定額以上の投資を行った者に限定していることから、無差別に適用されることなく、必要最小限の措置と考えられる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県では、本制度のほかに一括交付金等を活用して離島の振興に多角的に取り組んでいるが、一括交付金では離島の隔絶性、遠隔性等の地理的不利性解消に向けた事業を行っており、本制度では民間投資の促進による産業活性化を目的としており、役割分担を図っている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>沖縄県離島振興協議会から、「今後も増加が見込まれる観光需要に対応し、宿泊施設の立地促進を図るために、本制度を延長してほしいこと及び比較的小規模な旅館等に適用できるよう、要件を取得価額 1,000 万円超から 500 万円超に緩和してほしい」との要請を受けてい</p>																				

		る。(平成 30 年 4 月)
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 内閣 04)

<平成31年度税制改正要望関係> 税制特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣05）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)									
措置の内容	平成28年度時点	法人が地域再生法の認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（特定寄附金）を支出した場合には、その支出した特定寄附金の額の20%から地方税法の規定により法人住民税から控除される金額を差し引いた金額（支出した特定寄附金の額の10%を限度）の税額控除（当期の法人税額の5%を限度）ができる。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的		地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援すること。									
評価対象税目	義務対象		努力義務対象								
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項		指法第42条の12の2、第68条の15の3、地方税法附則第8条の2の2、第9条の2の2									
要望内容	地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、税制措置の拡充・延長等を図る。 (1) 徹底した運用改善を実施すること。 寄附払込時期の弾力化、基金への積立要件の緩和、地方創生関係交付金と併用した場合のインセンティブ付与、地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化等 (2) 平成31年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間（平成36年度まで）延長すること。 制度創設（平成28年度税制改正）時と同様に、国の次期総合戦略の期間（平成32年度～平成36年度）と合わせる。 (3) 特定の寄附に係る税額控除割合を引き上げること。										
	創設年度		H28	過去の政策評価の実績	H27内閣（地方創生応援税制の創設（企業版ふるさと納税））				区分	拡充・延長	

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）													
	(参考)				(参考)				(参考)				目標①				目標②				目標③					
													「平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること（測定指標：本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況）」（平成30年度評価時から）	「地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成36年度までに累計425億円とする」（平成30年度評価時から）	「2020年までの5年間で、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること（測定指標：本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況）」（平成27年度評価時）											
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値（億円）	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	不明	58	-	58	不明	▲6.1	-	89.8%	不明	▲6.7	-	▲6.7	-	-	不明	不明	-	-	7.5	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H29	不明	493	-	-	不明	▲50.4	-	-	不明	▲301.1	-	-	-	-	不明	不明	-	-	23.3	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H30	542	-	-	-	▲55.5	-	-	▲331.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	25.4	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H31	379	-	-	-	▲38.8	-	-	▲231.9	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	18.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H32	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	70	-	-	-	不明	不明	-	-	-
H33	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-
H34	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-
H35	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	70	-	-	-	-	-	-	-	-
H36～未定	1,440	-	-	-	▲147.5	-	-	▲881.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	425	70	-	-	-	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 所期の測定指標（本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする。

なお、地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている。

また、地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成は、地方創生事業の実施により図られるものであり、本税制においては、民の力を活用した地方創生事業の実施を促進するものであることから、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定（平成30年度行政事業レビューシートと同様）しているが、本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる（算定根拠については別紙参照）。

- ② ご指摘を踏まえ、所期の測定指標に関する記載を追加する。

【点検結果】

- ① 「達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする。なお、地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

また、「本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（平成28年度）について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）における適用数を記載する。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 平成30年度～平成36年度の各年度の適用件数について、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに推計を行った（算定根拠については別紙参照）。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（平成29年度の法人税）が把握されていない。

- ② 過去の減収額（平成28年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

- ③ 過去の減収額（平成28年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① ご指摘を踏まえ、平成29年度の法人税について、別添のとおり算定し、評価書に反映する。

- ②・③ 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書における「適用額」とは、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第2条第1項第7号によれば、「各法人税関係特別措置の適用を受けた法人がその適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他の財務省令で定める金額」をいい、企業版ふるさと納税においては、適用額=減収額であるとのこと（財務省主税局税制第三課租特透明化係に確認済み）であるため、同報告書の適用額を政策評価書の適用額欄及び減収額欄に記載している。

また、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）における企業版ふるさと納税の適用額については、「道府県税の課税状況等に関する調査」及び「市町村税課税状況等の調」における控除額を参考にしており（非公表資料）、現時点でも地方税法に基づき把握される適用額（減収額）を用いているが、法人税の出典と平仄をそろえるため、同報告書を出典として記載する。

＜今回参考としている調査＞

- ・「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」
- ・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」
- ・「道府県税の課税状況等に関する調査（総務省）」「市町村税課税状況等の調（総務省）」
- ・「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査（内閣府）」

※ 平成29年度の税額控除額の実績を把握するため、平成30年6月に全地方公共団体向けに調査を実施したものであり、地方税である法人住民税及び法人事業税のみを調査対象としている。平成29年度の法人税については、本調査に基づき、算定している（別添参照）。調査結果については、公表していない。

【点検結果】

- ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 平成30年度～平成36年度の各年度の減収額について、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額をもとに推計を行った（算定根拠については別紙参照）。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成状況とする。

地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている。

しかしながら、平成30年度企業版ふるさと納税の利用促進に向けたアンケート（平成30年6月内閣府実施）によると、地方公共団体にとっての企業版ふるさと納税を活用するメリットとして、「民間資金で財源を確保しつつ、地方創生プロジェクトに取り組むことができる」と回答した地方公共団体は91.2%（310団体／340団体（認定申請したことのある地方公共団体））であった。また、同アンケートでは、企業版ふるさと納税を利用して得られた効果として、「観光客入込数（交流人口）の増加等の効果があり、本市の魅力を知ってもらう機会が増えた。」「当該事業を活用したことにより、観光の問い合わせのみならず定住相談も増え、実際にI・Uターン者も確保できた。」「計画の途中だが、現段階ではKPI値は目標を達成しており、交流人口が増加している。」といった声もあったことから、具体的に観光客入込数やUIJターン者数といったKPIが達成されるという本税制の効果があったと認められる。

また、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行った企業からは、「企業にできることは限られているが、行政と協力して取り組むことで広がりが出てくる。企業が考えている目的で寄附したお金を使ってもらえるなら、企業としてもメリットは大きい。」「用途が極めて明確な企業版ふるさと納税による寄附は企業としても出しやすいし、役に立っている実感が湧いてくる。」といった声もあったことから、企業と行政が結び付くことにより、事業の質の向上につながっているという本税制の効果があったと認められる。

内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計通り、寄附額が累積で増加していくれば、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる。

また、地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成は、地方創生事業の実施により図られるものであり、本税制においては、民の力を活用した地方創生事業の実施を促進するものであることから、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定（平成30年度行政事業レビューと同様）しているが、本税制の拡充・

延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる（算定根拠については別紙参照）。

平成28・29年度の寄附額の累計は31億円であり、41%程度達成しているところ。

※地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」（平成28年度：7.5億円、平成29年度：23.3億円）

【点検結果】

- ① 「地方公共団体の総合戦略は（中略）本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

また、「地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIの達成は、地方創生事業の実施により図られるものであり、本税制においては、民の力を活用した地方創生事業の実施を促進するものであることから、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定（平成30年度行政事業レビューと同様）しているが、本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成36年度までに累計425億円と試算できる（算定根拠については別紙参照）。平成28・29年度の寄附額の累計は31億円であり、41%程度達成しているところ。※地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」（平成28年度：7.5億円、平成29年度：23.3億円）」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の効果（寄附額 平成28年度：7.5億円、平成29年度：23.3億円）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成36年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されること）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

① 地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中（「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」（内閣官房実施））であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている。

しかしながら、平成30年度企業版ふるさと納税の利用促進に向けたアンケート（平成30年6月内閣府実施）によると、地方公共団体にとっての企業版ふるさと納税を活用するメリットとして、「民間資金で財源を確保しつつ、地方創生プロジェクトに取り組むことができる」と回答した地方公共団体は91.2%（310団体／340団体（認定申請したことのある地方公共団体））であった。また、同アンケートでは、企業版ふるさと納税を利用して得られた効果として、「観光客入込数（交流人口）の増加等の効果があり、本市の魅力を知ってもらう機会が増えた。」「当該事業を活用したことにより、観光の問い合わせのみならず定住相談も増え、実際にI・Uターン者も確保できた。」「計画の途中だが、現段階ではKPI値は目標を達成しており、交流人口が増加している。」といった声もあったことから、具体的に観光客入込数やUIJターン者数といったKPIが達成されるという本税制の効果があったと認められる。

また、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行った企業からは、「企業にできることは限られているが、行政と協力して取り組むことで広がりが出てくる。企業が考えている目的で寄附したお金を使ってもらえるなら、企業としてもメリットは大きい。」「用途が極めて明確な企業版ふるさと納税による寄附は企業としても出しやすいし、役に立っている実感が湧いてくる。」といった声もあったことから、企業と行政が結び付くことにより、事業の質の向上につながっているという本税制の効果があったと認められる。

内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計通り、寄附額が累積で増加していくれば、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる。

本税制の拡充・延長が行われた場合、平成36年度までに累計425億円の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれる。また、企業による創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体への寄附がさらに促進されることにより、企業が地方創生事業に取り組む地方公共団体へ一層貢献することが可能となる（算定根拠については別紙参照）。

【点検結果】

① 「内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計通り、寄附額が累積で増加していくれば、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策のKPIが十分に達成されるものと考えられる」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

また、「本税制の拡充・延長が行われた場合、平成36年度までに累計425億円の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれる。また、企業による創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体への寄附がさらに促進されることにより、企業が地方創生事業に取り組む地方公共団体へ一層貢献することが可能となる（算定根拠については別紙参照）」との説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 10) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 7)
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》 内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成 28 年度から平成 31 年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置が講じられている。</p> <p>《要望の内容》 地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、税制措置の拡充・延長等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 徹底した運用改善を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附払込時期の弾力化、基金への積立要件の緩和、地方創生関係交付金と併用した場合のインセンティブ付与、地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化等。 (2) 平成 31 年度までとなっている税額控除の特例措置を5年間(平成 36 年度まで)延長すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度創設(平成 28 年度税制改正)時と同様に、国の次期総合戦略の期間(平成 32 年度～平成 36 年度)と合わせる。 (3) 特定の寄附に係る税額控除割合を引き上げること。 <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 42 条の 12 の 2、第 68 条の 15 の 3、附則第 90 条、第 112 条 ・ 租税特別措置法施行令(昭和 32 年 3 月 31 日政令第 43 号)第 27 条の 12 の 2、第 39 条の 45 の 3、附則第 15 条、第 28 条 ・ 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)第 20 条の 7 の 2、第 22 条の 29 の 2 ・ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 8 条の 2 の 2、第 9 条の 2 の 2 ・ 地方税法施行規則(昭和 29 年 5 月 13 日総理府令第 23 号)附則第 2 条の 6、第 3 条の 2 			
5	担当部局		内閣府地方創生推進事務局 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～36 年度
7	創設年度及び改正経緯		
-平成 28 年度税制改正において新設			

8	適用又は延長期間		5年間(国の次期総合戦略の期間(平成 32 年度～平成 36 年度)に合わせる)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地方公共団体の実施する一定の地方創生事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第百三十六号) 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一連的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要なことであることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講すべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。</p> <p>(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)</p> <p>第九条</p> <p>2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)</p> <p>第十条</p> <p>2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>地域再生法(平成十七年法律第二十四号)</p> <p>第三章 地域再生計画の認定等</p>

	<p>(地域再生計画の認定)</p> <p>第五条</p> <p>4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十条第一項の規定による普通交付税の交付を受けないことその他の政令で定める要件に該当する都道府県及び市町村、地方自治法第二百八十四条第一項の一部事務組合及び広域連合並びに港湾法第四条第一項の規定による港務局を除く。)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項</p> <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017 改訂版) (平成 29 年 12 月 22 日閣議決定) IV. 地方創生に向けた多様な支援「地方創生版・三本の矢」- 3. 財政支援の矢 (3)税制 志ある個人や企業の「民の力」を地方創生に効果的に活用する観点から、「しごと」「ひと」の好循環を生み出し、「まち」を活性化することに資する税制の推進を図る。 ◎地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)[措置済] 「地方版総合戦略」に位置付けられた、地方公共団体が行う地方創生のために効果的な事業について、当該事業に対する企業の寄附に係る法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除の優遇措置を2016 年度に創設した。2017 年 12 月現在、387 事業が認定を受けており、今後も関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知活動を展開することにより、地方公共団体による更なる制度の活用や地方創生事業への更なる企業の参画を促進する。</p> <p>まち・ひと・しごと創生基本方針 2018 (平成 30 年 6 月 15 日閣議決定) IV. 地方創生に向けた多様な支援(地方創生版・三本の矢) 3. 財政支援 平成 28 年度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、これまでに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有</p>		<p>する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。このような取組を拡大していくため、制度の概要や事例を紹介する動画や優良事例集を作成し、地方公共団体や企業に周知するなど、積極的なPR 活動を行う。また、地方公共団体や企業に対してニーズ等に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、必要な措置を講じること等により、一層の活用促進を図る。</p> <p>② 政策体系における政策目的的位置付け</p> <p>政策目標4 地方創生の推進 施策目標8 地域再生の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 下記の観点を踏まえ、平成 36 年度までに、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標が十分に達成されることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の創業地や地方創生のプロジェクトに取り組む地方への貢献を促進 地方公共団体が企業に取組をアピールすることで自治体間競争を促進 本社機能の移転促進税制の補完 <p>達成目標に係る測定指標については、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策の KPI の達成状況とする。</p> <p>なお、地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中(「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」(内閣官房実施))であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている。</p> <p>また、当該測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成 31 年度までに累計 75 億円とする成果目標を設定しているが、本税制の拡充・延長が行われた場合、当該成果目標は平成 36 年度までに累計 425 億円と試算できる(算定根拠については別紙参照)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、地方公共団体と企業の間で、地方創生という共通の目標の実現に向けて継続的な協力体制が構築され、持続可能な形で地方創生の取組が発展していくことが期待される。</p> <p>また、地方公共団体が、他団体と競いながら、より明確な目標設定をした上で、企業の協力を得るための工夫を凝らしていくと考えられる。</p> <p>企業においても、本社機能の移転に至らずとも、本税制措置を活用</p>
--	---	--	---

10	① 有効性等	① 適用数	することにより、地方公共団体の地方創生の取組に積極的に協力することが可能となる。			平成 30 年度(推計) ・法人税……55,463 千円 ・法人住民税…209,308 千円 ・事業税……121,930 千円 ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)
			平成 28 年度:58 件(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」			
	② 適用額		平成 29 年度:493 件(実績) ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」			平成 31 年度(推計) ・法人税……38,824 千円 ・法人住民税…146,516 千円 ・事業税……85,352 千円 ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)
			平成 30 年度:542 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)			
			平成 31 年度:379 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)			平成 32 年度～平成 36 年度:各年度 1,440 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)
			平成 32 年度～平成 36 年度:各年度 1,440 件(推計) ※「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づく 寄附額及び認定地域再生計画に記載されている寄附額 をもとに算定(算定根拠については別紙参照)			
		③ 減収額	平成 28 年度 ・法人税……6,095 千円(実績) ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ・法人住民税…5,559 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」 ・事業税……1,180 千円(実績) ※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」			平成 28 年度(実績) ・法人税……6,095 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 ・法人住民税…5,559 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 ・事業税……1,180 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額
			平成 29 年度 ・法人税……50,421 千円(推計) ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」に基づき作成(算定根拠については別紙参照) ・法人住民税…190,280 千円(実績) ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」に基づき作成(算定根拠については別紙参照) ・事業税……110,846 千円(実績) ※「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」			
			平成 30 年度(推計) ・法人税……55,463 千円 ・法人住民税…209,308 千円			平成 29 年度 ・法人税……50,421 千円(推計) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 ・法人住民税…190,280 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額 ・事業税……110,846 千円(実績) ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額

	<p>・事業税………121,930 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 31 年度(推計) ・法人税………38,824 千円 ・法人住民税…146,516 千円 ・事業税………85,352 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p> <p>平成 32 年度～平成 36 年度(各年度)(推計) ・法人税………147,531 千円 ・法人住民税…556,761 千円 ・事業税………324,338 千円 ※税額控除であるため、「10 有効性等②適用額」と同額</p>		<p>つた声もあったことから、具体的に観光客入込数や UIJ ターン者数といった KPI が達成されるという本税制の効果があつたと認められる。</p> <p>また、企業版ふるさと納税を活用した寄附を行った企業からは、「企業にできることは限られているが、行政と協力して取り組むことで広がりが出てくる。企業が考えている目的で寄附したお金を使ってもらえるなら、企業としてもメリットは大きい。」、「使途が極めて明確な企業版ふるさと納税による寄附は企業としても出しやすいし、役に立っている実感が湧いてくる。」といった声もあったことから、企業と行政が結びつくことにより、事業の質の向上につながっているという本税制の効果があつたと認められる。</p> <p>内閣府としては、上記のアンケート等から踏まえるに、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきており、本税制措置を活用した地方公共団体の地方版総合戦略における基本目標の達成に寄与していることから、総合的にも本税制の効果が認められ、今後の推計どおり、寄附額が累積で増加していくければ、本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策の KPI が十分に達成されるものと考えられる。</p> <p>なお、企業版ふるさと納税を活用している地方公共団体からは、地方創生の取組に成果が出てきているが、さらに推進するために制度の改善を図るよう要望があるところ(全国知事会、全国市長会等)であり、こうした要望からも本税制措置が地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策の KPI に寄与しているものと考えられる。</p> <p>さらに、測定指標(本税制措置を活用した地方公共団体の総合戦略における基本目標・施策の KPI の達成状況)を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成 31 年度までに累計 75 億円とする成果目標を設定しており、平成 28・29 年度の寄附額の累計は 31 億円(達成率 41%)となっている。</p> <p>本税制の拡充・延長が行われた場合、平成 36 年度までに累計 425 億円の寄附額となると推計しており、本税制を活用した地方創生事業の実施の拡大が見込まれる。また、企業による創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体への寄附がさらに促進されることにより、企業が地方創生事業に取り組む地方公共団体へ一層貢献することが可能となる(算定根拠については別紙参照)。</p> <p>【拡充・延長した場合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28 実績</th> <th>29 速報</th> <th>30 見込</th> <th>31 見込</th> <th>32 推計</th> <th>33 推計</th> <th>34 推計</th> <th>35 推計</th> <th>36 推計</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄附額 (億円)</td> <td>7.5</td> <td>23.3</td> <td>25.4</td> <td>18.2</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>425</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計	寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	425	
	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計															
寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	425																
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>平成 30 年 8 月現在</p> <p>・認定事業数 494 事業</p> <p>・総事業費 1,262 億円</p> <p>・寄附額累計(平成 28 年度～平成 29 年度) 31 億円</p> <p>※地域再生法施行規則第 14 条第 2 項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附用事業実施報告」(平成 28 年度:7.5 億円、平成 29 年度:23.3 億円)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>地方公共団体の総合戦略は、国の総合戦略に合わせ 5か年の計画となっているものが多く、各地方公共団体自らその進捗の検証を行っている。国としては、毎年度調査を行っていないが、これまでの地方版総合戦略における基本目標の達成状況については、現在調査中(「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査」(内閣官房実施))であり、その中で企業版ふるさと納税の活用の効果についても検証することとしている。</p> <p>しかしながら、平成 30 年度企業版ふるさと納税の利用促進に向けたアンケート(平成 30 年 6 月内閣府実施)によると、地方公共団体にとっての企業版ふるさと納税を活用するメリットとして、「民間資金で財源を確保しつつ、地方創生プロジェクトに取り組むことができる」と回答した地方公共団体は 91.2%(310 団体／340 団体(認定申請したことがある地方公共団体))であった。また、同アンケートでは、企業版ふるさと納税を利用して得られた効果として、「観光客入込数(交流人口)の増加等の効果があり、本市の魅力を知つてもらう機会が増えた。」「当該事業を活用したことにより、観光の問い合わせのみならず定住相談も増え、実際に I・U ターン者も確保できた。」「計画の途中だが、現段階では KPI 値は目標を達成しており、交流人口が増加している。」とい</p>																								

		⑤: 税収減を是認する理由等	企業が地方公共団体の地方創生事業に関与することは、企業の地域貢献への機運及び寄附文化の醸成、事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築、地方公共団体における安定的な財源確保に役立つものである。本要望の実現により、地方創生事業に対する企業の協力が飛躍的に拡大し、減収額を上回る事業費の確保を期待することができる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月22日閣議決定)では、「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」を定めており、その中で、「(1)自立性」として、施策が構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものにし、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指すこととしている。</p> <p>国と地方だけではなく、企業を地方創生を実現する上でのステークホルダーとして参画させ、持続可能な地方創生の取組につなげていくという目的を持つ本税制の措置は極めて妥当であるといふことができる。</p> <p>なお、措置の対象は、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に限定されていること、また、寄附のうち一定割合は企業負担としていること、さらに、本税制の拡充対象は特定の寄附に限定していることから、必要最小限の措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制の拡充・延長により、企業において、地域貢献への機運及び寄附文化の醸成が図られ、地方公共団体が実施する地方創生事業の質の向上や地方公共団体と企業との新たなパートナーシップの構築に寄与するとともに、地方公共団体においては、安定的な財源確保が可能となる。以上のことから、地方公共団体が協力する相当性が認められる。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成27年8月	

成果目標（地方創生事業に対する寄附額）

<成果目標：平成31年度末までの寄附額累計75億円>

- 達成目標に係る測定指標を補完するものとして、地方公共団体が行う地方創生事業に対する寄附額を平成31年度までに累計75億円とする成果目標を設定している。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	計
寄附額 (千円)	746,927	2,330,193	2,543,394	1,824,146	7,444,660

(※1) 平成28年度、平成29年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出した。平成29年度は速報値となっている。

(※2) 平成30年度、平成31年度の寄附額については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

<拡充・延長された場合>

- 拡充・延長された場合の平成36年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、425億円程度の寄附額を見込んでいる。

(1) 平成28年度、平成29年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する(平成29年度は速報値)。

(2) 平成30年度の寄附額については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

(3) 平成28年度寄附額(実績)、平成29年度寄附額(速報値)をみると、1年目に地域再生計画を作成し、2年目以降に事業費や寄附額が積み上がることから、拡充・延長された場合にも、同様であると仮定して積算する。

・平成31年度については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。

・平成32年度の寄附額(推計)は、以下のとおり算出した。

$$(平成29～平成31年度の平均) \times (平成28年度から平成29年度の伸び率)$$

$$=22.3\text{ (億円)} \times (23.3\text{ (億円)} / 7.5\text{ (億円)})$$

$$=69.3\text{ (億円)}$$

$$\approx 70\text{ (億円)}$$

(4) 平成32年度～平成36年度は、同額で推移するものとする。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425

平成 29 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る減収額について

- 「企業版ふるさと納税による税額控除に関する調査」（※1）に基づき、以下のとおり法人税控除額を算出した（※2）。

（※1）平成 29 年度の税額控除額の実績を把握するため、内閣府が平成 30 年 6 月に全地方公共団体向けに調査を実施したものであり、地方税である法人住民税及び法人事業税を調査対象としている。

（※2）本調査で得られた特定寄附金税額控除額（実績）と法人住民税のみで全額控除した場合の金額を比較し、その差額を法人税控除額として算出している。

寄附件数	493	件	a
特定寄附金の額	1,170,981,568	円	b
特定寄附金税額控除額（実績）	294,621,158	円	c
法人住民税	183,775,571	円	d
法人道府県民税法人税割	45,943,893	円	e
法人市町村民税法人税割（推定）	137,831,678	円	f=e×3
法人事業税	110,845,587	円	g
税額控除額（税額控除上限）	351,294,470	円	h=b×0.3
法人住民税	234,196,314	円	i=b×0.2
法人事業税	117,098,157	円	j=b×0.1
（※法人住民税、法人事業税で全額控除したと想定）			
法人税控除額	50,420,743	円	k=i-d
法人事業税控除不能額	6,252,570	円	m=j-g

<平成 29 年度地方創生応援税制減収額>

法人税	50,421 千円
法人住民税	190,280 千円
<計算式>	
	法人住民税控除額+法人税自動影響分（法人税控除額×（道府県民税法人税割 3.2%+市町村民税法人税割 9.7%））
	=183,775,571 円 + (50,420,743×12.9%)
	=190,280 千円
法人事業税	110,846 千円

平成 30 年度～平成 36 年度地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

に係る適用件数・適用額・減収額の推計について

- 平成 30 年度～平成 36 年度における適用件数・適用額・減収額については、[参考] で積算した寄附額の対前年度の伸び率を乗じることで算出する。

年度	28→29	29→30	30→31	31→32	32→33	33→34	34→35	35→36
寄附額の対前年度の伸び率	3.1	1.1	0.7	3.8	1	1	1	1

<適用件数> (件)										
年度	28	29	30	31	32	33	34	35	36	合計
件数	58	493	542	379	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	8,672

<適用額> (千円)										
年度	28 実績	29 推計	30 推計	31 推計	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	合計
法人税	6,095	50,421 推計	55,463	38,824	147,531	147,531	147,531	147,531	147,531	888,458
法人住民税	5,559	190,280 実績	209,308	146,516	556,761	556,761	556,761	556,761	556,761	3,335,468
事業税	1,180	110,846 実績	121,931	85,352	324,338	324,338	324,338	324,338	324,338	1,940,999

<減収額>

- ・税額控除であるため、適用額と同額

[参考]

＜拡充・延長された場合＞

- 拡充・延長された場合の平成36年度までの寄附額累計について、以下のとおり積算した結果、425億円程度の寄附額を見込んでいる。
- (1) 平成28年度、平成29年度の寄附額については、地域再生法施行規則第14条第2項の規定に基づく「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告」に基づき算出する（平成29年度は速報値）。
- (2) 平成30年度の寄附額については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。
- (3) 平成28年度寄附額（実績）、平成29年度寄附額（速報値）をみると、1年目に地域再生計画を作成し、2年目以降に事業費や寄附額が積み上がることから、拡充・延長された場合にも、同様であると仮定して積算する。
- ・平成31年度については、平成28年度第1回～平成29年度第3回までに認定された地域再生計画に記載されている寄附見込額の合計である。
 - ・平成32年度の寄附額（推計）は、以下のとおり算出した。
(平成29～平成31年度の平均) × (平成28年度から平成29年度の伸び率)
=22.3（億円）×(23.3（億円）／7.5（億円）)
=69.3（億円）
≒70（億円）
- (4) 平成32年度～平成36年度は、同額で推移するものとする。

	28 実績	29 速報	30 見込	31 見込	32 推計	33 推計	34 推計	35 推計	36 推計	計
寄附額 (億円)	7.5	23.3	25.4	18.2	70	70	70	70	70	425

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣06）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長（特別控除）		
税 目	法人税、法入住民税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ③ 達成目標（平成33年度までに観光客人一人当たりの平均滞在日数4.5日）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ④ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～④ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

－

【点検結果】

なし。

(3) 将來の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度の法人税）が予測されていない。
- ② 将來の適用数（平成31年度及び32年度の法人税）について、「観光施設については、年2件適用があるものとして試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正
- ② 評価書を修正

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法入住民税）が予測されていない。
- ② 将來の減収額（平成30年度から32年度までの法人税）について、その積算過程にある適用額において「今後は、平年度31,368千円の適用を見込む」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ③ 将來の減収額（法人税）31,368千円（平成30年度から32年度まで）が過去の実績0千円（平成28年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正
- ② 評価書を修正
- ③ 投資額の見込みについては、減収補填等の実績から導き出しており、適當なものと思慮

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

- ③ 補足説明では、将來の減収額（法人税）31,368千円（平成30年度から32年度まで）が過去の実績0千円（平成28年度）とかい離している原因が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の効果（平成29年度）について、「939万人」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（939万人）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ④ 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。
- ⑤ 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の効果（平成28年度）について、「6,602億9,400万円」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ⑥ 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（6,602億9,400万円）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑦ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去

の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。

⑧ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の効果（平成28年度）について、「3.7日」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

⑨ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（3.7日）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑩ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の効果（平成27年度及び29年度）が年度ごとに把握されていない。

⑪ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の効果（平成28年度）について、「7万円」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。

⑫ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する過去の直接的な効果について、過去の効果（7万円）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑬ 達成目標に対する過去の効果について、「ハワイの入域観光客数を超える水準まで増加」等と説明されているが、過去の適用件数1件（平成29年度）は、10件未満と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。

【内閣府の補足説明】

①・②・④・⑤・⑦・⑧・⑩・⑪ 評価書を修正

「達成目標に対する租税特別措置等の直接的な効果」を参考する旨記載

③・⑥・⑨・⑫ 対応困難

⑯ 法人税については投資後すぐの黒字化が困難なため適用件数が少ないが、減収補填等制度は活用されており、目標達成に寄与しているものと思慮。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦・⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑩・⑪ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑫ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑯ 補足説明では、僅少な適用実態を踏まえても本特例措置自体が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

② 達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

③ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

④ 達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

①～④ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、沖縄県調査では、H30年度以降に適用が見込まれる投資や適用可否の問い合わせがあつた投資を合わせると9件把握しており、過去の活用施設の実績から、入域観光客数7万人の増加、観光収入約5億円の増加、観光客一人当たりの県内消費額約7,000円の増加が見込まれ、それに伴う観光客一人当たりの平均滞在日数の増加も見込まれることから、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するものと考えているところである。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（平成33年度までに入域観光客数1,200万人）に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（入域観光客数7万人）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（平成33年度までに観光収入1.1兆円）に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（観光収入約5億円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの平均滞在日数4.5日）に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（平成33年度までに観光客一人当たりの県内消費額9万3千円）に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（県内消費額約7,000円）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

①～④ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（平成30年度から32年度までの各年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税: 義)(国税 11) (法人住民税: 義)(地方税8)
		② 上記以外の税目	(事業所税: 外)
3	要望区分等の別		
4	内容		
<p>《現行制度の概要》 (対象地域) 沖縄全県が対象</p> <p>(1) 国税 ○投資税額控除（法人税） ・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合（機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%）を法人税額から控除。 ・法人税額の20%限度（繰越税額控除4年）、取得価額の上限20億円。 ・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。 ・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定） ①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む）、④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む）、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。</p> <p>(2) 地方税 ○法人住民税 ・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>○事業所税 ・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p> <p>《要望の内容》 適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長する</p> <p>《関係条項》 ・沖縄振興特別措置法第8条、第9条 ・租税特別措置法第42条の9、第68条の13</p>			

5	担当部局		・租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43 ・租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26 ・地方税第23条第1項第3号、第292条第1項第3号
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：平成30年8月 分析対象期間：平成24年度～33年度
7	創設年度及び改正経緯		平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキーチーム、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館）
8	適用又は延長期間		2年間（平成31年度～32年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針（平成24年5月11日内閣総理大臣決定）において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）（抄） (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第三章 産業の振興のための特別措置 (観光地形成促進計画の作成等)</p> <p>第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画（以下</p>

	<p>「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るために必要な政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域</p> <p>三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るために沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3~8 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設)とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをい。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)</p> <p>第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)</p>			<p>における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>■ 沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1) 観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進めること。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や 公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化、高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標 平成33年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数 1,200万人 ・観光収入 1.1兆円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数 4.5日 ・観光客一人当たりの県内消費額 9万3千円 ・測定指標 平成33年度までに <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した設備投資 9件 ・本特例を活用した観光施設への来場者数 70,000人 <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン実施計画)の目標値に基づき設定する。</p>
--	--	--	--	--

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて新たな観光関連施設投資を促すことで、閑散期における観光客増加や、観光満足度の向上によるリピーターの増加が期待され、宿泊者数・人泊数の増大に寄与する。また、魅力ある観光関連施設の増加は、観光客一人当たりの県内消費額増大に寄与し、観光収入の増加、ひいては自立型経済の構築につながるものである。</p> <p>さらに、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしているMICE誘致・開催数が増大し、MICE施設の利用頻度が増加するとともに、国際コンベンション都市の形成に寄与する。</p>																																													
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>1. 税制優遇措置の適用状況</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">H26 年度</th> <th colspan="2">H27 年度</th> <th colspan="2">H28 年度</th> <th colspan="2">H29 年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税である投資税額控除の実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書</p> <p>※H29 年度(国税)については沖縄県調査。</p> <p>※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>○ 適用実績が僅少な理由</p> <p>国税の活用実績がないのは、これらの法人が設立されたばかりで課税対象所得がなかったことが要因であり、今後収益が黒字になった時点で免除申請をすると見込んでいる。今般の入域観光客数の増加を受けて客室稼働率が高水準で推移している現状を踏まえれば、今後は繰越税額控除 4 年間での国税の投資税額控除の活用が見込まれる。</p> <p>また、沖縄県が平成 29 年 10 月に実施した企業調査では、観光地形成促進地域制度の利用意向について「ぜひ利用したい」と「どちらかと言えば利用したい」との回答が 44.5% あった一方、同制度の利用意向について「どちらとも言えない」が 44.4% となっており、制度内容の理解不足が税制の利用意向に影響していると考えられる。このため、今後は更に周知活動に注力とともに、開業直後のフォローアップを強化し、活用促進を図っていく。</p> <p>2. 適用数の将来予測</p> <p>(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 観光施設については、沖縄県アンケート等から年 2 件適用があるものとして試算</p>	項目	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	0	0	0	0	0	0	1	2,218	法人住民税	0	0	0	0	0	0	1	286		H30	H31	H32	H33	観光施設	2	2	2	2
項目	H26 年度			H27 年度		H28 年度		H29 年度																																							
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																							
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	1	2,218																																							
法人住民税	0	0	0	0	0	0	1	286																																							
	H30	H31	H32	H33																																											
観光施設	2	2	2	2																																											

	② 適用額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)なお、平成 29 年度については沖縄県調査を基に記載。</p> <p>※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>平年度法人税 31,368 千円、法人住民税 4,046 千円の適用を見込む。(適用見込額根拠については別紙参照)</p> <p>※法人住民税については、法人税額に税率(12.9%)をかけたもの。</p>		H26	H27	H28	H29	投資税額控除	0	0	0	2,218	法人住民税	0	0	0	286
	H26	H27	H28	H29													
投資税額控除	0	0	0	2,218													
法人住民税	0	0	0	286													
	③ 減収額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2,218</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)なお、平成 29 年度については沖縄県調査を基に記載。</p> <p>※地方税については沖縄県調査に基づく。</p> <p>2. 今後の適用額見込み</p> <p>平年度法人税 31,368 千円、法人住民税 4,046 千円の適用を見込む。(適用見込額根拠については別紙参照)</p> <p>※法人住民税については、法人税額に税率(12.9%)をかけたもの。</p>		H26	H27	H28	H29	法人税	0	0	0	2,218	法人住民税	0	0	0	286
	H26	H27	H28	H29													
法人税	0	0	0	2,218													
法人住民税	0	0	0	286													

④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>沖縄県の入域観光客数については平成 25 年 11 月から 53 ヶ月連続で各月の過去最高を更新し、世界有数のリゾート地であるハワイの入域観光客数を超える水準まで増加しており（2017 年実績で、ハワイ 938 万人に対し沖縄県 939 万人）、それに伴い観光収入も増加しているところ（平成 28 年度実績 6602 億 9400 万円、対前年比 +9.6% 増）。</p> <p>一方で、観光客一人当たりの平均滞在日数については、平成 28 年度実績でハワイが 8.9 日と 1 週間を超えるのに対し、沖縄は 3.7 日にとどまっており、観光客一人当たりの消費額もハワイが約 18 万 5 千円に対し、沖縄は 7 万千円であり、滞在日数の長期化及び 1 人当たり消費額の増加が課題である。</p> <p>このため、那覇空港第二滑走路やクルーズ船バス等のインフラ整備による受入機能強化と並行して、引き続き本制度の活用により民間投資による新たな観光関連施設の創出等を促し、魅力ある観光リゾート地としての国際競争力を一層高め、観光収入の増加による自立型経済の構築につなげていきたい。</p> <p>（※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。）</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <p>平成 33 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した設備投資 26 件 ・本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数 393 人 <p>実現状況：</p> <table border="1" data-bbox="444 817 950 897"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度を活用した設備投資</td><td>0 件</td><td>1 件</td></tr> <tr> <td>上述の設備投資に伴う新規雇用者数</td><td>0 人</td><td>一人</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成 29 年度の件数については、沖縄県調査（平成 30 年 6 月実施）。</p> <p>3. 所期の目標の変更について</p> <p>沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「入域観光客数」「観光収入」及び「平均滞在日数」を成果指標とし、各種施策を推進しているところである。</p> <p>本制度は、新たな観光関連施設投資の促進により魅力ある観光リゾート地を形成し、観光収入を増加させることをもって民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更することとし、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。また、前回設定時は対象施設に宿泊施設の追加を要望していたことから、設備投資見込みに宿泊施設が入っているが、今年度要望していないことから宿泊施設を除した件数としている。</p>		平成 28 年度	平成 29 年度	本制度を活用した設備投資	0 件	1 件	上述の設備投資に伴う新規雇用者数	0 人	一人	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <table border="1" data-bbox="1522 239 2073 420"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入域観光客数</td><td>794 万人</td><td>877 万人</td><td>958 万人</td></tr> <tr> <td>観光収入</td><td>6,022 億円</td><td>6,603 億円</td><td>6,979 億円</td></tr> <tr> <td>観光客一人当たりの平均滞在日数</td><td>3.89 日</td><td>3.78 日</td><td>3.68 日</td></tr> <tr> <td>観光客一人当たりの県内消費額</td><td>75,881 円</td><td>75,297 円</td><td>72,853 円</td></tr> </tbody> </table> <p>※出展：沖縄県観光要覧、観光統計実態調査 なお、測定指標の状況は先述のとおり。</p> <p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>沖縄県の入域観光客数は平成 29 年度に約 958 万人（国内観光客 688 万 7 千人、国外観光客 269 万 2 千人。前年度比 +9.2%）と堅調に増加しており、平成 29 年実績（暦年）では初めてハワイの入域観光客数を超えるまでになった。</p> <p>政府においても、観光立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）に基づく「観光立国推進基本計画」において、平成 32 年度までに国内旅行消費額を 21 兆円、訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円にするなどの目標を掲げている中、沖縄県が観光リゾート地としての国際競争力を更に高め、今後多くの外国人観光客を受け入れていくことは、沖縄県の自立型経済の構築とともに日本全体の経済振興に資するものである。</p> <p>しかしながら、本制度が延長できない場合、民間投資を呼び込む誘因が減少し、入域観光客数の増加傾向に対して集客施設等の受入体制整備が遅れている現状が改善されず、特定の観光地の混雑化や観光客の満足度低下等により、国際競争力のある観光地形成や観光産業の持続的発展にも大きな影響をもたらすことが懸念される。</p> <p>今後も継続的に入域観光客数を増加させつつ、満足度の向上により国際競争力のある観光地を形成していくためには、政策的に投資を呼び込むことが必要である。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄旅行の満足度（全体） 53.7% (H24) → 61.6% (H28) ・沖縄旅行の満足度（施設） 45.1% (H24) → 45.4% (H28) <p>沖縄旅行の満足度については向上しつつあるものの、全体の満足度に対して施設の満足度の伸びが低い。冬期や雨天時などの満足度向上が課題である。</p> <p>⑤ 税収減を是認する理由等</p> <p>国内外の観光客が来訪する新たな観光関連施設が整備され、地域の特色を生かした観光地形成が図られる。これにより、沖縄旅行の満足度が向上し、入域観光客数、観光収入、一人当たりの平均滞在日数、一人当たりの観光消費額の増加に寄与することとなる。</p>		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	入域観光客数	794 万人	877 万人	958 万人	観光収入	6,022 億円	6,603 億円	6,979 億円	観光客一人当たりの平均滞在日数	3.89 日	3.78 日	3.68 日	観光客一人当たりの県内消費額	75,881 円	75,297 円	72,853 円
	平成 28 年度	平成 29 年度																													
本制度を活用した設備投資	0 件	1 件																													
上述の設備投資に伴う新規雇用者数	0 人	一人																													
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																												
入域観光客数	794 万人	877 万人	958 万人																												
観光収入	6,022 億円	6,603 億円	6,979 億円																												
観光客一人当たりの平均滞在日数	3.89 日	3.78 日	3.68 日																												
観光客一人当たりの県内消費額	75,881 円	75,297 円	72,853 円																												

		<p>加えて、観光関連施設におけるインバウンド投資等が促進され、魅力ある宿泊施設、レクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。</p> <p>また、県外客消費額を、測定指標の観光関連施設への来場者数をもとに算出すると、目標としている平成 33 年度には約7億円の県外客消費額を押し上げる効果があると試算され、本制度による約1億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例を活用した施設への来場者数 70,000 人 ・県外客消費単価(娯楽・入場費 7,330 円) →県外客消費額の押し上げ効果 753,817 千円 (平年度 17,140 人増加) ※県外客消費単価は「平成 28 年度観光統計実態調査」より
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新・増設した事業者が新たに機械等を取得等した場合に対象とするものであり、投資を促進するものである。</p> <p>また、自らリスクを負って投資を行う企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限での確な措置となっている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して国内外観光客やクルーズ船の誘致事業や外国人向けの多言語案内サインの整備等、国際的な観光地形成に向けて多角的に取り組んでいるところ。また、投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備している体育館、野球場、陸上競技場等8施設については、平成 29 年度税制改正において対象から除外することで役割分担を図った。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて延長するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12 有識者の見解		
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年8月(H28 内閣 06)	

沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の延長に関する達成目標の設定根拠

1 観光地形成促進地域制度（投資税額控除）の活用実績

- ・施設 A 2,218 千円 (平成29年度)

2 施設 Aにおける年間来場者数

- ・施設 A 1,212 人 月平均来場者数より年間来場者数を1,212人と予測。
101人×12ヶ月=1,212人

月別来場者数	H29. 11	H29. 12	H30. 1	H30. 2	H30. 3	H30. 4	H30. 5	合計	月平均
施設 A	37	54	114	230	154	56	59	704	101

3 今後の適用見込額

- ・今後の適用見込額 31,368 千円

平成27年度の固定資産税免除の活用事例をもとに、1 件当たりの取得価額を196,048千円、適用額を15,684千円と仮定。今後は毎年度2件の適用を見込んでいることから、年間2件 (15,684千円×2件=31,368千円) の適用を見込む。

◆平成27年度固定資産税免除に基づく取得価額の平均値 (千円)

施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均
取得価格	146,786	245,310	196,048

適用見込額 (1 件あたり)

=平均値×8%

=196,048千円×0.08=15,684千円

4 測定指標の考え方

<計算式>

$$\frac{(\text{投資税額控除の適用を受けた施設の来場者数})}{(\text{適用を受けた投資税額控除額})} \times (\text{今後の適用見込額})$$

「投資税額控除の適用を受けた施設の来場者数」を「適用を受けた投資税額控除額」で除し、投資税額控除額単価あたりの来場者数を求め、その値に今後の適用見込額を乗じ、来場者の見込数を算出する。

各年度ごとの来場者数（H30以降は見込み）

年度	29	30	31	32	33	合計
適用件数(件)	1	2	2	2	2	9
適用額(千円)	2,218	31,368	31,368	31,368	31,368	127,690
来場者数(人)	1,212	17,140	17,140	17,140	17,140	69,772

<来場者数見込（単年度）の計算>

$$1,212\text{人} \div 2,218,000\text{円} \times 31,368,000\text{円} \approx 17,140 \text{（人）}$$

5 測定指標

平成33年度までに

- ・本制度を活用した施設の来場者数 70,000人 (69,772人≈70,000人)
- ・税収減を是認する効果
県外客消費単価（娯楽・入場費7,330円）
→県外客消費額の押し上げ効果 513,100千円 (70,000人×7,330円)

※県外客消費単価は平成28年度観光統計実態調査より

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣07-1）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) (情報通信産業振興地域)							
措置の内容	平成28年度時点	沖縄の情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。							
	平成29年度税制改正以後	従前どおり							
	平成30年度税制改正以後	従前どおり							
政策目的		成長着しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税							
関係条項		措法第42条の9、第68条の13							
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。							
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣09、H25内閣20、H28内閣09					区分 延長

【總括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長（特別控除）		
税目	法人税、法人住民税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～③ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。
- ② 過去の減収額（法人税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	119.9	117.8	91.4	69.0

- ② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税）が予測されていない。
- ② 将來の減収額（法人税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの措置ごとの内訳が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	102.2	85.1	96.5	107.8	119.2

- ② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年1月現在の実績：454社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度及び28年度）について、過去の効果（平成27年度及び28年度の情報通信関連産業の立地数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ④ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ⑤ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年1月現在の実績：29,379人」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ⑥ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（立地企業による雇用者数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ⑦ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。

⑧ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（ソフトウェア業における一人当たり年間売上高）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

①・②・④・⑤・⑦ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載しておりません。

③・⑥ 対応困難（アンケート対象は29年度の立地企業に限定されていません。）

⑧ 投資額から売上の直接的効果を図ることは困難

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑥～⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

る。

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

② 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

①～③ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして66社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制等をインセンティブとして31社が設備投資を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。また、立地しているソフトウェア業を営む企業へのアンケートによると、18社が今後、設備投資を予定しており、設備投資により事業拡大や生産性向上が図られ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加が見込まれる。

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（情報通信関連企業の立地数66社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後の直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とす

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣07-2）

(評価実施府省:内閣府)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～③ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

-

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
- ② 過去の減収額（法人税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【所得控除】

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	0	0	0	0
法人事業税	0	0	0	0

- ② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
- ② 将來の減収額（法人税）について、所得控除及び投資税額控除の二つの措置ごとの内訳が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【所得控除】

(単位:百万円)

	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	0.1	0	0.1	0.1	0.1
法人事業税	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2

- ② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年1月現在の実績：454社」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ③ 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度及び28年度）について、過去の効果（平成27年度及び28年度の情報通信関連産業の立地数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ④ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の効果（平成27年度及び28年度）が年度ごとに把握されていない。
- ⑤ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の効果（平成29年度）について、「平成30年1月現在の実績：29,379人」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。
- ⑥ 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（立地企業による雇用者数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

- ⑦ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する過去の効果（平成29年度）が把握されていない。
⑧ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する過去の直接的な効果（平成27年度から29年度まで）について、過去の効果（ソフトウェア業における一人当たり年間売上高）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑨ 達成目標に対する過去の効果について、「本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる」と説明されているが、過去の適用数1件（平成27年度）、0件（平成28年度）及び1件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにする必要がある。

【内閣府の補足説明】

- ①・②・④・⑤・⑦ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的な効果」を参照する旨記載しました。出典も「達成目標に対する租税特別措置等の直接的な効果」に記載済。29年度については、現時点で公表されていないデータについては記載しておりません。
③・⑥ 対応困難（アンケート対象は29年度の立地企業に限定されていません。）
⑧ 投資額から売上の直接的な効果を図ることは困難
⑨ 10有効性①適用数において記載しています。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑥～⑧ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑨ 「平成26年度税制改正による要件緩和等以降、僅少ながら着実に増加している」との説明では、適用数が僅少であるという実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことを明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

実現に寄与するものと考えられる。また、立地しているソフトウェア業を営む企業へのアンケートによると、18社が今後、設備投資を予定しており、設備投資により事業拡大や生産性向上が図られ、ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高の増加が見込まれる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（情報通信関連企業の立地数66社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後の直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
①～③ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数2件（平成30年度）、3件（平成31年度）及び4件（平成32年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
② 達成目標（立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
③ 達成目標（ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成33年度までに1,450万円とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①～③ 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして66社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制等をインセンティブとして31社が設備投資を検討しているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の

租税特別措置等に係る政策の事前評価書			る機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1／2に相当する面積を5年間控除
1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	《要望の内容》
2	対象税目	<p>① 政策評価の対象税目 (法人税: 税) (国税 12) (法人住民税、法人事業税: 税) (地方税 9)</p> <p>② 上記以外の対象税目 (事業所税: 外)</p>	<p>延長要望 適用期限を2年間延長し、平成33年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第31条、第32条 租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、第68条の63 租税特別措置施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、第39条の90 租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、第22条の26、第22条の60の2 地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条 地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
3	要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】	5 担当部局 内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除 (法人税) ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除 ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの : 8% ・機械・装置・特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの : 15%</p> <p>イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円 ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除 (法人税) ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間) ※(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・特区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税 ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税 ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供す</p>	<p>6 評価実施時期及び分析対象期間 評価実施時期: 平成30年8月 分析対象期間: 平成26年度～平成33年度</p> <p>7 創設年度及び改正経緯 平成10年度 ・情報通信産業振興地域の創設 平成14年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 平成19年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・拡充(常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和) 平成24年度 ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区(うるま市)を追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加 等 平成26年度 ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和(10人→5人) ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ (機械・装置・特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超) 平成29年度 ・2年間延長</p> <p>8 適用又は延長期間 2年間(平成31年度～平成32年度)</p>

9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近接性、豊富な若年労働者を有するなどの沖縄の特性を最大限に活かすことでの、観光・リゾート産業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野である。</p> <p>そのような中、AI や IoT などの技術革新によるデータ流通量の増大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の事業は、今後も成長が見込まれるところである。</p> <p>このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） (目的)</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>(情報通信産業振興計画の作成等)</p> <p>第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るために計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p>			<p>一 略</p> <p>二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域</p> <p>3～8項 （略）</p> <p>（情報通信産業特別地区における事業の認定）</p> <p>第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区的区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4項 （略）</p> <p>○ 沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信関連企業の立地数を平成33年度までに560社とする。 (平成30年1月現在の実績：454社) ・ 立地企業による雇用者数を平成33年度までに4.2万人とする。 (平成30年1月現在の実績：29,379人)

		<p>・ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を平成 33 年度までに 1,450 万円とする。(平成 28 年度の実績 : 1,379 万円)</p> <p>※「情報通信関連企業立地数」は、平成 2 年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数 ②県外企業の子会社・関連企業の数 <p>2. 測定指標</p> <p>平成 33 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出後に本制度を活用した企業数 37 社 ・進出後に本制度を活用した企業による雇用者数 15,670 人 <p>※本制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>			<p>このため、当該認定企業においては、所得控除の適用を受けた当時の確定申告に係る「適用額明細書」の追加提出を行っており、確認のため、税務署の受取印が押印された「適用額明細書」の控えの提供を受けている。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>今後は平年度で所得控除 4 件、投資税額控除 18 件の適用を見込む。(算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 所得控除の適用実績が僅少な理由</p> <p>前回評価時（平成 28 年度）の将来推計において、所得控除は平成 28 年度に適用 1 件、適用額 1 百万円を見込んでいたところ、実際の適用は 0 件となっているが、平成 27 年度に適用を受けた事業認定企業において、投資税額控除の適用を選択している。</p> <p>また、平成 29 年度においては、データセンター事業で初の事業認定を行ったことにより、認定企業数は累計で 3 社となり、適用 1 件、適用額 1 百万円を見込んでいることから、平成 26 年度税制改正による要件緩和等以降、僅少ながら着実に増加している。</p> <p>参考：認定企業数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定法人数</th> <th colspan="2">H26 年度</th> <th colspan="2">H27 年度</th> <th colspan="2">H28 年度</th> <th colspan="2">H29 年度</th> </tr> <tr> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> <th>新規</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>本制度は、情報通信産業の集積を特に促進する事業を「専業」で行う企業に限定して手厚い優遇措置を講じ、企業誘致を進めてきており、今後も引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして、情報通信関連産業の集積と高度化を図り、自立型経済の構築を着実に推進していかたい。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み</p> <p>平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、併せて、「税制活用セミナー」を 3 回実施した（6 月）。</p> <p>また、沖縄県では、7 月に東京都と大阪府で「沖縄県企業誘致セミナー」を開催するとともに、県外企業を沖縄県内に招聘する「沖縄県投資環境視察ツアー」等での県外企業への周知や、企業個別訪問等により本制度の周知を行った。</p> <p>さらに沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う(43 回)とともに、県内情報通信関連団体においても、会員企業向けに同制度の周知活動を実施している。</p> <p>その結果、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に、ワンストップ相談窓口では情報通信産業振興地域・特区に関する問合わせが 36 件あったほか、沖縄県では今後の企業立地に向けて 81 社の情報通信関連企業の相談（平成 30 年 3 月末現在）を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。</p> <p>参考①：平成 29 年度県外企業向けセミナーの実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	認定法人数	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度		新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計		1	1	1	2	0	2	1	3		参加人数		
認定法人数	H26 年度		H27 年度		H28 年度		H29 年度																												
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計																											
	1	1	1	2	0	2	1	3																											
	参加人数																																		
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用件数実績 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> <th>H28 年</th> <th>H29 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>【補足説明】平成 27 年度の所得控除の適用件数及び適用金額について</p> <p>平成 27 年度の所得控除の実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では 0 件であるが、認定企業への聞き取り調査等により所得控除の適用を受けていることが確認できた。(別表 1、別表 4 (所得の金額の計算に関する明細書)、別表 10 (沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書) により確認済み)。なお、上記報告書に反映されていない原因は、確定申告に当たり「適用額明細書」の添付が漏れていたためであった。</p>		H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	所得控除	0	1	0	1	投資税額控除	13	15	21	14	法人住民税	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—								
	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年																															
所得控除	0	1	0	1																															
投資税額控除	13	15	21	14																															
法人住民税	—	—	—	—																															
事業税	—	—	—	—																															

		<table border="1"> <tr><td>企業誘致セミナー</td><td>440 人</td></tr> <tr><td>投資環境視察ツアー</td><td>18 人</td></tr> </table>	企業誘致セミナー	440 人	投資環境視察ツアー	18 人																				
企業誘致セミナー	440 人																									
投資環境視察ツアー	18 人																									
<参考②：平成 29 年度沖縄振興税制活用セミナー>																										
		<table border="1"> <tr><td>沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）</td><td>35 人</td></tr> <tr><td>沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）</td><td>32 人</td></tr> <tr><td>沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）</td><td>100 人</td></tr> </table>	沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人	沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人	沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人																		
沖縄振興税制活用セミナー（北部会場）	35 人																									
沖縄振興税制活用セミナー（中部会場）	32 人																									
沖縄振興税制活用セミナー（南部会場）	100 人																									
		<p>※企業以外にも、実際に申告書を作成する税理士の参加も多数確認できた。</p>																								
<参考③：「ワンストップ相談窓口」における相談件数>																										
		<table border="1"> <tr><td>相談内容</td><td>件数</td></tr> <tr><td>制度全般に関すること</td><td>158 件</td></tr> <tr><td>情報特区・振興地域制度</td><td>36 件</td></tr> <tr><td>その他（他制度に関することを含む）</td><td>385 件</td></tr> <tr><td>合計</td><td>579 件</td></tr> </table>	相談内容	件数	制度全般に関すること	158 件	情報特区・振興地域制度	36 件	その他（他制度に関することを含む）	385 件	合計	579 件														
相談内容	件数																									
制度全般に関すること	158 件																									
情報特区・振興地域制度	36 件																									
その他（他制度に関することを含む）	385 件																									
合計	579 件																									
<参考④：個別企業訪問実績>																										
		<p>平成 29 年度：27 社</p>																								
② 適用額	1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績 (単位：百万円)																									
	<table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>H26 年</th><th>H27 年</th><th>H28 年</th><th>H29 年</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得控除</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td></tr> <tr><td>投資税額控除</td><td>693</td><td>860</td><td>709</td><td>535</td></tr> <tr><td>法人住民税</td><td>120</td><td>118</td><td>92</td><td>—</td></tr> <tr><td>事業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>			H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	所得控除	0	1	0	1	投資税額控除	693	860	709	535	法人住民税	120	118	92	—	事業税	0	0	0
	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年																						
所得控除	0	1	0	1																						
投資税額控除	693	860	709	535																						
法人住民税	120	118	92	—																						
事業税	0	0	0	—																						
<p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税（法人住民税・事業税の自動連動分）について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成 29 年度の国税の適用状況については、沖縄県実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p>																										
2. 今後の適用額見込み																										
<p>今後は、平年度で、所得控除約 4 百万円、投資税額控除約 8 億円の適用を見込む。</p> <p>(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>																										
③ 減収額	1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績 (単位：百万円)																									
	<table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得控除</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>投資税額控除</td><td>693</td><td>860</td><td>709</td><td>535</td></tr> <tr><td>法人住民税</td><td>120</td><td>118</td><td>91</td><td>69</td></tr> <tr><td>事業税</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	所得控除	0	0	0	0	投資税額控除	693	860	709	535	法人住民税	120	118	91	69	事業税	0	0	0
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																						
所得控除	0	0	0	0																						
投資税額控除	693	860	709	535																						
法人住民税	120	118	91	69																						
事業税	0	0	0	0																						

		<table border="1"> <tr><td>合計</td><td>813</td><td>978</td><td>800</td><td>604</td></tr> </table>	合計	813	978	800	604
合計	813	978	800	604			
※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。							
※法人住民税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。							
※平成 29 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 12.9%乗じて算定。							
※平成 29 年度の事業税は、所得控除の適用額に税率 4.41%を乗じて算定。							
2. 今後の減収見込み							
平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で所得控除 1 百万円、投資税額控除 792 百万円、法人住民税 102 百万、事業税 0 百万の減収を見込む。							
(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)							
(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 12.9%を乗じた額。)							
(事業税は、所得控除の平年度の適用額に税率 4.41%を乗じた額。)							
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》						
	1. 政策目的の達成状況						
本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、平成 30 年 1 月時点に 454 社、29,379 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成 24 年度以降順調に増加しているところ（参考①）。また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成 25 年度の 844 万円から平成 28 年度の 1,379 万円となっており、制度を活用した設備投資等の増加とともに増加傾向にある。（※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。）							
これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。（なお、平成 29 年度においては、データセンター事業で初の事業認定を行ったことにより、認定企業数は累計で 3 社となり、平成 26 年度税制改正による要件緩和等以降、僅少ながら着実に増加していることからも本制度が企業立地等に対して一定のインセンティブとなっている。）							
しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高について全国と比較すると、直近 4 年間の各年ににおいて平均値を下回っており、生産性の向上が課題となっている（参考②）。							
このため、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的な I T （情報技術）の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。							

<参考①：情報通信業の名目県内総生産>						
(単位：百万円)						
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	
情報通信業の名目県内 総生産	182,205	186,945	197,538	206,693		

※県民経済計算（内閣府）

<参考②：ソフトウェア業一人当たり年間売上高（都道府県順位）>						
(単位：百万円)						
順位	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年		
1 東京	2,147	東京 2,260	東京 2,263	東京 3,300		
2 愛知	1,962	千葉 2,207	千葉 2,098	神奈川 2,469		
・	・	・	・	・		
28 長崎	1,182	沖縄 1,263	福井 1,267	茨城 1,424		
29 栃木	1,178	鳥取 1,259	徳島 1,261	福井 1,388		
30 山口	1,130	静岡 1,240	島根 1,260	沖縄 1,379		
・	・	・	・	・		
36 熊本	1,044	山梨 1,137	沖縄 1,213	岡山 1,231		
・	・	・	・	・		
44 沖縄	844	山形 906	奈良 885	山形 1,041		
・	・	・	・	・		
平均値	-	1,265	-	1,355	-	1,400
指 数	-	66.7%	-	93.2%	-	86.7%
					-	87.6%

※平成 25～27 年までは特定サービス産業実態調査（経済産業省）

※平成 28 年は経済センサス（総務省）

※指数について：平均値を 100 とした場合の沖縄県のソフトウェア業の従業者一人当たりの年間売上高の割合

2. 所期の目標の実現状況

平成 33 年度

- ・進出後に税を活用した企業数 37 社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数の増加 15,670 人

実現状況：

	平成 28 年度	平成 29 年度
本制度の適用を受けた企業数	21 社	15 社
上述の雇用者数の増加	3,589 人	2,165 人

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程
(平成 28 年度)

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：
13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）

・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社				
・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： 1,879 人+10 社×171 人=3,589 人				
(平成 29 年度)				
・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数： 15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）				
・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）				
・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：2 社 1,877 人+2 社×144 人=2,165 人				

3. 所期の目標の変更について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21 世紀ビジョン実施計画）において「情報関連企業の立地数」及び「情報関連立地企業による雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。

本制度はこれらの計画の実現に寄与するものであり、情報通信関連産業の集積・高度化を通じて、自立型経済の構築を図っていくものである。このため、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数、ソフトウェア業の一人当たりの年間売上高については、目標達成に向けて順調に増加している。特に、立地企業数については、当初（H24 年度）の目標値を超える勢いで増加していることから、平成 29 年度において、沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（後期計画）の策定に当たり、平成 33 年度の成果目標を上方修正している。（当初目標値：440 社、変更後の目標値：560 社）

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
立地企業数（社）	346	387	427	454
雇用者数（人）	25,912	26,627	28,045	29,379
ソフトウェア業一人当たり の年間売上高	1,263	1,213	1,379	—
立地企業の増加率（%）	15.0	11.8	10.3	6.3
雇用者数の増加率（%）	4.2	2.8	5.3	4.8
ソフトウェア業一人当たり の年間売上高の増加率（%）	49.6	△4.0	13.7	—

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査※ソフトウェア業一人当たりの年間売上高については、平成 25～27 年までは特定サービス産業実態調査（経済産業省）。平成 28 年は経済センサス（総務省）。



平成 30 年 8 月

	⑤ 税収減を是認する理由	<p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への立地を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本制度を活用した企業立地等に伴って、これまで約 2,200 人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約 135.3 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 535 百万円（平成 29 年度の減収額）の税収減を是認する効果があったものと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数：2,165 人 ・沖縄県の労働生産性：6,250,983 円 → 県内総生産の押上げ効果：135.3 億円 <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産/県内就業者数） （平成 27 年度県民経済計算）（沖縄県企画部）に基づいて試算）</p> <p>また、当該活用企業による直接的な雇用効果や総生産の押上げ効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業立地も活性化しており、本制度は沖縄県の情報通信関連産業の振興や雇用創出の観点から減収は認に足る効果がある施策と考えられる。</p>
11 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12 有識者の見解	-	
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 内閣 09)	

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、今後の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項目	事業認定 (累計)	所得控除		投資税額控除		減収額 合計
		件数	適用額	件数	適用額 (減収額)	
H26 年度	1	0	0	0	13	693
H27 年度	2	1	1	0	15	860
H28 年度	2	0	0	0	21	709
H29 年度	3	1	1	0	14	535
合計		1	1	0	63	2,797
年平均		1	1	0	16	699
1 件あたりの適用額			1		44	

※平成 28 年度までは租税特別措置の適用実態調査結果、平成 29 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%として試算。

2. 適用件数の増加率(投資税額控除)

(単位:件、%)

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	平均
適用件数	13	15	21	14	16
増加件数	2	2	6	-7	-
増加率	18.2%	15.4%	40.0%	-33.3%	10.1%

※平成 28 年度までは租税特別措置の適用実態調査結果、平成 29 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 30 年度以降の見込み

(所得控除について)

仮定①: 事業認定については、平成 26 年度の要件緩和以降、4 年間で 3 件の事業認定の実績から、1 年間で 1 件 (=0.75 件 (3 件 / 4 年間)) 増加見込みとする。

仮定②: 認定企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年であれば所得控除を適用する可能性が高いため。

仮定③: 適用実績から、所得控除 1 件当たりの適用額は 1 百万円とする。

※ 所得控除額 1 百万円 ÷ 所得控除件数 1 件 = 1 百万円

(投資税額控除について)

- 仮定①:適用実績から、現行制度の枠組みでの適用件数の見込みは、過去 4 年間の適用件数の増加率の平均から、1年度当たり 10.1%の割合で増加する。
- 仮定②:適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの適用額は、過去 4 年間の適用額の平均から、1 件当たり 44 百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位:件、百万円)

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (④×⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (②×1)	④ 減収額 (③×税率)	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額) ※	
H30 年度	4	2	2	0	15	660	660
H31 年度	5	3	3	1	17	748	749
H32 年度	6	4	4	1	19	836	837
H33 年度	7	5	5	1	21	924	925
合計		14	14	3	72	3,168	3,171
平年度		4	4	1	18	792	793

※法人税率については、30 年度以降 23.2%として試算。

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣08-1）

(評価実施府省:内閣府)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長（特別控除）		
税目	法人税、法人住民税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。
② 過去の減収額（法人税）について、投資税額控除及び特別償却の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	61.2	53.7	38.5	65.1

- ② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税）が予測されていない。
② 将來の減収額（法人税）について、投資税額控除及び特別償却の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	45.1	45.1	45.1	45.1	45.1

- ② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果について、「本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。29年度については、公表されていないため記載しておりません。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、さらに、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する将来的効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振

興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、平成29年度に計画認定を受けた企業が53社おり、認定を受けた企業による今後の設備投資により生産性が向上し、製造品の効率的な生産が実現することによって、製造品出荷額の増加に寄与するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

〈平成31年度税制改正要望関係〉租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣08-2）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長（特別償却）		
税 目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区 分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。
② 過去の減収額（法人税）について、投資税額控除及び特別償却の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【特別償却】

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	3.8	1.6	0.5	5.5
法人事業税	7.6	4.0	1.6	8.0

- ② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
② 将來の減収額（法人税）について、投資税額控除及び特別償却の二つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【特別償却】

(単位：百万円)

	平年度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
法人事業税	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

- ② 二つの措置ごとに記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する過去の効果について、「本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある」と説明されているが、定量的に把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。29年度については、公表されていないため記載しておりません。なお、適用額が僅少であることについては、10有効性①適用数に記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、さらに過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（平成33年度までに、沖縄県の製造品出荷額（石油製品を除く）を5,600億円に増加させる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定め

た沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、平成29年度に計画認定を受けた企業が53社おり、認定を受けた企業による今後の設備投資により生産性が向上し、製造品の効率的な生産が実現することによって、製造品出荷額の増加に寄与するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1 政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の延長
2 対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税: 税額控除)(国税 13) (法人住民税、法人事業税: 税額控除)(地方税 10)
	② 上記以外の対象税目 (所得税: 外、個人住民税、外、事業所税: 外)
3 要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4 内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(1) 国税（アまたはイのいずれかを選択）</p> <p>ア 投資税額控除（法人税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% ・控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。 <p>イ 特別償却（法人税、所得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、法人税額（または所得税額）から償却できる。 (ア) 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34% (イ) 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% ・取得価額の上限額 20 億円 ・対象となる建物附属設備は、建物と同時取得したものに限定。

	<p>(2) 地方税</p> <p>ア 個人住民税、法人住民税及び事業税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。（自動連動） <p>イ 事業所税（那覇市のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県知事によって産業高度化・事業革新措置実施計画が認定され、当該事業の用に供する施設を那覇市に新設した青色申告法人は、次の場合、事業所税のうち、資産割の課税標準となるべき事業所床面積を 2 分の 1 として 5 年間計算。
	<p>《要望の内容》</p> <p>延長要望</p> <p>適用期限を 2 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。</p>
	<p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第 36 条、第 37 条</p> <p>租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27</p> <p>租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 39 条の 43、第 39 の 56</p> <p>租税特別措置法施行規則 第 20 条の 4、第 20 条の 16、第 22 条の 26、第 22 条の 37</p> <p>地方税法 第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号 附則第 33 条</p> <p>地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8</p>
5 担当部局	内閣府 政策統括官（沖縄政策担当）付 産業振興担当参事官室
6 評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 平成 30 年 8 月</p> <p>分析対象期間: 平成 26 年度～平成 33 年度</p>
7 創設年度及び改正経緯	<p>平成 14 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域の創設 <p>平成 19 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 年間延長 <p>平成 24 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を 13 市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ（1,000 万円超→500 万円超） <p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械等下限取得価格の引下げ（500 万円超→100 万円超） <p>平成 29 年度</p>

		・ 2 年間延長			ため沖縄県が産業高度化・事業革新促進地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容 3 ~ 7 (略)
8	適用又は延長期間	2 年間（平成 31 年度～平成 32 年度）			(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等) 第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。 2 ~ 7 (略)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。 このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自律的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。 (産業高度化・事業革新促進計画の作成等) 第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画（以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。）を定めることができる。 2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 計画期間 二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るために必要とされる政令で定める要件を備えているもの（以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域 三 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進する</p>	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【政策】11 沖縄政策の推進 【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>		

	③達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 33 年度までに、沖縄県の製造品出荷額(石油製品を除く)を 5,600 億円に増加させる。 <p>2. 測定指標</p> <p>平成 33 年度までに以下の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 92 社 ・本制度を活用した設備投資額 360 億円 <p>※本地域制度は沖縄振興特別措置法に基づくことから、目標達成時期を同法期限と合わせて平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標は、沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定した沖縄振興計画(沖縄 21 世紀ビジョン実施計画)の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を通じて、企業の開発力・生産技術の向上や新事業創出等に資する設備投資を誘発するとともに、減税による余力を更なる設備投資や研究開発に活用していくことで、企業のイノベーションが次のイノベーションを呼び、より高付加価値な製品等の創出につながる。</p> <p>また、製造業だけでなく、デザイン業や計量証明業などのものづくり産業を支える、いわゆるサポートイング産業においても、活発な設備投資を促すことで、製造業の高度化や新たな事業創出を促進していく。</p> <p>このように製造業やサポートイング産業の設備投資を通じてイノベーションを活性化させていくことは、県内のものづくり産業の製造品出荷額増加につながり、県内総生産の増加、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>			<p>用を見込む。</p> <p>(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 特別償却の適用実績が僅少な理由</p> <p>平成 29 年 5 月に沖縄県が実施した企業アンケートによると、特別償却を選択した企業の理由として「適用年度の税額を軽減したい」という回答を選択した企業が多かった(特別償却活用企業 8 社中 6 社選択)。また、過去に実施した企業アンケートにおいても、「適用年度の税負担軽減」が最大の理由であり、その他には「来期以降の業績が見えない」「赤字決算が予想された」などの理由が挙げられている。</p> <p>一方、投資税額控除は法人税を実質的に減額する効果があるため、活用企業では「将来的な節税効果が特別償却よりも有効」との理由が多く、「最大 4 年縫越可能であること」を理由に挙げる企業もある。</p> <p>このように、投資税額控除と特別償却は個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時に最も効果的な制度が選択されているため、両措置の適用状況に差が生じているものの、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行なうインセンティブになっており、企業の投資を促進する上で効果的である。</p> <p>【参考】適用実績増加に向けて実施してきた取組み</p> <p>平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、併せて、内閣府との共催により「税制活用セミナー」を 3 回実施した(6 月)。</p> <p>また、沖縄県産業振興公社においても、各経済団体や業界団体が主催する説明会等において当該制度の説明を行う(43 回)とともに、商工会議所、商工会及び各市町村を通じて制度のリーフレットを配布したところ。</p> <p>この結果、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までの間に相談窓口では 579 件の問合せがあり、うち産業高度化・事業革新促進地域に関しては 216 件で、昨年度(145 件)の約 1.5 倍に増加している。</p> <p>今後も引き続き周知活動を行い、企業の設備投資等を促していく。</p>																																																	
10 有効性等	①適用数	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用件数実績</p> <p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>31</td> <td>27</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成 29 年度国税の適用状況については、沖縄県府実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>今後は平年度において投資税額控除 25 件、特別償却 4 件程度の適</p>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	投資税額控除	31	27	20	30	特別償却	4	4	3	7	法人住民税	-	-	-	-	事業税	-	-	-	-	②適用額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用額実績</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>354</td> <td>392</td> <td>299</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>86</td> <td>46</td> <td>18</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>65</td> <td>55</td> <td>39</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・個人住民税・事業税の自動連動分)は、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成 29 年度国税の適用状況については、沖縄県府実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「-」と記載。</p>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	投資税額控除	354	392	299	505	特別償却	86	46	18	182	法人住民税	65	55	39	-	事業税	8	4	2	-
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																																		
投資税額控除	31	27	20	30																																																		
特別償却	4	4	3	7																																																		
法人住民税	-	-	-	-																																																		
事業税	-	-	-	-																																																		
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																																																		
投資税額控除	354	392	299	505																																																		
特別償却	86	46	18	182																																																		
法人住民税	65	55	39	-																																																		
事業税	8	4	2	-																																																		

	<p>2. 適用額の偏りについて</p> <p>平成 26 年度から 29 年度に認定した企業を業種別で見ると、製造業の割合が一番多く、次いで電気業の件数が多いが、設備投資額(沖縄県調べ)で見ると電気業の投資額が大きい。</p> <p>これは、島嶼県であり多くの離島を抱える沖縄の地理的・地形的要因により電気の供給コストが高くなるため、社会基盤である電気の安定的かつ適正な供給を確保するために大規模な設備投資を実施する必要があり、他業種と比較して自ずと投資額が高額になっているものである。</p> <p>このため、当該金額の偏りは特定の企業のみに有利な制度設計になつていているために生じるものではない。</p> <p>●措置実施計画の認定状況(平成 26~29 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 26 年度</th><th>平成 27 年度</th><th>平成 28 年度</th><th>平成 29 年度</th></tr> <tr> <th></th><th>件数</th><th>件数</th><th>件数</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td><td>45</td><td>56</td><td>50</td><td>37</td></tr> <tr> <td>電気業</td><td>23</td><td>14</td><td>17</td><td>9</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>3</td><td>10</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr> <td>倉庫業</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>※認定実績が 1 件のものは除く。</p> <p>●平成 29 年度認定企業の設備投資状況(計画ベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 5,248 百万円(37 件)→1 件あたり約 1 億 42 百万円 ・電気業 2,915 百万円(9 件)→1 件あたり約 3 億 24 百万円 <p>3. 今後の適用額見込み</p> <p>今後は平年度において投資税額控除 350 百万円、特別償却 72 百万円程度の適用を見込む。</p> <p>(算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度		件数	件数	件数	件数	製造業	45	56	50	37	電気業	23	14	17	9	卸売業	3	10	4	6	倉庫業	3	0	0	1
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																											
	件数	件数	件数	件数																											
製造業	45	56	50	37																											
電気業	23	14	17	9																											
卸売業	3	10	4	6																											
倉庫業	3	0	0	1																											
③ 減収額	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の減収額実績</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> <th>H28 年度</th> <th>H29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>354</td> <td>392</td> <td>299</td> <td>505</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>22</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>65</td> <td>55</td> <td>39</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>449</td> <td>462</td> <td>344</td> <td>627</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 26 年度から平成 28 年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。平成 29 年度については、沖縄県実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。 (平成 30 年 6 月実施) ※特別償却に係る法人税率は H26 年度 25.5%、H27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4% として算出。</p>		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	投資税額控除	354	392	299	505	特別償却	22	11	4	43	法人住民税	65	55	39	71	事業税	8	4	2	8	合計	449	462	344	627
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度																											
投資税額控除	354	392	299	505																											
特別償却	22	11	4	43																											
法人住民税	65	55	39	71																											
事業税	8	4	2	8																											
合計	449	462	344	627																											

	<p>※法人住民税について、平成 26 年度から平成 28 年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※平成 29 年度の法人住民税は、国税の減収額に税率 12.9%乗じて算定。</p> <p>※平成 29 年度の事業税は、特別償却の適用額に税率 4.41%を乗じて算定。</p> <p>平成 28 年度の特別償却の減収額実績について、前回評価時の将来予測 34 百万円とかい離しているのは、適用実績が少なく、1 社の投資額によって、推計値が大きく変動するためと考えられる。</p> <p>2. 今後の減収額見込み</p> <p>平成 30 年度から平成 33 年度は、平年度で投資税額控除 350 百万円、特別償却 17 百万円、法人住民税 47 百万、事業税 3 百万円の減収を見込む。</p> <p>(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 12.9%を乗じた額。) (事業税は、特別償却の平年度の適用額に税率 4.41%を乗じた額。)</p>									
④ 効果	<p>『政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況』</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>本制度を活用して、より高付加価値な製品を製造する事業者や地域資源等を活かした事業者等による産業の高度化等が進み、沖縄県における製造品出荷額は増加傾向にある。</p> <p>(※年度毎の推移については、後述『達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果』を参照。)</p> <p>一方で、県内総生産に占める製造業の割合は平成 27 年度時点で 5.0% (全国平均 20.4%) であり、県内製造業の労働生産性も全国と比較して依然と低い状況 (製造業における労働生産性の全国比 0.55) である。</p> <p>このため、引き続き本税制を活用して製造業とサポーティング産業の設備投資を促すことで産業の高度化等による生産性、生産額の向上を後押しし、民間主導の自立型経済の構築に努めていく必要がある。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況</p> <p>平成 33 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 92 社 ・本制度を活用した設備投資額 360 億円 <p>実現状況 :</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本制度を活用した企業数</td> <td>23 社</td> <td>37 社</td> </tr> <tr> <td>本制度を活用した設備投資額</td> <td>3,253 百万円</td> <td>5,982 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28 年度設備投資額については沖縄県調査 (平成 30 年 6 月実施) ※平成 29 年度については、沖縄県調査 (平成 30 年 6 月実施)。</p> <p>3. 所期の目標の変更について</p> <p>沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画 (沖縄 21 世紀ビジョン基本計画) において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画 (沖縄 21 世紀ビジョン実施計画) にお</p>		平成 28 年度	平成 29 年度	本制度を活用した企業数	23 社	37 社	本制度を活用した設備投資額	3,253 百万円	5,982 百万円
	平成 28 年度	平成 29 年度								
本制度を活用した企業数	23 社	37 社								
本制度を活用した設備投資額	3,253 百万円	5,982 百万円								

	<p>いて「製造品出荷額（石油製品を除く）」を成果指標として、各種施策を推進しているところである。</p> <p>本制度は企業の設備投資等を促進することで、製造業を中心とする産業高度化により民間主導の自立型経済の構築を図るものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定指標としたい。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <p>平成 29 年工業統計調査実績では、沖縄県における製造品出荷額（石油製品を除く）は 4,397 億円であり、H24 年以降増加傾向にあるものの、目標の 5,600 億円には達していない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24 年</th> <th>H25 年</th> <th>H26 年</th> <th>H27 年</th> <th>H28 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造品出荷額 (石油製品除く)</td> <td>3,707</td> <td>3,972</td> <td>4,147</td> <td>4,341</td> <td>4,397</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29 年工業統計調査結果（沖縄県）</p> <p>なお、「本制度を活用した企業数」及び「本制度を活用した設備投資額」の状況は先述のとおり。</p> <p>2. 制度が延長できない場合の影響</p> <p>過去 3 力年（平成 26～28 年度）に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象に、平成 29 年 11 月に沖縄県が実施したアンケート調査によると、「減税を前提に計画より前倒して投資を実現できた」「減税を前提に計画より大規模または高付加価値な投資を行えた」と回答した企業が半数以上（21 社中 11 社、選択率 52%）となっている。これら企業では、新たな設備投資により生産量が倍増するとともに減税額を新たな製品開発の資金に充てて事業を拡充するなどの事例があり、本制度は企業の積極的な設備投資を促進し、県経済を押し上げる効果を有するものと言える。</p> <p>※沖縄県実施の企業アンケート調査</p> <p>※過去 3 力年（平成 26～28 年度）に産業高度化・事業革新措置実施計画を認定した企業を対象。（回収率 42%）</p>		H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	製造品出荷額 (石油製品除く)	3,707	3,972	4,147	4,341	4,397
	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年								
製造品出荷額 (石油製品除く)	3,707	3,972	4,147	4,341	4,397								

		<p>なお、アンケートで「4. その他」を選択した企業においても、本制度利用により予算に余裕ができ、結果的に別の設備投資が行えた等の意見があった。</p> <p>本特例措置が延長されない場合、沖縄県の製造業やサポートイング産業における設備投資に対するインセンティブ措置が失われ、企業の投資意欲が削がれることで、企業が開発力・技術力の向上や新たな事業創出に向けた投資の停滞が懸念される。</p>
	⑤ 税収減を是認する理由	<p>本特例は、企業が開発力・生産技術の向上や地域資源を生かした新事業の創出に向けた工場の整備や機械装置の導入等に対する設備投資を実施するインセンティブ措置として作用している。具体的には、平成 28 年度から平成 29 年度までの間に税を活用して年平均 46 億円の設備投資が実施されている。</p> <p>これにより、平成 27 年度県民経済計算によると、平成 27 年度の製造業における県内総生産（生産側、名目）は 209,061 百万円となっており、平成 26 年度 169,100 百万円と比較して 39,961 百万円増加（増加率 23.6%）しているところ。</p> <p>また、設備投資による産業の高度化もあり、沖縄県の製造業における従業員一人当たりの製造品出荷額（石油製品を除く）は、平成 25 年 15.3 百万から平成 28 年 16.5 百万円に増加している。（平成 29 年工業統計調査（沖縄県））</p> <p>このため、本制度は県経済の活性化に大きく寄与するものであり、税収減を是認するに足る効果のあるものと考えられる。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、沖縄県のものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図るため、産業高度化又は事業革新に資する事業を対象として、投資を促進するものである。</p> <p>本特例措置を活用する、これらの企業に効果的にインセンティブを与えて設備投資を促す手段としては、特定企業を対象とする補助金等よりも、各企業が一定裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことができる税制措置の方が適当である。</p> <p>また、本地域制度においては、措置実施計画等の認定等のスキームを通して、沖縄における産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して投資税額控除等の措置を講じていることから、無差別に適用されることではなく、必要最小限の措置となっている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県においては、一括交付金等を活用して产学研連携の共同研究や新たな製品やサービス等の開発支援事業等を行うことで、高度なものづくり産業の土台となる支援体制の構築に取り組んでおり、本制度では企業の自助努力による高度な設備投資等を後押しし、役割分担を図りつつ、相乗的にものづくり産業の育成・高度化を促し、本県経済振興の一翼を担う移出型産業として成長できるよう支援を行っている。</p> <p>なお、製造業を対象とした制度は他に国際物流拠点産業集積地域及び経済金融活性化特区があるが、これら制度は一定の地域内に特定の産業の集積を図り、それによって国際物流拠点の形成や北部経済の振興を進め、経済の活性化を図るための制度である。</p> <p>一方、産業高度化・事業革新促進地域は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した</p>

-123-

		新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、これら制度は目的が異なるものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 28 年 8 月 (H28 内閣 07)

平成 30 年 8 月

産業高度化・事業革新促進地域における減収額・適用見込み(試算)

○産業高度化・事業革新促進地域における租税特別措置について、今後の減収見込みについて、下記の通り試算。

1. 適用実績

(単位:企業数、百万円)

項目	投資税額控除		特別償却		減収額 合計	
	企業数	適用額 (減収額)	企業数	適用額		
26 年度	31	354	4	86	22	376
27 年度	27	392	4	46	11	403
28 年度	20	299	3	18	4	303
29 年度	30	505	7	182	43	548
合計	108	1,550	18	332	80	1,630
1 件あたりの適用額		14			18	

※平成 27.28 年度は租税特別措置の適用実態調査結果に基づく。

※法人税率については、平成 26 年度は 25.5%、平成 27 年度は 23.9%、平成 28・29 年度は 23.4%として試算。

2. 計画認定企業数

(単位:企業数、%)

項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	合計	
					4 年	直近 3 年
企業数	41	46	48	41	176	135
増加数	5	5	2	▲7	5	0
増加率	13.9%	12.2%	4.3%	▲14.6%	0.0%	▲5.6%

※沖縄県のアンケート調査に基づく。

3. 平成 30 年度以降の見込み

仮定①: 1 年度あたり、計画認定企業が 0%(過去 4 年間の増加率) 増加する。

仮定②: 適用実績から、計画認定企業が投資税額控除を適用する割合は 61.4%とする。

$$\text{※ 投資税額控除件数 } 108 \text{ 件} \div \text{計画認定企業数 } 176 \text{ 件} = 61.4\%$$

仮定③: 適用実績から、投資税額控除 1 件当たりの控除額は 14 百万円とする。

$$\text{※ 投資税額控除額 } 1,550 \text{ 百万円} \div \text{投資税額控除件数 } 108 \text{ 件} = 14 \text{ 百万円}$$

仮定④: 適用実績から、計画認定企業が特別償却を適用する割合は 10.2%とする。

$$\text{※ 特別償却件数 } 18 \text{ 件} \div \text{計画認定企業数 } 176 \text{ 件} = 10.2\%$$

仮定⑤: 適用実績から、特別償却 1 件当たりの控除額は 18 百万円とする。

$$\text{※ 特別償却額 } 332 \text{ 百万円} \div \text{特別償却件数 } 18 \text{ 件} = 18 \text{ 百万円}$$

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算。

(単位:企業数、百万円)

年度	計画認定 企業数	投資税額控除		特別償却			減収額 見込み (③+⑥)
		① (× 0%)	② 企業数 (① × 61.4%)	③ 適用額 (減収額) (② × 14)	④ 企業数 (① × 10.2%)	⑤ 適用額 (④ × 18)	⑥ 減収額 (⑤ × 税率)
平成 30	41	25	350	4	72	17	367
平成 31	41	25	350	4	72	17	367
平成 32	41	25	350	4	72	17	367
平成 33	41	25	350	4	72	17	367
合計	164	100	1,400	16	288	68	1,468
平年度	41	25	350	4	72	17	367

※法人税率については、30 年度以降は 23.2%として試算。

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣09-1）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) (国際物流拠点産業集積地域)							
措置の内容	平成28年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は4年間の繰越し）ができる。							
	平成29年度税制改正以後	従前どおり							
	平成30年度税制改正以後	従前どおり							
政策目的		高付加価値型のものづくり企業やリーアセンター等の高機能型物流企業、航空機部品製造業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税							
関係条項		措法第42条の9、第68条の13							
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。							
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08					区分 延長

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（特別控除）		
税目	法人税、法入住民税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
- ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の適用数（法人税）11件（平成28年度）及び21件（平成29年度）が前回評価時の将来予測4件（平成28年度）及び8件（平成29年度）とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 有効性③減収額に記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。
- ② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	0.8	3.1	8.2	20.3

- ② 記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税）が予測されていない。
- ② 将來の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【投資税額控除】

(単位：百万円)

	平年 度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	26.3	21.9	24.4	28.6	30.3

- ② 記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する過去の効果について、「近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めており、産業用製造装置の製造これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企业が立地し、企業集積は着実に進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。
- ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。適用件数が11社であることから、特定の者に偏っているわけではない。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして35社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（国際物流拠点産業の新規立地企業数55社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣09-2）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (特定地域における工業用機械等の特別償却)（沖縄の国際物流拠点産業集積地域）							
措置の内容	平成28年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却ができる。							
	平成29年度税制改正以後	従前どおり							
	平成30年度税制改正以後	従前どおり							
政策目的		高付加価値型のものづくり企業やリバーサンタ等の高機能型物流企業、航空機部品製造業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。							
評価対象税目	義務対象			努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税						
関係条項		措法第45条、第68条の27							
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。							
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08					

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長（特別償却）		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
 ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。

- ② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【特別償却】

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	0	1.4	0.4	4.9
法人事業税	0	3.8	1.2	7.2

- ② 記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
 ② 将來の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【特別償却】

(単位：百万円)

	平年 度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人住民税	5.6	4.3	5.1	6.5	6.5
法人事業税	8.2	6.4	7.4	9.6	9.6

- ② 記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する過去の効果について、「近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めしており、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進めている企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。
 ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の適用数2件（平成27年度及び28年度）及び5件（平成29年度）は、10件未満と僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされておらず、さらに、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして35社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（国際物流拠点産業の新規立地企業数35社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
- ①・② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数6件（平成30年度）、7件（平成31年度）及び9件（平成32年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

＜平成31年度税制改正要望関係＞租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（H30内閣09-3）

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長 (沖縄の認定法人の課税の特例) (国際物流拠点産業集積地域)									
措置の内容	平成28年度時点	沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、特定国際物流拠点事業に係る所得金額の40%の特別控除ができる。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的		高付加価値型のものづくり企業やリバーサンタ等の高機能型物流企業、航空機部品製造業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。									
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項		措法第60条、第68条の63									
要望内容		措置の適用期限を平成33年3月31日まで2年間延長する。									
創設年度		H10	過去の政策評価の実績	H23内閣08、H25内閣19、H28内閣08						区分	延長

【総括表】

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。
 ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である。沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の測定指標として、同実施計画の目標値を設定しており、同目標値の達成時期は同法の期限であるH33年度に設定しているため、計画期間の途中の目標値を示すことは困難である。

【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【内閣府の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の適用数（平成30年度から32年度までの法人税）について、政策評価書の本文に記載のない算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が別紙に記載されているとみられるが、本文で引用されておらず、説明に不足がある。

【内閣府の補足説明】

- ① 別紙参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が把握されていない。

- ② 過去の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が把握されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【所得控除】

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
法人住民税	0.8	2.5	3.0	6.5
法人事業税	1.6	6.5	8.7	9.5

- ② 記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将來の減収額（法人住民税及び法人事業税）が予測されていない。
 ② 将來の減収額（法人税）について、所得控除、投資税額控除及び特別償却の三つの措置ごとの内訳が予測されていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 評価書を修正済。

【所得控除】

(単位：百万円)

	平年 度 見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
法人事業税	10.2	7.7	9.9	11.0	12.1
法人住民税	15.0	11.3	14.6	15.0	16.6

- ② 記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する過去の効果について、「近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集め、産業用製造装置の製造等これまで本県では見られなかった新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

- ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」を参照する旨記載しました。

【点検結果】

- ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する過去の効果（平成29年度）が把握されておらず、また、過去の適用数3件（平成29年度）は、10件未満と想定外に僅少であり、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされておらず、さらに、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成33年度までに260社とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
- ② 達成目標（国際物流拠点産業の雇用者数を平成33年度までに5,400人とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・② 本地域制度については、沖縄振興特別措置法（H24～H33年度）に基づき沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン基本計画）の推進のための活動計画である、沖縄21世紀ビジョン実施計画において設定した目標値の達成に向けて各種施策を推進しているところである。本特例措置の達成目標実現への寄与については、同法並びに沖縄振興計画及び実施計画の評価の際に併せて評価されるものであるが、今の段階で税制等をインセンティブとして35社が立地を検討しており、また、立地企業へのアンケートによると、税制活用を前提とした設備投資を行い、雇用の増加や生産拡大を図っているところであり、立地企業による雇用創出、設備投資等により達成目標の実現に寄与するものと考えられる。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されておらず、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない上、将来の効果（国際物流拠点産業の新規立地企業数35社）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。
- ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について定量的に予測されていないため、この点を課題とする。
- ③・④ 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数7件（平成30年度）及び9件（平成31年度）は、10件未満と僅少であり、そのような状況を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注) 【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長
2 対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税: 義) (国税 14) (法人住民税、事業税: 義) (地方税 11)
	② 上記以外の対象税目	(所得税: 外、関税: 外、個人住民税: 外、事業所税: 外)
3 要望区分の別	【新規・拡充・延長】【単独・主管・共管】	
4 内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 ((1) ~ (3) は選択制)</p> <p>(1) 所得控除 (法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において、特別事業認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入 (特別事業認定法人で、法人設立後 10 年間)</p> <p>(2) 投資税額控除 (法人税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額から法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置の合計額が 100 万円を超えるもの 15% ・建物及び建物附属設備の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの 8% <p>イ 法人税額の 20%限度 (繰越税額控除 4 年)、取得価額の上限 20 億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p> <p>(3) 特別償却 (法人税、所得税)</p> <p>ア 国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、普通償却限度額に加えて、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を償却</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100 万円を超える機械及び装置 50% ・1,000 万円を超える建物等 25% <p>イ 取得価額の上限額 20 億円</p> <p>ウ 対象となる建物附属設備等は建物と同時取得したものに限られる</p>	

(4) 貿易手続きの簡素化 (関税)	ア 国際物流拠点産業集積地域内の保税工場等の許可手数料の軽減 イ 関税の課税物件の確定に関する特例措置保税工場等において、保税作業により製造した製品を国内に引き取る場合、関税については製品課税又は原料課税のいずれかを選択
2. 地方税	<p>(1) 法人住民税、個人住民税、事業税</p> <p>ア 上記の法人税及び所得税負担の軽減と同様の効果を適用する。(自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市において、国際物流拠点産業の用に供する施設について、新設の日から 5 年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を 2 分の 1 控除する。</p>
《要望の内容》	延長要望 適用期限を 2 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
《関係条項》	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄振興特別措置法 第 48 条、第 49 条 ・沖縄振興特別措置法施行令 第 21 条 ・租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条、第 68 条の 13、第 68 条の 27、第 68 条の 63 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9、第 36 条、第 39 条の 43、第 39 条の 56、第 39 条の 90 ・租税特別措置法施行規則 第 21 条の 17 の 2、第 22 条の 60 の 2 ・地方税法 第 6 条、附則第 33 条 ・地方税法施行令 附則第 16 条の 2 の 8
5 担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
6 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 平成 30 年 8 月 分析対象期間: 平成 26 年度～平成 33 年度
7 創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由貿易地域 拡充 ・特別自由貿易地域 創設 <p>平成 14 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 年間延長 <p>平成 19 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 年間延長 <p>平成 24 年度</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 創設 ・自由貿易地域・特別自由貿易地域 廃止 <p>平成 26 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業集積地域 拡充（対象業種の追加等） <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 年間延長 			<p>るため必要とされる地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域</p> <p>三 国際物流拠点産業の集積を図るため沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする施設の整備その他の措置の内容</p> <p>3～8 項 （略）</p> <p>（国際物流拠点産業集積地域における事業の認定）</p> <p>第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行おうとする者であつて政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適當である旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>2～5 項 （略）</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(3) 国際物流拠点産業 那覇空港においては国際貨物ハブ化が推進されており、那覇港、中城湾港も含めた沖縄の国際物流拠点を通じ、アジア各都市との間で原材料や部品の機動的な調達、迅速な製品等の供給が可能となっている。 こうした国際物流拠点を活用する電気・電子機器や医薬品・健康食品等を製造する高付加価値型のものづくり企業や、e コマース、リペアセンター等の新たな高機能型の物流企业といった臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積を積極的に図るとともに、海外市場等へのビジネス展開支援、空港と港との効率的な連携（シー&エア）の推進、関連するインフラの整備等を目指す。</p>
8	適用又は延長期間	2 年間（平成 31 年度～平成 32 年度）			
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 急成長するアジアの中心に位置する沖縄にとって、地理的優位性を活かすことが可能な国際物流拠点産業は、新たなリーディング産業として大きなポテンシャルを有している。 このため、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機部品製造業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における産業及び貿易を振興し、もって沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 十一 國際物流拠点産業 國際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取扱しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中心とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>(国際物流拠点産業集積地域の指定) 第四十一条 沖縄県知事は、国際物流拠点産業の集積を図るために計画（以下「国際物流拠点産業集積計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 國際物流拠点産業集積計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 關稅法第二条第一項第十一号に規定する開港又は同項第十二号に規定する税關空港であつて、相当量の貨物を取り扱うものに隣接し、又は近接している地域であり、かつ、国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域であつて、国際物流拠点産業の集積を図ることが沖縄における産業及び貿易の振興に資す</p>	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】①沖縄政策に関する施策の推進</p>	

	③達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標 平成 33 年度までに次の目標を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点産業の新規立地企業数（累計）を平成 33 年度までに 260 社とする。 ・国際物流拠点産業の雇用者数を平成 33 年度までに 5,400 人とする。 <p>2. 測定指標 平成 33 年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用した企業数 30 社 ・本制度を活用した企業による雇用者数 870 人 <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成 33 年度とする。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄 21 世紀ビジョン基本計画：H24～H33）を推進する活動計画である沖縄 21 世紀ビジョン実施計画の目標値を用いることとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、本税制が後押しをすることで、アジア市場を視野に入れた県外企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。具体的には、半導体製造や流量計製造等の高付加価値の製造業、精密機器等のパーソンセンターなど、沖縄の貨物ハブ機能を活かした企業の進出が続いている、那覇空港の平成 29 年現在の国際貨物取扱量（19.7 万トン）は、成田、関空、羽田に次ぐ国内第 4 位となっているところ。</p> <p>今後は、平成 30 年度に航空機整備基地、平成 31 年度末に那覇空港第 2 滑走路の供用開始が予定されており、更にアジア市場への近接性が高まることから、アジア展開を目的に沖縄への投資を検討している企業を本税制優遇により後押しすることで、効果的に企業誘致を推進することができる。</p> <p>また、進出した企業が工場・倉庫等の整備や機械装置の導入において税制を活用することで、減税による余力を事業規模拡大や従業員数の増加にあてることが可能となり、沖縄県内の国際物流拠点産業の高付加価値化、ひいては民間主導の自立型経済の構築に寄与する。</p>			<p>果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※平成 29 年度の国税については、沖縄県調査。</p> <p>※地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、平成 26 年度から平成 28 年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※算定できないものについては「一」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み 今後は、平年度で所得控除 9 件、投資税額控除 31 件、特別償却 8 件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p> <p>3. 適用実績が僅少な理由</p> <p>(1) 所得控除 国際物流拠点産業集積地域制度においては、他の業種への波及効果が高い「核」となる業種を「専業」で行う事業者に限定して手厚い優遇措置を講じ、企業誘致を進めてきた。 しかし、業種によっては垂直統合が進み、複数の業種を一体的なサービスとして提供することで顧客に付加価値を提供している場合がある。しかしながら、現行制度の要件は、このような現状に即しておらず、企業誘致のインセンティブとして効果が弱まっている面があるが、これまでの周知活動に加え、税理士や企業への個別訪問を積極的に実施していく等、きめ細かな周知に努めて企業誘致の促進を図り、引き続き国際物流拠点の形成を推進していきたい。</p> <p>※沖縄県調査（2017 年 10 月時点、全国、資本金 5 千万以上）によると、倉庫業を営む企業 1,555 社のうち、道路貨物運送業を兼業する企業は 813 社あり、約 52% に達する。</p> <p>(2) 投資税額控除・特別償却 平成 28 年度実績においては、特別償却の件数は前年と同数であるが、投資税額控除は前年度から 4 倍近く増えている。さらに県が実施した企業アンケートでは、平成 29 年度は前年度から 2 倍近くまで増えている。両措置の適用に差があるのは、投資税額控除と特別償却が個々の企業の財務状況・経営状態等に応じ、その時に最も効果的な制度が選択されているからであり、適用数が少ないことを以て不要な措置ということはできず、当該選択肢の存在も沖縄で投資を行うインセンティブになっており、企業の投資を促進する上で効果的である。 沖縄振興開発金融公庫が発表した設備投資計画調査結果をはじめとする各種経済指標等によると、企業の投資マインドは今後も高水準で推移することが見込まれることから、引き続き両措置を選択可能なインセンティブとして企業誘致・設備投資等の促進を図り、国際物流拠点の形成を推進していきたい。</p> <p>4. 適用実績増加に向けて実施してきた取組み 平成 29 年度においては、内閣府と沖縄県が連携し、沖縄税理士会の協力のもと、特区・地域制度のワンストップ相談窓口を開設し、</p>																													
10	有効性等	①適用数	<p>1. 平成 26 年度税制改正後の適用件数実績</p> <p>（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成 26 年度から平成 28 年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果</p>	項目	H26	H27	H28	H29	国税	2	3	3	3	投資税額控除	3	3	11	21	特別償却	0	2	2	5	地方税	法人住民税	—	—	—	事業税	—	—	—	—	
項目	H26	H27	H28	H29																														
国税	2	3	3	3																														
投資税額控除	3	3	11	21																														
特別償却	0	2	2	5																														
地方税	法人住民税	—	—	—																														
事業税	—	—	—	—																														

		<p>併せて、「税制活用セミナー」を3回実施した（6月）。</p> <p>また、沖縄県では企業向け説明会（展示会出展含む）を県内7回、県外10回、海外5回開催するとともに、企業への個別訪問による説明を19社実施した。</p> <p>その結果、平成29年4月から平成30年3月までの間に、相談窓口では579件（うち国際物流拠点産業集積地域は72件）の問い合わせがあったほか、国際物流拠点産業集積地域での新たな企業立地に向けて126件（分譲地83件、賃貸工場43件）の相談を受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいるところ。</p>		<p>※平成29年度の法人住民税は、国税の減収額に税率12.9%乗じて算定。</p> <p>※平成29年度の事業税は、所得控除と特別償却の適用額に税率4.41%を乗じて算定。</p> <p>減収額実績は前回評価時の減収見込みから大きく増加しているが、対象地域拡大後の2年間の平均値や伸び率を基に算定していることからかい離が生じている。所得控除については、適用企業の業績が過年度よりも向上したことによるもの。投資税額控除については、対象地域における企業集積が進み投資が盛んに行われたことが想定される。特別償却については、前回評価時は実績がなかったことから、適用見込みの算定が行われなかつたため。</p>																																			
②	適用額	<p>1. 平成26年度税制改正後の適用額実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国税 所得控除</td><td>18</td><td>72</td><td>98</td><td>215</td></tr> <tr> <td>国税 投資税額控除</td><td>5</td><td>23</td><td>64</td><td>157</td></tr> <tr> <td>国税 特別償却</td><td>0</td><td>41</td><td>14</td><td>162</td></tr> <tr> <td>地方税 法人住民税</td><td>2</td><td>7</td><td>12</td><td>—</td></tr> <tr> <td>地方税 事業税</td><td>2</td><td>10</td><td>10</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成26年度から平成28年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）。</p> <p>※平成29年度の国税については、沖縄県調査。</p> <p>※地方税の自動連動分（法人住民税、事業税）は、平成26年度から平成28年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用額見込み 今後は、平年度で所得控除339百万円、投資税額控除204百万円、特別償却187百万円の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)</p>	項目	H26	H27	H28	H29	国税 所得控除	18	72	98	215	国税 投資税額控除	5	23	64	157	国税 特別償却	0	41	14	162	地方税 法人住民税	2	7	12	—	地方税 事業税	2	10	10	—	<p>2. 今後の減収見込み 平成30年度から平成33年度は、平年度で所得控除79百万円、投資税額控除204百万円、特別償却43百万円、法人住民税42百万、事業税23百万円の減収を見込む。 (国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。) (法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率12.9%を乗じた額。)の減収を見込む。 (事業税は、所得控除と特別償却の平年度の適用額に税率4.41%を乗じた額。)</p>	<p>④ 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況 沖縄県において国際物流拠点産業は、観光リゾート産業、情報通信関連産業に次ぐ第三のリーディング産業として位置付けている重要な分野である。近年、本県はアジアに近い地理的優位性や本制度による他に類を見ない税制優遇等により国内外から注目を集めたり、産業用製造装置の製造これまで本県では見られなかつた新たな分野の企業や、台湾をはじめ海外での事業展開を積極的に進める企業、地域資源を活用したバイオ関連企業や研究開発型企業が立地し、企業集積は着実に進んでいる。 (※年度毎の推移については、後述《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》を参照。)</p> <p>また、政府の「農林水産業の輸出力強化戦略」では那覇空港の国際物流ハブ機能を生かした農林水産物輸出拠点化に向けた計画が進められているほか、沖縄を経由した全国特産品のアジアへの販路開拓の動きも活発化している。 こうした関連企業の集積や各方面からの施策・取組の展開により、那覇空港の国際航空貨物取扱量は、平成24年の13.8万トンから平成29年の19.7万トンと約1.43倍に増加しており、国際物流拠点の形成に向けては着実な進展が見られる。 このため、引き続き、本税制を活用して企業の集積及び貿易を振興し、自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。</p> <p>2. 所期の目標の実現状況 平成33年度 ・本制度を活用した企業数 30社 ・上述の企業進出に伴う雇用者数 870人</p>					
項目	H26	H27	H28	H29																																			
国税 所得控除	18	72	98	215																																			
国税 投資税額控除	5	23	64	157																																			
国税 特別償却	0	41	14	162																																			
地方税 法人住民税	2	7	12	—																																			
地方税 事業税	2	10	10	—																																			
③	減収額	<p>1. 平成26年度税制改正後の減収額実績 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td><td>4</td><td>17</td><td>23</td><td>50</td></tr> <tr> <td>投資税額控除</td><td>5</td><td>23</td><td>64</td><td>157</td></tr> <tr> <td>特別償却</td><td>0</td><td>10</td><td>3</td><td>38</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>2</td><td>7</td><td>12</td><td>32</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>2</td><td>10</td><td>10</td><td>17</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>13</td><td>67</td><td>112</td><td>294</td></tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）より算定。</p> <p>※平成29年度は平成30年6月の沖縄県調査の適用状況から算定。</p> <p>※法人住民税について、平成26年度から平成28年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）。</p>		H26	H27	H28	H29	所得控除	4	17	23	50	投資税額控除	5	23	64	157	特別償却	0	10	3	38	法人住民税	2	7	12	32	事業税	2	10	10	17	合計	13	67	112	294		
	H26	H27	H28	H29																																			
所得控除	4	17	23	50																																			
投資税額控除	5	23	64	157																																			
特別償却	0	10	3	38																																			
法人住民税	2	7	12	32																																			
事業税	2	10	10	17																																			
合計	13	67	112	294																																			

	<p>実現状況 :</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用企業数(社)</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>雇用者数(人)</td> <td>80</td> <td>128</td> <td>256</td> <td>464</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29 年度の企業数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、雇用者数は「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（16 人）から試算。</p> <p>※平成 29 年度については、沖縄県調査。</p> <p>3. 所期の目標の変更について</p> <p>沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画（沖縄 21世紀ビジョン基本計画）において「自立型経済の構築」を政策目的に掲げており、その実施計画（沖縄 21世紀ビジョン実施計画）において「国際物流拠点産業の新規立地数」及び「国際物流拠点産業の雇用者数」を成果指標として、各種施策を推進しているところ。</p> <p>本制度は製造業や物流関連業などの国際物流拠点産業を集積することで、雇用創出及び国際物流拠点形成による自立型経済の構築を目指すものであり、上記目標フレームの達成に寄与するものであるから、達成すべき目標は実施計画で定めた上記成果指標へ変更し、前回設定した所期の目標は税制のみの効果を測るものとして測定目標としたい。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>1. 達成目標の実現状況</p> <p>アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制優遇措置等、沖縄県のビジネス環境が国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は着実に増加しているところ。</p> <p>(1) 新規立地企業数（累計）</p> <p style="text-align: right;">(単位：社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>17</td> <td>33</td> <td>59</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>37</td> <td>43</td> <td>55</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>54</td> <td>76</td> <td>114</td> <td>126</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ</p> <p>(2) 新規雇用者数（累計）</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区</td> <td>285</td> <td>420</td> <td>829</td> <td>1,066</td> </tr> <tr> <td>うるま・沖縄地区</td> <td>607</td> <td>599</td> <td>652</td> <td>1,031</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>892</td> <td>1,019</td> <td>1,481</td> <td>2,097</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄県調べ</p> <p>2. 制度が延長できない場合の影響</p>		H26	H27	H28	H29	活用企業数(社)	5	8	16	29	雇用者数(人)	80	128	256	464		H25	H26	H27	H28	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	17	33	59	61	うるま・沖縄地区	37	43	55	65	合 計	54	76	114	126		H25	H26	H27	H28	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	285	420	829	1,066	うるま・沖縄地区	607	599	652	1,031	合 計	892	1,019	1,481	2,097
	H26	H27	H28	H29																																																				
活用企業数(社)	5	8	16	29																																																				
雇用者数(人)	80	128	256	464																																																				
	H25	H26	H27	H28																																																				
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	17	33	59	61																																																				
うるま・沖縄地区	37	43	55	65																																																				
合 計	54	76	114	126																																																				
	H25	H26	H27	H28																																																				
那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区	285	420	829	1,066																																																				
うるま・沖縄地区	607	599	652	1,031																																																				
合 計	892	1,019	1,481	2,097																																																				

	<p>県外企業へのアンケート（平成 29 年度企業誘致セミナー）によるところ、「沖縄の投資環境で関心のある項目」として、回答者の 41%が本税制と回答しており最も関心が高かった。沖縄進出を検討する多くの企業においては本税制の活用を念頭に事業計画を立てており、企業誘致の重要なインセンティブとなっている。</p> <p>さらに、政府や県外事業者等において、沖縄の国際物流ハブ機能を活用した全国特産品の輸出拡大への取組が進められる中、本県には、物流機能の高度化やアジアと日本の商流を繋ぐ役割が一層求められている。このため、空港や港湾の整備によるインフラ面での機能強化に加え、関連企業の集積や高度化といったソフト面の強化は重要な課題であり、引き続き効果的な施策を講じていく必要がある。</p> <p>しかしながら、本制度が延長されない場合、商流や物流の拡大を支える企業の集積が遅れ、沖縄を輸出拠点化していく様々な取組の推進力が弱まり、輸出拡大、貿易振興という我が国の重要な政策課題の実現に支障が出てくると懸念される。</p>										
⑤ 税収減を是認する理由	<p>本制度は、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の沖縄への進出を促進し、当該企業の事業拡大を通じて、沖縄における国際物流拠点産業の発展や雇用の創出に寄与している。具体的には、本特例措置を活用した企業進出等に伴って、これまで約 464 人の雇用を生んでいるところ。</p> <p>そのため、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を、単年度で約 29 億円、今後 4 年間（H30～33）で 193 億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による 339 百万円の税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単年度の経済効果 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">税活用企業による雇用者数 : 464 人</td> <td style="width: 50%;">沖縄県の労働生産性 : 6,250,983 円</td> </tr> <tr> <td>→県内総生産の押し上げ効果 : 約 29 億円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額（名目県内総生産/県内就業者数） （「平成 27 年度県民経済計算」（沖縄県）より試算）</p> ・ 今後 4 年間の経済効果 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">H30 : 624 人 × 6,250,983 円 = 39 億円</td> <td style="width: 50%;">H31 : 720 人 × 6,250,983 円 = 45 億円</td> </tr> <tr> <td>H32 : 848 人 × 6,250,983 円 = 53 億円</td> <td>H33 : 896 人 × 6,250,983 円 = 56 億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">約 193 億円</td> </tr> </table> <p>※雇用者数は、推計による今後の活用企業数に「国際物流特区（旧うるま地区）」内の立地企業における平均従業員数（16 人）乗じて試算。</p> <p>また、雇用効果や設備投資等による経済波及効果のほか、本制度をインセンティブとして沖縄県内への企業進出も活性化しており、本特例措置は沖縄県の国際物流拠点産業の集積の観点から減収は認に足る効果のある施策と考えられる。</p>	税活用企業による雇用者数 : 464 人	沖縄県の労働生産性 : 6,250,983 円	→県内総生産の押し上げ効果 : 約 29 億円		H30 : 624 人 × 6,250,983 円 = 39 億円	H31 : 720 人 × 6,250,983 円 = 45 億円	H32 : 848 人 × 6,250,983 円 = 53 億円	H33 : 896 人 × 6,250,983 円 = 56 億円	計	約 193 億円
税活用企業による雇用者数 : 464 人	沖縄県の労働生産性 : 6,250,983 円										
→県内総生産の押し上げ効果 : 約 29 億円											
H30 : 624 人 × 6,250,983 円 = 39 億円	H31 : 720 人 × 6,250,983 円 = 45 億円										
H32 : 848 人 × 6,250,983 円 = 53 億円	H33 : 896 人 × 6,250,983 円 = 56 億円										
計	約 193 億円										

11	相当性	① 税特措等によるべき妥当性等	<p>国際物流拠点産業集積地域においては、道路貨物運送業、卸売業、製造業等、多様な業種を国際物流拠点産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が適当であり、本特例措置は妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国際物流拠点産業集積地域は、アジアの中心に位置する本県の地理的特性を活かし、国際競争力のある物流拠点の形成に向け、物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等国際物流拠点産業の集積を積極的に図るための制度である。</p> <p>一方、沖縄振興特別措置法において同じく位置付けられる「産業高度化・事業革新促進地域」は、沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指すための制度であり、両制度は目的が異なるものである。</p> <p>また、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）は、物流量の増加施策や高コストな物流費の軽減策など、沖縄固有の特殊性に基づくる今なお残る課題等に取り組むための制度であり、建物や設備等の取得促進により県内での新たな事業展開を後押し、国際物流拠点産業の集積（企業の誘致）を図る本税制とは役割が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28内閣08)	

今後の適用額・減収額の見込み(国際物流拠点産業集積地域)

平成30年6月

1. 適用実績

	（単位:件、千円）						税制適用企業数	
	所得控除	投資税額控除		特別償却				
件数	適用額	減収額	件数	適用額	減収額	減収額計		
H26年度	2	18,405	4,693	3	4,779	0	0	9,472
H27年度	3	71,926	17,190	3	22,592	2	41,379	9,890 49,672
H28年度	3	98,029	22,939	11	63,619	2	13,685	3,202 89,760
H29年度	3	215,306	50,382	21	157,161	5	162,132	37,939 245,481
合計	11	403,666	95,204	38	248,151	9	217,196	51,031 394,386
1件あたり 適用額		36,697			6,530		24,133	

※件数・適用額について、H26～H28年度は租税特別措置の適用実態調査、平成29年度は沖縄県実施の企業アンケート結果による。

※法人税率は、平成26年度は25.5%、平成27年度は23.5%、平成28年度以後は23.4%として試算。

2. 立地企業数

地域	項目	（単位:件、%）			
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
旧地域(那覇・うるま)	企業数	60	73	74	82
	増加数	6	13	1	8
	増加率	13.2%	21.7%	1.4%	10.8%
H26拡大地域	企業数	16	41	52	
	増加数	16	25	11	
	合計	76	114	126	
	企業数	76			316
	増加数	22	38	12	72

※沖縄県調査による。

※「H26拡大地域」においては、適用見込み計算の便宜上、平成26年度以降に新たに立地した企業のみを「企業数」として計上。

3. 今後(平成30年度以降)の見込み(試算)

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除			特別償却			合計 (④+⑥+⑨) (減収額見込)
		②件数 (①*3.8%)	③適用額 (②*36,697)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*13.1%)	⑥適用額 (減収額)	⑦件数 (①*3.1%)	⑧適用額 (⑦*24,133)	⑨減収額 (⑧*税率)	⑩合計 (④+⑥+⑨) (減収額見込)	
H30年度	92	3	110,091	25,541	12	78,360	3	72,399	16,797	120,698	
H31年度	102	4	146,788	34,055	13	84,890	3	72,399	16,797	135,742	
H32年度	115	4	146,788	34,055	15	97,950	4	96,532	22,395	154,400	
H33年度	128	5	183,485	42,569	17	111,010	4	96,532	22,395	175,974	
合計	—	16	587,152	136,220	57	372,210	14	337,862	78,384	586,814	
平年度	—	4	146,788	34,055	14	93,053	4	84,466	19,596	146,704	

仮定① 1年度あたり、立地企業が11.8%(過去4年間の平均増加率)増加する。

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.8%とする。

(所得控除件数11件 ÷ 立地企業件数289件 = 3.8%)

仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、36,697千円とする。

(所得控除額403,666千円 ÷ 所得控除件数11件 = 36,697千円)

仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、13.1%とする。

(投資税額控除件数38件 ÷ 立地企業件数289件 = 13.1%)

仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、6,530千円とする。

(投資税額控除額248,151千円 ÷ 投資税額控除件数38件 = 6,530千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、3.1%とする。

(特別償却件数9件 ÷ 立地企業件数289件 = 3.1%)

仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、24,133千円とする。

(特別償却額217,196千円 ÷ 特別償却件数9件 = 24,133千円)

仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(2) 拡大地域

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除			特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨)
		②件数 (①*3.8%)	③適用額 (②*36.697)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*13.1%)	⑥適用額 (減収額)	⑦件数 (①*3.1%)	⑧適用額 (⑦*24.133)	⑨減収額 (⑧*税率)		
H30年度	109	4	146,788	34,055	14	91,420	3	72,399	16,797	142,272	
H31年度	124	5	183,485	42,569	16	104,480	4	96,532	22,395	169,444	
H32年度	147	6	220,182	51,082	19	124,070	5	120,665	27,994	203,146	
H33年度	147	6	220,182	51,082	19	124,070	5	120,665	27,994	203,146	
合計	—	21	770,637	178,788	68	444,040	17	410,261	95,180	718,008	
平年度	—	5	192,659	44,697	17	111,010	4	102,565	23,795	179,502	

仮定① 那覇空港・那覇港に近隣する拡大地域は、土地需要が高いものの供給できる土地が不足しており、

下記の大型開発案件を除き企業数は変動しないと仮定。

・那覇港総合物流センター(第1期:平成31年度オープン)15社

・豊見城市(与根地区)ロジスティクスパーク(第1期:平成32年度オープン)23社

《所得控除》

仮定② 適用実績から、立地企業が「所得控除を活用する割合」は、3.8%とする。

(所得控除件数11件÷立地企業件数289件=3.8%)

仮定③ 適用実績から、「所得控除1件あたりの適用額」は、36,697千円とする。

(所得控除額403,666千円÷所得控除件数11件=36,697千円)

仮定④ 法人税率は、23.2%として試算。

《投資税額控除》

仮定⑤ 適用実績から、立地企業が「投資税額控除を活用する割合」は、13.1%とする。

(投資税額控除件数38件÷立地企業件数289件=13.1%)

仮定⑥ 適用実績から、「投資税額控除1件あたりの適用額」は、6,530千円とする。

(投資税額控除額248,151千円÷投資税額控除件数38件=6,530千円)

《特別償却》

仮定⑦ 適用実績から、立地企業が「特別償却を活用する割合」は、3.1%とする。

(特別償却件数9件÷立地企業件数289件=3.1%)

仮定⑧ 適用実績から、「特別償却1件あたりの適用額」は、24,133千円とする。

(特別償却額217,196千円÷特別償却件数9件=24,133千円)

仮定⑨ 法人税率は、23.2%として試算。

(3) 合計

年度	推計企業数 ①件数	所得控除			投資税額控除			特別償却			合計 (減収額見込) (④+⑥+⑨) (②+⑤+⑦)
		②件数 (①*3.8%)	③適用額 (②*36.697)	④減収額 (③*税率)	⑤件数 (①*13.1%)	⑥適用額 (減収額)	⑦件数 (①*3.1%)	⑧適用額 (⑦*24.133)	⑨減収額 (⑧*税率)		
H30年度	201	7	256,879	59,596	26	169,780	6	144,798	33,594	262,970	39
H31年度	226	9	330,273	76,624	29	189,370	7	168,931	39,192	305,186	45
H32年度	262	10	366,970	85,137	34	222,020	9	217,197	50,389	357,546	53
H33年度	275	11	403,667	93,651	36	235,080	9	217,197	50,389	379,120	56
合計	—	37	1,357,789	315,008	125	816,250	31	748,123	173,564	1,304,822	193
平年度	—	9	339,447	78,752	31	204,063	8	187,031	43,391	326,206	

<平成31年度税制改正要望関係> 税制特別措置等に係る政策評価の点検シート (H30内閣10)

(評価実施府省：内閣府)

【基本情報】

制度名 (措置名)		地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長 (地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置)									
措置の内容	平成28年度時点	(株) 地域経済活性化支援機構（旧株式会社企業再生支援機構）について、資本割の課税標準である資本金等の額を、銀行法における銀行の最低資本金の額（20億円）とする。									
	平成29年度税制改正以後	従前どおり									
	平成30年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的		事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。									
評価対象税目		義務対象		努力義務対象							
		法人事業税									
関係条項	地方税法附則第9条										
要望内容	措置の適用期限を当機構が業務完了により解散する平成38年3月31日まで7年間延長する。										
創設年度	H21	過去の政策評価の実績	H25内閣02					区分	延長		

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態										租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）															
	(参考) 適用件数 (法人事業税・件)			適用実態調査における適用件数(法 人税・件)			減収額 (法人税・百万円)			適用実態調査における適用額の上位 10社割合 (法人税 (地域経 済活性化 支援機 構)・%)			減収額 (法人事業税・百万円)			適用実態調査における租税特 別措置ごとの影 響額(法人事 業税・百万円)			目標①	目標②	目標③					
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (件)	将来予測	実績	目標値 (件)	将来予測	実績	目標値 (件)	将来予測	実績	目標値 (件)	将来予測	実績	
H23	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	▲38.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	-	
H24	-	不明	-	-	-	-	-	-	-	▲38.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	-	
H25	不明	-	-	-	-	-	-	-	-	▲44.3	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	不明	不明	-	
H26	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲44.3	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-	3	-	-	不明	不明	-
H27	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲44.3	▲63.0	142.3%	-	-	-	18	不明	-	-	20	不明	-	-	不明	不明	不明
H28	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲44.3	▲87.0	196.5%	-	-	-	20	不明	-	-	21	不明	-	-	不明	不明	不明
H29	1	1	100.0%	-	-	-	-	-	-	▲44.3	▲100.0	225.8%	-	-	-	12	不明	-	-	28	不明	-	-	不明	不明	不明
H30	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲126.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	-	
H31	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲126.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	-	
H32	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲126.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	-	
H33	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲126.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	-	
H34	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲126.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	-	
H35～ 未定	1	-	-	-	-	-	-	-	-	▲126.0	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	-	

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長		
税目	法人事業税		
区分	□新設	□拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ② 達成目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ③ 達成目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）では、政策目的（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。
- ④ 達成目標（事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ⑤ 達成目標（事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）を達成すべき時期（目標達成時期）が示されていない。
- ⑥ 新たな達成目標（事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。
- ⑦ 達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。
- ⑧ 達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件（目標達成時期）が示されていない。
- ⑨ 新たな達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ①・③ 「事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・

創出を通じた地域経済の活性化を図る」という政策目的を達成するための具体的な取組みとして、「事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく」と「経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく」ということを達成目標として設定している。

②・⑤・⑧ 目標達成時期については、本年5月の法改正により延長が認められた、機構の業務完了期限である平成38年3月末とする。

④ 事業再生支援は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業の再生を支援することにより地域経済の活性化を図る取組みであるが、事業者の事業再生・経営改善の状況は、経済環境等の予測不可能な事象により変わりうるものであり、当機構の支援方法・スキームも多様であることから、測定指標を具体的に設定することは困難であるが、必要性に応じてしっかり取り組んでいくことで、これまでの再生支援件数は、旧機構（H21.10～H25.3）28件、REVIC（H25.3～H30.7）80件となっているところ、その増加を図っていく。

⑥ 数値目標の設定は困難ではあるが、機構の事業再生支援は、民業補完の原則の下、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業の再生を支援することにより地域経済の活性化を図る取組みであり、引き続き、この取組みを進めていくことが重要と考えており、その旨を明記したところ。

⑦ 特定支援は、事業者の主債務とその代表者等の保証債務の一体整理を行うことで、経営者保証付債権の買取・整理を通じて代表者等の再チャレンジを支援する取組みだが、事業再生支援と同様に、経済環境等の予測不可能な事象により変わりうるものであり、当機構の支援方法・スキームも多様であることから、測定指標を具体的に設定することは困難であるが、必要性に応じてしっかり取り組んでいくことで、これまでの特定支援件数（H25.3～H30.7）は、79件となっているところ、その増加を図っていく。

⑨ 機構の特定支援は、再チャレンジ支援とも呼ばれており、特に事業譲渡型の特定支援は、事業者の主債務と企業の代表者等個人の保証債務を合わせて、機構が弁済計画の策定を支援し、債権買取を行い、スポンサー企業に債権を売却するものであり、実態として事業再生支援と同様の効果が生じることから、事業再生支援と併せて達成目標とすることが適当である。

【点検結果】

①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤・⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑧・⑨ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。【内閣府の補足説明】
—【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 過去の減収額（平成27年度及び28年度）について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。 ② 過去の減収額100百万円（平成29年度）が前回評価時の将来予測44百万円とかい離していることについて、その原因が明らかにされていない。 ③ 過去の減収額（平成27年度から29年度まで）について、別紙1において、「減収額（法人事業税・資本割）」の算出過程が備考欄で「⑤-③」と説明されているが、減収額は⑤（特例措置がない場合の税額）から①（税額）を減じたものであるため、説明に誤りがある。 【内閣府の補足説明】 ① 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」で把握される適用額の算定は、特例措置適用前と適用後の資本金の差分である。一方、減収額の算定根拠は別紙1のとおり、「適用前資本金×利率」と「適用後資本金×利率」の差分であるため、報告書で把握される適用額が計算式に直接表れないものの、実質的に同報告書で把握される適用額の考え方を踏襲した計算方法としている。 ② 税率の変更（見込み時：0.21%、実際の税率：0.415%）及び資本額の増加（26年10月に30億円増資）により、前回評価時の将来予測と過去の減収額実績に乖離が生じている。 ③ ご指摘のとおり、「⑤-①」の誤り。 【点検結果】 ①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
--

(5) 将來の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 ① 達成目標（事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる」と説明されているが、過去の効果（再生支援決定数）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（絏営者保証付債権の買取・整理を通じて絏営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）に対する過去の効果（特定支援決定数）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
--

進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）に対する過去の直接的な効果について、「本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。」と説明されているが、過去の効果（特定支援決定数）から他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

【内閣府の補足説明】
 ①・② 税制上の所要の措置が講じられていたことにより、当機構の業務遂行のための財産基盤の安定や、支援件数の増加に寄与したと考えられるが、税収減の具体的な効果を説明することは困難である。

【点検結果】
 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将來の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 達成目標（事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。
 ② 達成目標（絏営者保証付債権の買取・整理を通じて絏営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】
 ①・② 事業再生支援・特定支援の取組において、税制上の所要の措置が講じられることにより、将来においても当機構の業務遂行のための財産基盤の安定が図られ、支援件数の増加に寄与すると考えられる。なお、足元（30年7月末）においても相談件数は事業再生530件・特定支援886件、うち調整・検討中の件数は事業再生20件・特定支援81件となっており、こうした相談等に対応していくことで、支援件数の増加及び上記目標達成につながると考えられる。

【点検結果】
 ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【内閣府の補足説明】欄には、内閣府から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1 政策評価の対象とした政策の名称	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長
2 対象税目 ① 政策評価の対象税目 ② 上記以外の税目	(法人事業税・義)(地方税6)
	—
3 要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4 内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(株)地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)は、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るために、平成25年3月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法」の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)に基づき、(株)企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。</p> <p>平成30年5月23日に「株式会社地域経済活性化支援機構法」の一部を改正する法律が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限が平成33年3月末、業務完了期限が平成38年3月末にそれぞれ3年間延長された。</p> <p>当機構について、平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>上記措置の適用期限を当機構の業務完了により解散するまでの期間(37年度まで)延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の12第1項第1号ロ、附則第9条第11項</p>
5 担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
6 評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成30年8月 分析対象期間:平成27年度~37年度
7 創設年度及び改正経緯	前身の企業再生支援機構の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。 平成26年度税制改正要望において、延長要望を行い、平成31年3月31日まで特例措置の延長が認められた。
8 適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間 (平成31年度~37年度まで)

9 必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ・株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号) 第1条 株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようになるため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする
10 有効性	① 適用数	【政策】 6. 地域経済活性化事業等支援政策の推進 【施策】 ①「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業の推進
10 有効性	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。 事業再生支援件数及び特定支援件数の増加 事業再生支援は、今後も民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく。 このほか、経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく。 なお、こうした案件は、経済情勢の影響を大きく受けるため、目標の数値化は困難ではあるが、こうした取組みを行うことで、件数を増加させていく。 (参考)再生支援件数:旧機構(H21.10~H25.3)28件、REVIC(H25.3~H30.7)80件 特定支援件数:(H25.3~H30.7)79件
10 有効性	① 適用数	《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講じることにより、当機構の財務基盤が維持・強化され、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。

等	② 適用額	平成 27 年度以降: 24,084,800 千円 資本金額(26,084,800 千円) - 特例措置適用後の資本金額(2,000,000 千円)													
	③ 減収額	(単位: 百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成 27</th><th>28</th><th>29</th><th>30 以降</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人事業税</td><td>63</td><td>87</td><td>100</td><td>126 (見込み)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 27~29 年度の算定根拠については、別紙1参照。</p> <p>将来の減収額については、平成 31 年度以降の資本移動が現時点では予定されていないことから、平成 30 年度と同じ 126 百万円を予想。</p> <p>(算出根拠) <30 年度></p> <p>① 特例措置適用前 資本金額 $26,084,800 \text{ 千円} \times \text{税率(東京都) } 0.525\% = 136,945 \text{ 千円}$</p> <p>② 特例措置適用後 資本金額 $2,000,000 \text{ 千円} \times \text{税率(東京都) } 0.525\% = 10,500 \text{ 千円}$</p> <p>① - ② = 126,445 千円</p>	年度区分	平成 27	28	29	30 以降	法人事業税	63	87	100	126 (見込み)			
年度区分	平成 27	28	29	30 以降											
法人事業税	63	87	100	126 (見込み)											
④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 30 年 3月末までに、旧機構及び当機構で 106 件の再生支援決定(うち、81 件支援完了)や 72 件の特定支援決定(うち、39 件支援完了)等を行っており、着実に件数を積み上げることによって、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。														
	(参考1) 各年度の再生支援決定数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>旧機構</th><th>平成 25(*)</th><th>26</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生支援決定(件数)</td><td>28</td><td>10</td><td>18</td><td>18</td><td>20</td><td>12</td></tr> </tbody> </table> <p>* 平成 25 年 3月 18 日から平成 26 年 3月末までの実績</p>	年度区分	旧機構	平成 25(*)	26	27	28	29	再生支援決定(件数)	28	10	18	18	20	12
年度区分	旧機構	平成 25(*)	26	27	28	29									
再生支援決定(件数)	28	10	18	18	20	12									
	(参考2) 各年度の特定支援決定数 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度区分</th><th>平成 26(*)</th><th>27</th><th>28</th><th>29</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定支援決定(件数)</td><td>3</td><td>20</td><td>21</td><td>28</td></tr> </tbody> </table> <p>* 平成 26 年 10 月(特定支援機能が本機構の業務として新たに追加)から 27 年 3月末までの実績</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置を講じることにより、財務基盤が維持・強化され、当機構は、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。 当機構が業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれ</p>	年度区分	平成 26(*)	27	28	29	特定支援決定(件数)	3	20	21	28				
年度区分	平成 26(*)	27	28	29											
特定支援決定(件数)	3	20	21	28											

11	相当性	⑤ 税收减を是认する理由等	がある。 本措置を讲じることにより、財务基盤が维持・强化され、当机构は、地域経済の活性化に资する事业活动の支援机能を發揮することができることから税収减を是认する効果がある。	
		① 租税特别措置等によるべき妥当性等	本措置を讲じることにより、当机构において利益に関わりなく流れる租税公课が減额され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が维持・强化される。これは、利益に関わりなく流れる租税公课の分を事后的に追加出資や補助金等で手当てるよりも执行コストが小さく妥当である。 なお、東日本大震災事業者再生支援机构、民间资金等活用事業推进机构などの公的な机构でも同様の措置が讲じられている。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。	
12 有識者の見解			—	
13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成 25 年 8 月 (H25 内閣 02)	

(別紙1)

減収額の算定根拠

○平成27年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 税額	5,205,300 円		
② みなし資本額	2,000,000,000 円		
③ 税率	0.260 %	実際の税額①は分割基準により算出しているため、 便宜上の全体税率を割り戻して算出	①÷②
④ 資本額	26,084,800,000 円		
⑤ 特例措置がない場合の税額	67,889,605 円		④×③
⑥ 減収額(法人事業税・資本割)	62,684,305 円		⑤-①

○平成28年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 税額	7,256,700 円		
② みなし資本額	2,000,000,000 円		
③ 税率	0.363 %	実際の税額①は分割基準により算出しているため、 便宜上の全体税率を割り戻して算出	①÷②
④ 資本額	26,084,800,000 円		
⑤ 特例措置がない場合の税額	94,644,784 円		④×③
⑥ 減収額(法人事業税・資本割)	87,388,084 円		⑤-①

○平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 税額	8,302,700 円		
② みなし資本額	2,000,000,000 円		
③ 税率	0.415 %	実際の税額①は分割基準により算出しているため、 便宜上の全体税率を割り戻して算出	①÷②
④ 資本額	26,084,800,000 円		
⑤ 特例措置がない場合の税額	108,287,134 円		④×③
⑥ 減収額(法人事業税・資本割)	99,984,434 円		⑤-①

